

令和 6 年

富岡町議会会議録

第 1 回定例会

3 月 6 日開会～ 3 月 11 日閉会

富岡町議会

令和6年第1回富岡町議会定例会会議録目次

第1日 3月6日（水曜日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	5
○欠席議員	5
○説明のため出席した者	5
○事務局職員出席者	6
開 会（午前 9時00分）	7
○開会の宣告	7
○開議の宣告	7
○議事日程の報告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○諸報告	8
○議案の一括上程	12
○提案理由の説明及び一般町政報告	12
○一般質問	15
佐藤 啓 憲 君	15
渡 辺 正 道 君	24
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	37
○散会の宣告	44
散 会（午後 零時02分）	44

第2日 3月7日（木曜日）

○議事日程	47
○本日の会議に付した事件	48
○出席議員	49
○欠席議員	49
○説明のため出席した者	49
○事務局職員出席者	50

開 議 (午前 9時00分)	5 1
○開議の宣告	5 1
○議事日程の報告	5 1
○会議録署名議員の指名	5 1
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	5 1
○教育委員会委員就任挨拶	5 3
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	5 4
○散会の宣告	8 1
散 会 (午前 11時18分)	8 1

第3日 3月8日(金曜日)

○議事日程	8 5
○本日の会議に付した事件	8 5
○出席議員	8 6
○欠席議員	8 6
○説明のため出席した者	8 6
○事務局職員出席者	8 6

開 議 (午前 9時00分)	8 8
○開議の宣告	8 8
○議事日程の報告	8 8
○会議録署名議員の指名	8 8
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	8 8
○散会の宣告	1 3 5
散 会 (午後 零時08分)	1 3 5

第4日 3月11日(月曜日)

○議事日程	1 3 9
○本日の会議に付した事件	1 3 9
○出席議員	1 4 0
○欠席議員	1 4 0
○説明のため出席した者	1 4 0
○事務局職員出席者	1 4 1

開 議 (午前 9時00分)	1 4 2
----------------------	-------

○開議の宣告	1 4 2
○議事日程の報告	1 4 2
○会議録署名議員の指名	1 4 2
○追加議案の提案理由の説明	1 4 2
○日程の追加	1 4 3
○議案第32号 富岡町副町長の選任につき同意を求めることについて	1 4 3
○副町長就任挨拶	1 4 6
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	1 4 6
○委員会報告	1 5 9
○動議の提出	1 6 3
○閉会の宣告	1 6 3
閉 会 （午前10時49分）	1 6 4

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和6年第1回富岡町議会定例会

議事日程 第1号

令和6年3月6日(水) 午前9時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会広報特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務文教常任委員会報告
- 6、産業厚生常任委員会報告

日程第4 議案の一括上程

- 報告第 1号 専決処分の報告について
- 報告第 2号 専決処分の報告について
- 報告第 3号 専決処分の報告について
- 議案第 1号 専決処分の報告及びその承認について
- 議案第 2号 専決処分の報告及びその承認について
- 議案第 3号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 4号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和6年度の町税等の減免に関する条例について
- 議案第 5号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議案第 6号 富岡町土地改良施設管理条例について
- 議案第 7号 富岡町放課後児童クラブ施設の設置等条例について
- 議案第 8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9号 富岡町なかよし広場設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 富岡町社会体育施設条例の一部を改正する条例について

- 議案第 1 3 号 富岡町滝川ダム建設対策基金条例を廃止する条例について
- 議案第 1 4 号 富岡町共生型サポート拠点施設の指定管理者の指定につき同意を求めることについて
- 議案第 1 5 号 富岡町総合福祉センターの指定管理者の指定につき同意を求めることについて
- 議案第 1 6 号 富岡町地域交流館の指定管理者の指定につき同意を求めることについて
- 議案第 1 7 号 双葉地方広域市町村圏組合規約の一部を改正する組合規約について
- 議案第 1 8 号 令和 5 年度富岡町一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 1 9 号 令和 5 年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 2 0 号 令和 5 年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 2 1 号 令和 5 年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 2 2 号 令和 5 年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 2 3 号 令和 5 年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 2 4 号 令和 5 年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 2 5 号 令和 6 年度富岡町一般会計予算
- 議案第 2 6 号 令和 6 年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 2 7 号 令和 6 年度富岡町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 2 8 号 令和 6 年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 2 9 号 令和 6 年度富岡町介護保険事業特別会計予算
- 議案第 3 0 号 令和 6 年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 3 1 号 令和 6 年度富岡町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 5 提案理由の説明及び一般町政報告
- 日程第 6 一般質問
- 日程第 7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決
- 報告第 1 号 専決処分の報告について
- 報告第 2 号 専決処分の報告について
- 報告第 3 号 専決処分の報告について
- 議案第 1 号 専決処分の報告及びその承認について
- 議案第 2 号 専決処分の報告及びその承認について
- 議案第 3 号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 4 号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和 6 年度の町税等の減免に関する条例について
- 議案第 5 号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を

改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

- 議案第 6 号 富岡町土地改良施設管理条例について
- 議案第 7 号 富岡町放課後児童クラブ施設の設置等条例について
- 議案第 8 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 富岡町なかよし広場設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 10 号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 11 号 富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 12 号 富岡町社会体育施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第 13 号 富岡町滝川ダム建設対策基金条例を廃止する条例について
- 議案第 14 号 富岡町共生型サポート拠点施設の指定管理者の指定につき同意を求めることについて
- 議案第 15 号 富岡町総合福祉センターの指定管理者の指定につき同意を求めることについて
- 議案第 16 号 富岡町地域交流館の指定管理者の指定につき同意を求めることについて
- 議案第 17 号 双葉地方広域市町村圏組合理約の一部を改正する組合理約について
- 議案第 18 号 令和 5 年度富岡町一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 19 号 令和 5 年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 20 号 令和 5 年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 21 号 令和 5 年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 22 号 令和 5 年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 23 号 令和 5 年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 24 号 令和 5 年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 25 号 令和 6 年度富岡町一般会計予算
- 議案第 26 号 令和 6 年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 27 号 令和 6 年度富岡町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 28 号 令和 6 年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 29 号 令和 6 年度富岡町介護保険事業特別会計予算
- 議案第 30 号 令和 6 年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 31 号 令和 6 年度富岡町介護サービス事業特別会計予算

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会広報特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務文教常任委員会報告
- 6、産業厚生常任委員会報告

日程第4 議案の一括上程

- 報告第 1号 専決処分の報告について
- 報告第 2号 専決処分の報告について
- 報告第 3号 専決処分の報告について
- 議案第 1号 専決処分の報告及びその承認について
- 議案第 2号 専決処分の報告及びその承認について
- 議案第 3号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 4号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和6年度の町税等の減免に関する条例について
- 議案第 5号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議案第 6号 富岡町土地改良施設管理条例について
- 議案第 7号 富岡町放課後児童クラブ施設の設置等条例について
- 議案第 8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9号 富岡町なかよし広場設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 富岡町社会体育施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 富岡町滝川ダム建設対策基金条例を廃止する条例について
- 議案第14号 富岡町共生型サポート拠点施設の指定管理者の指定につき同意を求めることについて
- 議案第15号 富岡町総合福祉センターの指定管理者の指定につき同意を求めることについて
- 議案第16号 富岡町地域交流館の指定管理者の指定につき同意を求めることについて
- 議案第17号 双葉地方広域市町村圏組合格約の一部を改正する組合格約について
- 議案第18号 令和5年度富岡町一般会計補正予算（第6号）

- 議案第19号 令和5年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
議案第20号 令和5年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
議案第21号 令和5年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議案第22号 令和5年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
議案第23号 令和5年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第24号 令和5年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
議案第25号 令和6年度富岡町一般会計予算
議案第26号 令和6年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算
議案第27号 令和6年度富岡町公共下水道事業特別会計予算
議案第28号 令和6年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算
議案第29号 令和6年度富岡町介護保険事業特別会計予算
議案第30号 令和6年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算
議案第31号 令和6年度富岡町介護サービス事業特別会計予算

日程第5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第6 一般質問

日程第7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

- 報告第1号 専決処分の報告について
報告第2号 専決処分の報告について
報告第3号 専決処分の報告について
議案第1号 専決処分の報告及びその承認について
議案第2号 専決処分の報告及びその承認について

○出席議員（10名）

- | | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 堀本典明君 | 2番 | 佐藤教宏君 |
| 3番 | 佐藤啓憲君 | 4番 | 渡辺正道君 |
| 5番 | 高野匠美君 | 6番 | 遠藤一善君 |
| 7番 | 安藤正純君 | 8番 | 宇佐神幸一君 |
| 9番 | 渡辺三男君 | 10番 | 高橋実君 |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長 山本育男君

副町長	高野剛君
副町長	竹原信也君
教育長	岩崎秀一君
会計管理者	植杉昭弘君
総務課長	志賀智秀君
企画課長	杉本良君
税務課長	斉藤一宏君
住民課長	猪狩力君
福祉課長	飯塚裕之君
健康づくり課長	黒澤真也君
生活環境課長	遠藤博生君
産業振興課長	原田徳仁君
都市整備課長	大森研一君
教育総務課長	松本真樹君
生涯学習課長	坂本隆広君
郡山支所長	佐藤邦春君
いわき支所長	猪狩直恵君
総務課課長補佐 兼秘書係長	大和田豊一君
代表監査委員	坂本和久君

○事務局職員出席者

参議事	兼局長	小林元一
議副庶	局兼長	杉本亜季
議庶	局事	高橋優斗

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(高橋 実君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第1回富岡町議会定例会を開会いたします。

○開議の宣告

○議長(高橋 実君) 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(高橋 実君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長(高橋 実君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず初めに、今定例会における会期及び日程等について、去る2月29日の議会運営委員会において審議をしていただきました。その結果、会期は本日から11日までの6日間とし、9日、10日は議案調査のため休会とする旨の答申を受けておりますので、ご報告いたします。

次に、去る2月26日に令和5年度福島県町村議会議長会の定期総会が開催され、その席上で全国町村議会議長会の表彰規定に基づく町村議会議員として27年以上在職の自治功労者表彰の伝達が行われ、本町議会から私が受賞いたしました。つきましては、大変恐縮ですが、副議長より表彰状の伝達をお願いしたく申し上げます。

〔表彰状の伝達〕

○議長(高橋 実君) 挨拶する柄ではないのですが、ここでただいま表彰状をいただきましたことに対し、御礼の言葉を申し上げます。

本日、自治功労者表彰をいただき、誠に感謝申し上げます。この表彰は、議員各位や町執行部の皆様の温かいご理解とご協力を賜りましたこと、また町民の方々、家族の支えがいただいていたものと思っております。今後も町の発展と町民福祉の向上にさらなる尽力をまいりますので、より一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。(拍手)

次に、令和5年第4回と令和6年第1回双葉地方広域市町村圏組合議会定例会並びに令和6年第1回双葉地方水道企業団議会定例会について、文書をもって報告しておりますので、御覧いただくようお願い申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（高橋 実君） 次に、日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

4番 渡 辺 正 道 君

5番 高 野 匠 美 君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（高橋 実君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から11日までの6日間とし、9日と10日は休会といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から11日までの6日間とし、9日と10日は休会とすることに決定いたしました。

○諸報告

○議長（高橋 実君） 次に、日程第3、諸報告に入ります。

初めに、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、坂本和久君。

〔代表監査委員（坂本和久君）登壇〕

○代表監査委員（坂本和久君） 皆さん、おはようございます。それでは、監査委員より例月出納検査の報告をいたします。

5監第19号、令和6年3月6日、富岡町長、山本育男様、富岡町議会議長、高橋実様、富岡町監査委員、坂本和久、富岡町監査委員、宇佐神幸一。

例月出納検査報告書。例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記。1、検査の対象。(1) 令和5年11月、12月、令和6年1月。(2) 一般会計及び特別会計。(3) 歳入歳出外現金。

2、検査の時期。令和5年12月20日・令和6年1月22日・2月20日。

3、検査の結果。(1) 収支出納関係諸帳簿及び整備の状況、適切であると認めた。(2) 違法または不適切と認めて指示した事項、なし。(3) 検査時における現金及び予算執行の状況、適切である

と認めた。

以下、別紙は記載のとおりですので、朗読を省略いたします。

○議長（高橋 実君） 次に、委員会報告に入ります。

議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

4 番、渡辺正道君。

〔議会運営委員会委員長（渡辺正道君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（渡辺正道君） おはようございます。報告第1号、令和6年3月6日、富岡町議会議長、高橋実様、議会運営委員会委員長、渡辺正道。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、(1)議案審議について、(2)3月定例会の会期及び日程について、(3)その他、①一般質問について、②その他。

2、審査の経過。回数、第1回、日時、令和6年2月29日午前8時50分、場所、富岡町役場第1委員会室、出席委員5名、欠席委員なし、説明出席者、総務課長、同補佐、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。第1回、(1)議案審議について。3月定例会に町長提出予定の議案等の内容について、総務課長より説明を受けた。提出予定議案は次のとおり。報告案件3件、承認案件2件、人事案件1件、新規条例案件4件、条例の一部改正案件5件、廃止条例案件1件、同意案件3件、共同規約一部改正案件1件、補正予算案件7件、当初予算案件7件、合計34件。(2)3月定例会の会期及び日程について。3月定例会の会期日程については、会期を3月6日から11日までの6日間とすることに決し、議長に答申した。(3)その他。①一般質問について、一般質問の通告2名について、議会事務局長より説明を受けた。②その他。

以上です。

○議長（高橋 実君） ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会広報特別委員会の報告を委員長より求めます。

5 番、高野匠美君。

〔議会広報特別委員会委員長（高野匠美君）登壇〕

○議会広報特別委員会委員長（高野匠美君） おはようございます。報告第2号、令和6年3月6日、富岡町議会議長、高橋実様、議会広報特別委員会委員長、高野匠美。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第217号の編集について、(2)その他。第4回、(1)とみおか議会だより第217号の最終校正について、(2)その他。

2、審査の経過。記載のとおりとなっていますので、後にご確認ください。

3、審査の結果。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第217号の編集について。とみおか議会だより第217号企画表に基づき、議会報編集の事務分担を決めた。表紙は、富岡町二十歳を祝う会の写真とすることに決した。巻末「ちょっとひとこと」は、従来のコメント掲載ではなく、富岡町二十歳を祝う会の参加者の写真とすることに決した。とみおか議会だより第217号の今後の作成スケジュールについて協議し、本特別委員会を4回開催することに決した。リード記事の審議及び編集、質疑応答のピックアップ、レイアウトの審議を実施した。第4回、(1)とみおか議会だより第217号の最終校正について。議会報の最終校正及び内容確認等を実施した。

以上です。

○議長（高橋 実君） ただいま議会広報特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件については、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、渡辺三男君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君） 報告第3号、令和6年3月6日、富岡町議会議長、高橋実様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺三男。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（令和5年11月・12月・令和6年1月分）について、2、(1)東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について、(2)その他、3、その他。

2、審査の経過。審査の経過については、お読み取りください。

3、審査の結果。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（令和5年11月・12月・令和6年1月分）について。原子力発電所通報連絡処理簿に基づいた福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所の通報内容について、生活環境課より説明を受けた。2、（1）東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について。廃炉に向けた主な作業項目と現在の作業の進捗状況について、東京電力ホールディングス（株）より説明を受けた。委員からは、ヒューマンエラー防止のための教育を徹底すること、燃料デブリ取り出しのための設備に関すること、作業員の安全管理に関することなど質疑が出された。2、（2）その他。委員から東京電力ホールディングス（株）に対し、第5次追補において未請求者への周知徹底の要望や、福島第二原子力発電所の廃炉に対する進捗状況についてなど質疑が出された。3、その他。

終わります。

○議長（高橋 実君） ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長の報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、原子力発電所等に関する特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、所管事務の調査については文書をもって報告しておりますが、委員長報告に対し、1人1回の質疑を許可することになっておりますので、質疑を許します。

まず初めに、総務文教常任委員会委員長の報告に対して質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

次に、産業厚生常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

以上で所管事務の調査についてを終わります。

以上をもって委員会報告を終わります。

これをもって諸報告を終わります。

○議案の一括上程

○議長（高橋 実君） 次に、日程第4、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○提案理由の説明及び一般町政報告

○議長（高橋 実君） 次に、日程第5、提案理由の説明及び一般町政報告を行います。

町長より提案理由の説明及び一般町政報告を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 皆さん、おはようございます。うららかな春の陽光の中、復興、創生の新たなステージを迎えスタートした令和5年度ですが、早いもので残り一月足らずとなりました。

本年度を振り返りますと、4月の特定復興再生拠点区域の避難指示解除に続き、11月には小良ヶ浜地区、深谷地区内の点・線拠点の避難指示解除がなされました。そして、先月16日には富岡町特定帰還居住区域復興再生計画が内閣総理大臣により認定され、今後、本格的に除染やインフラ復旧の事業が開始されるなど、次の一步を踏み出すこととなります。地域住民の皆様の悲願であります、ふるさとへの帰還をできるだけ早く実現させるため、一つ一つの課題に丁寧に向き合い、迅速かつ着実に取組を進めてまいります。本町が真に目指す町内全域の避難指示解除に向けて、引き続き全力で取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

5月には、ここ数年猛威を振り続けていた新型コロナウイルス感染症が感染症法上の位置づけ2類相当から季節性インフルエンザなどと同じ5類へ移行されたことにより、休止や自粛を余儀なくされていたイベントや行事等が再開されるなど、家庭、学校、職場や地域といったあらゆる場面で日常生活を取り戻すことができるようになりました。

本町の主要施設においては、1月末まで順調に利用者数を伸ばし、富岡町文化交流センターで1万6,908人、とみおかアーカイブ・ミュージアムで2万307人、富岡町総合スポーツセンターで2万3,452人と、いずれの施設においても昨年度より増加しております。引き続き、さらなる交流人口、関係人口の拡大に向けて、文化、芸術、スポーツの振興を図るとともに、様々な魅力あるイベントの開催等を通じて、積極的に町のにぎわいづくりに取り組んでまいります。

去る1月6日には、富岡町二十歳を祝う会を開催し、8名の若者の新たな門出を祝うことができました。13年前の震災のときには小学1年生だった子供たちが、避難生活の中でも様々な困難を乗り越えて、健やかに成長して立派な大人になってくれたことは何よりもうれしく、一人一人の幸せとご活

躍を心よりお祈りし、エールを送りたいと思います。

1月14日には、さくらモールとみおか駐車場において、令和6年富岡町消防団出初式を挙行しました。当日は、消防団員74名が参加し、通常点検や分列行進を行った後、ご来賓の皆様からご挨拶をいただき、団員一同の団結と士気向上を図ることができました。現在、分団ごとに町内の夜警活動も行っており、引き続き、町民の安全、安心のため、防火、防犯に努めてまいります。

1月19日には、文化交流センター学びの森において、ご来賓の皆様をはじめ、関連団体や事業者の皆様など、多くの方々にご臨席を賜り、4年ぶりとなる賀詞交歓会を開催いたしました。200名を超える参加者の皆様と新たな年を祝い、ふるさとへの熱い思いをお聞きすることができ、大変意義のある機会であったと感じますとともに、これからも本町の復興、再生に向けて、しっかりと着実に取組を進めていかなければならないとの決意を新たにいたしました。

また、賀詞交歓会に先立ち開催した表彰式では、3名の町議会議員の皆様を含め、功労表彰5名、善行表彰1名の方々が表彰の栄に浴されました。受賞者の皆様には、これまでのご功労とご貢献に対して深く感謝の意を表しますとともに、今後も本町に思いをお寄せいただき、引き続きのご支援、ご協力をお願いいたします。

来年度の4月6日、7日に開催を予定しております桜まつりについては、震災前と同様に夜の森公園を会場とし、出店者の募集や魅力的なイベントなどの準備を着々と進めております。多くの皆様に町民の宝である夜の森の桜並木を大いに楽しんでいただき、町のにぎわいにつなげたいと考えております。

それでは、令和6年第1回富岡町議会定例会を開催するに当たり、さきの定例会以降の町政についてご報告申し上げ、次いで今定例会に提案いたしました議案等についてご説明申し上げます。

初めに、本町の復興、再生のための羅針盤となる富岡町災害復興計画（第三次）の策定状況については、今年度中の基本理念及び基本方針などの骨子案を作成するため、骨子案検討委員会を複数回開催しております。今後は、学識経験者や関係機関、町職員等で構成する政策化会議において、第三次復興計画をまとめ上げ、パブリックコメントを実施した上で、令和6年度末までの計画策定に向けて取り組んでまいります。

次に、本年度に実施しております施設等の整備状況につきましては、野菜集出荷施設建築工事が竣工し、年度末の外構工事完了、この春からの稼働開始に向け準備を進めております。

また、子供たちの健やかな成長と保護者の皆さんが安心できる子育て環境を整え、帰還と移住、定住の促進を図ることを目的として整備を進めておりました放課後児童クラブ施設については、今月末に完成見込みで、令和6年4月の開所を予定しております。

総合体育館の耐震補強、その他改修工事については、現在まで順調に工事が進捗しており、工期内に予定どおり完了する見込みです。工事完了後は、耐震化に加えて照明のLED化や新しくなった床面など、より快適にご利用いただける施設として機能させてまいります。

小良ヶ浜地区、深谷地区の舗装復旧工事については、先月末に工事が完了しており、農業集落排水施設については、現時点での管渠被災状況調査を実施し、その調査結果を基に、来年度復旧工事に着手すべく設計を行っております。

計画的に実施しております町内の公園整備については、岡内中央児童公園の復旧工事及び夜の森つつみ公園のトイレや展望デッキの工事が完了しており、今年度中に園路の舗装工事が完了する見込みです。

次に、令和6年度予算の編成について申し上げます。令和6年度予算につきましては、基本目標を、未来志向の取組を拡充し、町内全域の復興、創生を加速すると定め、本年度に引き続き、需要と供給を高め、地域経済を好循環させる農業、産業の育成、人が人を呼び込む流れを町内に築き、その広がりをもって地域全体のにぎわいを形づくる帰還と移住促進、自ら考え、行動し、進んで楽しく学ぶ子供を地域で育てる子供たちの環境づくりを取組方針として、町民生活に直結する予算をしっかりと確保するとともに、取組方針に関連する事業へ予算を重点的に配分することとして予算編成を行いました。予算の編成においては、選択と集中、また最少の経費で最大の効果を上げることを念頭に細部にわたる調整に努め、一般会計におきましては令和5年度当初予算比8億1,014万6,000円、率にして5.7%増の150億9,744万7,000円とし、6特別会計予算の総額におきましては令和5年度当初予算比1億9,409万3,000円、率にして4.2%減の44億5,721万2,000円となりました。

令和6年度予算には、新たな産業団地の整備に向けた用地取得等に係る予算を計上するとともに、農業水利施設等保全事業や営農再開支援事業、森林再生事業、中小企業等支援事業など産業基盤の再生、整備と事業者の方々への支援による農業と産業の育成のための予算、移住、定住推進事業や定住促進化対策住宅補助事業、帰還、移転支援補助事業、子育て世帯定住促進事業など帰還と移住促進のための予算、また昨年度施設整備が完了した放課後児童クラブや認定こども園、地域交流館等の施設運営事業、教育用コンピューター事業、就園、就学補助事業など、子供たちの環境づくりのための予算等を幅広く計上いたしました。そのほかにも防犯、防火パトロール事業や除染、放射線対策事業、予防接種や感染症対策事業など安全と安心を確保するための予算や、国民健康保険や介護保険、公共施設の維持など、住民の生活に欠くことのできない基本的な予算に関しましてもしっかりと計上しております。

令和6年度におきましても、本町を取り巻く社会情勢や経済状況等を見極めた柔軟な考えの下、予算編成時に未来志向の取組を拡充し、町内全域の復興、創生を加速すると定めた基本目標が目に見えるものとなるよう、真摯に取り組んでまいりますので、議員の皆様のご理解とご協力を重ねてお願いいたします。

次に、今定例会に提出しております議案等について申し上げます。今定例会には報告案件3件、承認案件2件、人事案件1件、条例の新規制定案件4件、条例の一部改正案件5件、条例の廃止案件1件、同意案件3件、共同規約の一部改正案件1件、補正予算案件7件、当初予算案件7件の計34件の

議案等を提出しております。詳細につきましては、それぞれの議案審議の際にご説明申し上げますが、いずれも町政執行上重要な案件でありますので、慎重審議の上、速やかなる議決を賜りますようお願い申し上げます。町政報告及び提案理由の説明といたします。

○議長（高橋 実君） これをもって提案理由の説明及び一般町政報告を終わります。

○一般質問

○議長（高橋 実君） 次に、日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

まず、3番、佐藤啓憲君の登壇を許します。

3番、佐藤啓憲君。

〔3番（佐藤啓憲君）登壇〕

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

それでは、大きな1番、町内生活における必要な施策について。(1)、令和5年度において復興庁で行われた住民意向調査より、既に富岡町で生活していると回答された方から富岡町での今後の生活において必要だと感じていることは、1、医療機関、診療科の拡充、2、商業施設の再開、充実、3、防犯体制の強化、この3点が最も多く回答されている。この結果を受けて町はどのように分析し、検討されているのか伺いたい。

大きな2番、福島国際研究教育機構における富岡町の役割について。(1)、福島イノベーション・コースト構想を発展させ、司令塔となる中核的な拠点として、令和5年4月に福島国際研究教育機構、F-R-E-Iが設立された。このほど地域の新産業創出等研究開発協議会や広域連携ワーキンググループなども開催され、広域連携について協議されていると思われるが、今後の富岡町としての関わりと方針について伺いたい。

以上、2点の答弁をよろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 3番、佐藤啓憲議員の一般質問にお答えいたします。

1、町内生活における必要な施策について。(1)、令和5年度において復興庁で行われた住民意向調査より、既に富岡町で生活していると回答された方から富岡町での今後の生活において必要だと感じていることは、①、医療機関（診療科）の拡充、②、商業施設の再開、充実、③、防犯体制の強化、この3点が最も多く回答されている。この結果を受けて町はどのように分析し、検討されているか伺いたいについてお答えいたします。今年度で12回目となりました復興庁、福島県と合同で実施する住

民意向調査におきまして、町内居住者が町内生活に求める医療機関（診療科）の拡充、商業施設の再開、充実、防犯体制の強化は、町政懇談会アンケートにおいて町民の皆様にお聞きした、町内生活に必要と感じていることという問いでも高い回答率となっております。町内での暮らしに直結する課題でありますので、これらの取組にさらに力を入れるべきと改めて認識をしたところであります。

まず、医療機関（診療科）の拡充につきましては、医療人材不足や経営面の不安など、本町のみならず、複合被災地域における医療を取り巻く環境は依然として厳しい状況であることから、困難な課題であると受け止めております。

本年1月には双葉地方町村会として、双葉地域における中核的病院構想の前倒し及び当該病院開院までの間における双葉地方医療体制の充実を中心とする地域医療提供体制のさらなる充実を県に対して要望してまいりました。引き続き、町内の医療従事者や双葉郡医師会、ふたば医療センター附属病院と連携を図るとともに、国や県に地域の実情をお伝えし、医療機関、診療科の必要な拡充に向け、粘り強く取り組んでまいります。

次に、商業施設の再開、充実につきましては、町内での事業再開や企業を応援する国、県の自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業や福島県原子力被災事業者事業再開等支援事業、町単独の事業再開及び創業・事業展開支援事業などを案内し、町内に店舗を増やすための支援を継続しておりますが、地域の皆様のニーズに対して、飲食店や小売業の再開、操業は十分とは言えない状況でありますので、商工会との連携を図りながら、さらなる周知、情報発信に力を入れてまいる考えであります。

また、町内買物環境充実に向け、地域経済の下支えと町民の皆様生活を応援するプレミアム付商品券事業についても、令和6年度においては町単独事業として実施することとしております。次に、防犯体制の強化につきましては、従前からの24時間365日体制の各種パトロール事業に加え、昨年11月末の小良ヶ浜地区、深谷地区内の点・線拠点、避難指示解除に合わせた常駐警備員の配置など、様々な方法による人の目での監視や防犯カメラの設置、警察、消防をはじめ、包括的連携協定を締結した民間事業者との情報交換などを実施しております。今後は、それぞれの事業者同士の情報共有など、横の連携を深め、より一層の防犯体制強化を図るとともに、実施している防犯対策の事業内容を積極的に発信し、犯罪等の抑止と防犯意識のさらなる醸成につなげてまいります。

今年度の住民意向調査の結果では、戻らないと決めているとの回答が48%を超えた一方で、既に富岡町で生活しているや戻りたいと考えているとの回答率が昨年度との比較で若干ではありますが、上昇しており、この流れを確かなものとしていくため、国や県などの関係機関との連携はもとより、民間の皆様のご協力も賜りながら、課題解決に向けた施策に全庁横断的に真摯に取り組んでいくことにより、誰もが住みやすい町を目指してまいります。

次に、2、福島国際研究教育機構における富岡町の役割について。(1)、福島イノベーション・コースト構想を発展させ、司令塔となる中核的な拠点として、令和5年4月に福島国際研究教育機構、F-R-E-Iが設立された。このほど地域の新産業創出等研究開発協議会や広域連携ワーキンググループ

プなども開催され、広域連携について協議されていると思われるが、今後の富岡町としての関わりと方針について伺いたいについてお答えいたします。福島をはじめ、東北の復興を実現するための夢や希望となるとともに、国の経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる創造的復興の中核拠点を目指すことを使命とする福島国際研究教育機構、F-R-E-Iにつきましても、昨年4月の設立以降、新たな産業の創出等に資する研究開発や人材育成などを協議し、福島全体で最適な研究開発体制を構築するための司令塔機能である新産業創出等研究開発協議会、通称F-R-E-I協議会やF-R-E-Iを核としたパートナーシップによる広域連携の構築を図ることを目的とする広域連携ワーキンググループ、研究開発等における諸課題についての議論を実施する研究開発等ワーキンググループなど、県市町村、大学、研究機関、企業、団体等の多様な連携を推進するための活動が始められており、令和6年度におきましてもF-R-E-I協議会や各ワーキンググループ、小中学生向けの科学実験教室などの開催が予定されております。

現在、町といたしましては、F-R-E-Iの事業が地域の皆様にとって有益なものとなることを目指し、F-R-E-Iへの参画を希望する大学や民間事業者等に情報提供を行いながら、町内をフィールドとした実証事業や研究開発、人材育成に積極的に協力するとともに、企業誘致や産学官連携を推進していく上での拠点として、サテライトオフィスとみおかワーキングベースを昨年9月に開設するなど、町内に活発に人を呼び込む施策を推進しております。このような取組をF-R-E-Iに対してしっかりとお伝えするとともに、町商工会主催でF-R-E-Iに関する勉強会の開催に結びつけるなど、町内の事業者等とのつなぎ役としてF-R-E-Iとの関係強化に努めているところであります。

本町は、双葉郡の中核拠点として、近隣町村と力を合わせて発展に力を尽くしてまいりましたことから、今後も県や関係市町村と緊密に連携し、広域的な観点から浜通り地方はもとより、福島県全体の復興、創生に向け、引き続きF-R-E-Iが実施する各事業に積極的に参加してまいりますので、議員のご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 再質問に入ります。

3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） 町長から答弁いただき、ありがとうございました。

今回このような質問に至りましたのは、富岡町に戻って生活している上で、皆さんがどのように感じているのか、また震災後、新たに移住されて富岡町で生活されている方も同じような思いを持たれているのではないかと思います。そういった視点から何点か再質問をさせていただきたいと思っております。

医療機関の拡充ということですが、町長答弁にもありましたが、なかなかその人材不足であったり、問題点がたくさんあるということではございますが、こういったことも聞かれました、人工透析だとかの通院時間、そういったものを考えると、なかなか治療時間を含めて、遠方まで通院するのに時間がかかってしまうとか、あとは妊婦で遠方の産婦人科で出産するというようなことと思

いますので、そういったところに不安があるといったようなことも聞かれますが、今後大野病院等も計画されていると聞いていますけれども、それまでの期間がかなりあると思うのですが、そういったことの何か対策等、町は考えているものがあるのか、そういったところをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒澤真也君） ご質問がございました、いわゆる専門の医療科、こういったことの再開であるとか、開設であるとか、こういったことに関しましては、やはり郡内各町、居住者数の関係であるとか、交通手段が不十分であるということから、なかなか安定した経営の面で課題が想定されます。また、そういったところが近隣のところに同様の診療科があるような場合には、その機能が重複するようなことも考えられておりますので、この辺りがこの地域でそういった専門の医療機関が定着しない原因になっているかと考えております。

その辺も含めて、先ほど町長答弁にありましたように、その辺りの課題をどういうふう克服していくか、様々な関係機関と協議を重ね、中核的病院、こちらの開設までの間ということで協議を重ねていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） これまでいろいろ検討はされていると思うのですが、なかなか難しいところがあるのかなと思いますが、町だけではなくていろいろ広域的に考えなくてはならない問題だと思いますので、引き続きお願いしたいと思います。

あと、大野病院についてのことなのですが、大熊町の県立大野病院が今後再開を目指して検討されています。現在、富岡町のふたば医療センターでは、救急医療だとか、あとは在宅診療、訪問介護など、双葉郡の南部地域を担っているという部分が大変大きいと思われまます。ふたば医療センターの今後の存続とか、あとそういったものについてはどうなっていくのか、町の見解をお願いしたいと思います。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒澤真也君） お答えいたします。

ふたば医療センター附属病院につきましては、地域住民や復興事業従事者の安心を医療の面から支え、双葉地域の復興に貢献するとともに、住民等の健康を守る医療、信頼される医療を目指し、地域住民と共に歩むという基本理念の下に、2次救急医療をはじめとする双葉地域に必要な医療を確保し、3つの安心を医療の面から支えること。双葉地域で2次救急を担う医療提供体制を整備することにより、近隣地域の2次、3次救急医療機関の負担軽減を図ることを目標としまして、平成30年4月に開院し、現在も地域の2次救急医療を担っておるところでございます。

双葉地域の中核的病院の整備に伴うふたば医療センター附属病院の扱いにつきましては、双葉地域

における中核的病院のあり方検討会議の中では議論されていないことを確認しております。県からは、現時点では未定であり、今後関係機関と協議しながら検討していくと伺っておるところでございます。町といたしましても、こちらの協議を継続することによりまして、今後のふたば医療センター附属病院、こちらの扱いについて継続して検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ふたば医療センターは、これからの計画としてはまだ全然決まっていないということで了解しました。ただ、町民の安心、特に双葉郡の南部方面の方にとっては、やはり重要な拠点になると思いますので、そこら辺の重要性についてしっかりと県と協議を続けていってほしいなと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

今答弁いただきましたけれども、それらを含めまして、広域的な医療の利便性の向上について、県に対して引き続き町としてもさらに強く要望していただきたいと思ひますけれども、その辺についてはどうでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 大熊町の医療センター、協議会は途中だよね。そこまでの経緯の説明、富岡町では誰が協議会に出ていたのだから分かる人が答弁に回ってもらいたいのと、あとは富岡町にある医療センターと檜葉町にある医療センター、この立ち位置も併せて、どんなふうになっているのか分かる範囲内で答弁してください。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒澤真也君） 双葉地域における中核的病院の整備構想につきましては、令和4年の8月から検討会議が開始されまして、昨年10月に第6回の会議ということで、こちらで整備の基本構想が策定されたところでございます。

それで、検討会議の委員でございますが、双葉地方町村会の会長、双葉地方町村議会議長会の会長、大熊町、双葉町の各町長、双葉郡医師会の会長、福島県厚生農業協同組合連合会の代表理事長と代表理事常務、福島県立医科大学の理事長、理事、それから福島県医師派遣調整監、それから福島県の副知事、福島県避難地域復興局の局長、保健福祉部の部長、病院局の病院事業管理者、局長、ふたば医療センター長といったメンバーで、本町からはこちらの会議に参加はしていない状況でございました。そういった中で、随時県からはこちらの会議の進捗状況については伝わってはきておったところでございますが、なかなか直接的に言う場面がなかったということでございます。

今回こちらの基本構想が出来上がりましたので、これから先、こちらにつきましては来年度、基本計画を策定し、再来年度に調査、基本実施設計、それから令和8年度から造成建築工事ということでスケジュールがなされておりますので、こちらの計画がどのように進んでいくのかということも町としてしっかりと認識してまいりたいと考えておるところでございます。

それから、その中で、先ほども申し上げましたが、ふたば医療センター附属病院であるとか、リカ

一レ、榑葉町にあるふたば復興診療所、こちらの今後については議論されていなかったということでございますので、こちらの存続、それから取扱い、そういったことについてこれからしっかりと議論を深めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） まだまだ全然話は進んでいないのかなと思いますけれども、やはり町としてもしっかりと意見、要望をどんどん県に上げていくということも必要だと思いますので、引き続きお願いしたいなと思います。

続きまして、商業施設の再開と充実ということなのですが、町長答弁からもありましたとおり、なかなか商業施設の再開というところは難しいところがあるのかなと思いますけれども、今現在の買物環境の充実ということについて、食品等については特にさくらモールにお世話になっているところがございます。仕事をしている人が少し帰宅時間が遅れてしまうと、買物ができないという声が結構聞かれますので、終了時間が現在19時になっていますけれども、今後、終了時間の延長等をしていただけると助かると思うのですが、そのところの交渉はお願いできますでしょうか。よろしく願います。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 今ほどの営業時間の延長という形でございますが、この件についてはかなり前から町として要望させていただいております。

詳しい現状を申し上げます。現在さくらモールで働いている方々、町内に限らず、いわき方面から来ているというのが現状でありまして、19時に閉店いたしますと、それから片づけとかをして、それから帰ってくると、やはり夜9時頃うちに着くという話を伺っております。となりますと、時間をさらに1時間延長してくれという形になれば、帰ってくるのが大体10時になってしまうという苦しい実情もあり、遠方から勤務することがかなり困難になってくる部分も、経営面からいけば、当然のことながら出てきます。その点に関して、町からは願いますと言うだけではなくて、何かシフトの調整という形でできないかとか、いろんなことを今相談している最中ではありますが、結論に至っていないのが現状であります。

この件については町政懇談会でも上げられて、勤務して帰ってきて、ぎりぎりに入っていったときにはもう商品が手薄になっているとか、同じ時間帯に購入される方が多いので、そういう形になってしまいますが、商品の数も然り、営業時間の延長についてもまた継続的に要望させていただきたいと思っています。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） 今課長から答弁ありましたけれども、交渉する中で、今ほどのシフト制だとか、あとはなかなかその利益の面もあると思うのですが、やはり町民の方もそういったところ

を願っているという部分がございますので、引き続き粘り強い交渉をお願いしたいなと思います。1時間でも延長していただくと本当に助かると思いますので、引き続きの交渉をよろしくお願いしたいと思います。

あと、防犯体制の強化ということなのですけれども、町長答弁からもありましたとおり、町内パトロールを強化しているということで、そういった部分、24時間の体制だとか、あと小良ヶ浜、深谷地区についても常駐の警備もされるということで、そういったものをしっかりと町民の方にアピールして、安心材料を届けるということも大事だと思います。

私の経験則もあるのですけれども、帰還困難の期間が長い行政区については、空き巣に入られたという事例もありますので、これまでの印象が強く残っているのではないかと思います。全町避難解除に向けて取り組んでいるところですので、特に帰還した行政区での空き巣、窃盗等は絶対に避けなければならないところかなと思っております。そこで、お聞きしたいと思うのですけれども、町で個人宅の防犯カメラの設置、そういったものを助成されていると思いますけれども、これまでの申請件数、そういったものを教えていただきたいと思います。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） お答えいたします。

こちらの個人の家庭用の防犯カメラの助成につきましては、平成29年、町の避難指示解除のときから始まっておりますが、現在まで通算で95件の交付決定を行っております。また、令和5年度につきましては、現段階で16件の申請がございまして、交付の決定をしているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） 平成29年の解除から始まって95件ということでございますけれども、今のところの申請だとか、その要綱に関して、防犯カメラにのみ対応をしている、補助しているというところでしょうか、ご確認したいのですけれども。よろしくお願いします。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） 現段階では、要綱上は防犯カメラの設置補助ということになっておりますので、防犯カメラの設置、それから必要な、ケーブル等の設備、そういったものに関する費用についての助成となっております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。

私、個人的にポリスメールというのを登録してしまして、先日もメールが来まして、富岡町内のある行政区で民家の空き巣事件が発生したということでメールが来ました。その中で、警察からの有効な対策として、しっかりと施錠することはもちろん、補助金による二重ロック、ガラスの強化フィル

ムの取付けが有効ですということでした。ほか自治体でも補助しているところもあります。防犯カメラのみならず、有効な防犯設備やグッズの補助を追加してみてもどうかと思うのですが、その辺の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） 現状におきましては、繰り返しになりますが、防犯カメラの設置補助ということで、対象にしているのは防犯カメラの設置だけになっておりますが、議員ご指摘のとおり、様々な防犯の対策というものはございますので、そういったものについても対象として広げること、これは必要なことだと思っておりますので、こういったものを対象としていくのがよろしいか、これはしっかりと検討してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。検討いただけるということで、金額等もあると思いますので、いろいろ有効な施策があれば、そういったところを検討しながら追加、例えばマックス5万円だったら、その中でこういったものがあるよというようなことがあれば、追加の補助等もぜひお願いしたいなと思いますので、よろしく申し上げます。

以上で1点目の質問は終わらせていただきます。

続いて、2点目の質問について再質問させていただきます。F-R-E-Iですけれども、拠点は浪江町になるということなのでしょうけれども、先日、双葉地方町村議会議長会の議員研修におきまして、F-R-E-Iの理事長の講演等をお聞きしました。その中におきまして、近隣市町村に研究者と住民が共生する住まいの提供をお願いしたいというような話をされておりました。国内外の研究者や関係企業の誘致、あとは人材確保やその家族も含めた生活環境の整備、こういったものが町としても重要になってくるのではないかと考えます。

富岡町は震災前から、震災後も特に教育面では、にこにここども園、わんぱくパーク、あとは放課後児童クラブであるとか、富岡小中学校の義務教育施設の充実、そういったところに力を入れてきた町であると思います。あと、福祉、介護面では、デイサービスセンターや特別養護老人ホームを開所してきた町であることから、それらを強くアピールし、選ばれる町にぜひしていただきたいと思いますが、町の見解をお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） ご質問ありがとうございます。議員おっしゃるように、F-R-E-Iでは広域連携を表に出してございます。山崎理事長のお話を聞かれたということでございますが、山崎理事長は私どもの会議におきましても、同様の住居の提供をということを私どものみならず、近隣町村に話をされております。

議員おっしゃるように、町の強みといたしましては、公営住宅の整備や借り上げ型の町営住宅の運営など、町によります住まいの提供にたけていると思っております。また、ハード的なもので、さ

らに良質な民間住宅を加えたり、まず環境自体も良質なものであると、我々も思っております。生活する上で、買物環境につきましても、先ほどの1番の質問とも重複しますが、充実は要望されてはおりますが、今のところ、きちんと生活必需品は整う環境であると思っております。また、今のお話にもありました憩いの場、それから子育て支援、教育環境、さらに福祉、こちらはよその町よりもはるかに充実していると思っております。これからF-R-E-Iの研究者、日本人だけではなく、海外からの研究者を誘致するという話も伺っておりますので、こちらの良好な環境、これを積極的にPRして、一人でも多くの方に住んでいただこうと考えております。

なお、当初予算の話になってしまいますが、海外の方向け、外国人向けで町内での移住の手引きに2か国語表記とか、そういったのにもチャレンジしていきたいと思っておりますので、そういうツールを作成して、利用しながら住環境をPRしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） 課長から答弁いただきました。ありがとうございます。F-R-E-Iでも連携して進めていくということなのですけれども、産業の集積だとか、あとは人材の育成を促進するために、研究者、移住者も住みたいと思える環境づくりが必要なのかなと思っております。

これまで富岡地区は、富岡駅前から曲田、あと中央3丁目と区画整理を実施してまいりました。今後、新たな宅地の利用促進と、あと居住環境整備のために、夜の森地区もぜひ土地区画整理等を進めていってはどうかと思いますが、そういったような計画はありますでしょうか。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） ご意見ありがとうございます。佐藤議員も町づくりの第三次復興計画の検討委員会に入っておりますので、その場でも夜の森地区の良好な住環境の整備という話は出てきております。私どももF-R-E-Iの研究者を誘致するためということだけではなく、夜の森地区のにぎわい創出のためにも、駅前の住宅地整備等、そういったものにも取り組んでまいりたいと思っておりますが、まずはどういったものになるのか、どういった形がいいのか、それを勉強させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） 今後進めていく上で、いろいろ区画整理というのはなかなかハードルが高いのかなと思いますけれども、ただそういったものを進めることによって、やはり町の活性化、そういったものが生まれてくるのかなと思いますので、検討をぜひお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、富岡町が新しくチャレンジできる町と、そして選ばれていく町ということをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君の一般質問を以上で終わります。

暫時休議します。

休 議 (午前10時20分)

再 開 (午前10時32分)

○議長(高橋 実君) では、再開いたします。

続いて、4番、渡辺正道君の登壇を許します。

4番、渡辺正道君。

[4番(渡辺正道君)登壇]

○4番(渡辺正道君) ありがとうございます。ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

近年多発する大規模災害、特に元旦に発生した能登半島地震においては、地震による家屋倒壊や土砂災害、津波などにより、死者が240名を超える甚大な被害が発生しました。発生日時が元旦ということもあり、テレビで惨状を目の当たりにし、被災地の方々の心情を察すると、胸が詰まるような感情にとらわれました。と同時に、私自身も13年前の3月11日当時を思い出し、自然災害の怖さ、改めて認識いたしました。

その中で、現地においては、地理的特徴にもよるのですが、道路ののり面崩壊や土砂崩れ、トンネル損傷など、復旧や救助の妨げとなっていることは周知のとおりです。そこで、特に本町においても常に緊張感を持って事に当たるべきと強く思い、災害対策としての趣旨の防災計画が策定されているが、現状と実効性を検証したく、以下の質問をさせていただきます。

1、震災、防災対策について。(1)、富岡町地域防災計画や富岡町国土強靱化地域計画における緊急輸送路としての指定路線の体系的な整備状況について伺いたい。

(2)、民間事業者との災害時応援協定の締結の現状はどのようになっているのか、内容と共に伺いたい。

(3)、災害時、陸路が寸断されたような場合、災害対応として、漁港(富岡漁港)の使用は想定されているのか。また、福島第二原子力発電所の港湾の利用なども想定し、調整しておくべきと思うが、考えを伺いたい。

続きまして、教育には人が根づくという理念の下、子育て世代への切れ目ない支援体制の充実により、児童生徒数の数は少しずつ増加しているものの、現在の状況下で今後も子供世代の移住、定住が増加し続けるのか、真の教育とは何か疑問に思え、以下の質問をさせていただきます。

2、教育行政について。(1)、間もなく富岡町小中学校開校2年を経過するが、成果と問題点は何か伺いたい。

(2)、全国小中学校学力テストにおける本校の結果内容について伺いたい。

(3)、就学助成制度の内容、経過年数について伺いたい。

(4)、不登校児童生徒の有無、実数について伺いたい。

(5)、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーについて、本校における活動内容について伺いたい。

以上です。答弁よろしく申し上げます。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 4番、渡辺正道議員の一般質問について、2については教育長からの回答とし、1については私からお答えいたします。

それでは、4番、渡辺正道議員の一般質問にお答えいたします。1、震災、防災対策について。(1)、富岡町地域防災計画や富岡町国土強靱化地域計画における緊急輸送路としての指定路線の体系的な整備状況について現状を伺いたいについてお答えいたします。富岡町地域防災計画においては、緊急輸送路として、県指定路線が国道6号、常磐自動車道、県道36号、小野富岡線の3路線、町指定路線として、町道夜の森桜通り線、坊小屋桜通り線、宮ノ原小良ヶ浜線、北郷会沢線、関根小浜線、関根大原線の6路線が記載されております。また、富岡町国土強靱化地域計画においては、具体的な路線名の記載はないものの、各道路管理者と連携し、平時から緊急輸送道路等の良好な維持に努めると記載されております。

これらの路線のうち、町道につきましては1週間に1度、町内を2区域に分けてパトロールを実施し、修繕の必要がある箇所は指定路線以外も含めて随時修繕を行っております。国道、常磐道及び県道につきましても、それぞれの道路管理者において、定期的なパトロールに加え、適宜修繕が行われていることを確認しております。しかしながら、大規模な地震等が発生した際には、地域防災計画で定められている各路線が避難路や緊急輸送路として必ず通行できる確証はないため、まずはこれら外部との連携を確保するための主要路線について、町災害初動マニュアルに基づき、都市整備班において現地確認を行うとともに、所管する道路管理者と情報を共有し、必要に応じて町が応急復旧するなど、暫定的な交通の確保も含め対応してまいります。

また、その他の町内道路等についても、町建設業協会と締結している地震、降雨等による災害応急対応に関する協定に基づき、町内業者が割り当てられた地区の巡回と応急対応を行っていただくことで、町民の安全な避難路の確保と緊急輸送路の確保に努めてまいります。

次に、(2)、民間事業者との災害時応援協定の締結の状況はどのようになっているのか、内容と共に伺いたいについてお答えいたします。さきの質問でも触れましたが、町は富岡町建設業協会と地震、降雨等による災害応急対応業務に関する協定を令和2年9月に締結しております。内容としましては、震度5弱以上の地震の発生時に、電話連絡による出動要請を基本とするものの、町との通信、連絡が不能で、建設業協会構成員が被害状況を把握している場合は、自主的に各担当方面をパトロールし、

必要に応じて保安機材の設置、シートがけなど、簡易に処置できるものについて対応していただくものです。また、物資等の供給や人的、物的支援、情報発信、宿泊施設の提供等、様々な内容につきましては、現在ヨークベニマル、ダイユーエイト、ツルハをはじめとする町内外の事業者と災害時の応援協定を締結しております。

次に、(3)、災害時、陸路が寸断されたような場合、災害対応として、漁港（富岡漁港）の使用は想定されているのか。また、福島第二原子力発電所の港湾の利用なども想定して、調整しておくべきと思うが、考えを伺いたいについてお答えいたします。ご質問にあるような陸路が寸断されるような災害につきましては、例えば大地震の発生などが考えられますが、浜通り地域で大きな地震が発生したような場合、併せて津波が発生する可能性が非常に高いものと考えます。

また、台風による風水害等においても、土砂崩れや倒木等による道路寸断とともに、高潮の危険性などが考えられます。このような場合には、水辺に近づくことは控えるべきという観点から、現行の富岡町地域防災計画においては、災害時の避難に際して港湾を活用することは想定されておられません。しかしながら、発災から一定の時間が経過した後、かつ安全性が確認されていることを前提とすれば、港湾の活用について一考の余地があることはご指摘のとおりだと認識しております。

なお、富岡漁港につきましては、港の規模や港湾内の深さ等により、大型船舶の入港が難しい状況となっており、福島県の地域防災計画においても、県内で防災拠点漁港の指定を受けた漁港は、現在は請戸漁港のみと伺っております。このような点も踏まえた上で、漁港の管理者である福島県と調整を行ってまいります。

また、東京電力福島第二原子力発電所の港湾施設につきましては、発電所事業のための専用港湾として、本来であれば許可のない者は入域できないところではありますが、道路が寸断された際に、福島第二の港湾の活用が有効と思われる場合は、人身安全が十分に確保できることを前提に柔軟に対応する旨の回答を事業者より得ており、敷地内港湾の活用について前向きに協議できる状況にあることをご報告いたします。

○議長（高橋 実君） 教育長。

○教育長（岩崎秀一君） 2、教育行政について。(1)、間もなく富岡小中学校開校2年を経過するが、成果と問題点は何か伺いたいについてお答えいたします。

平成30年に町内において小中学校を再開いたしました。令和4年に小中併設型・小中連携校富岡小学校、富岡中学校として新たな一步を踏み出しました。プロの転校生と日常を共にする教えない教育、P i n Sプロジェクト事業や健康増進、体力向上を目指すエイブナインプロジェクト事業、東日本大震災を教訓とした定期的な防災訓練の開催など、富岡ならではの特色ある教育活動の実施や運動会、学習発表会の共同実施など、少人数のよさを生かした教育活動を行うことで、小中学校の垣根のない指導により、児童生徒の連帯感や上級生から下級生に対する思いやりの心、下級生から上級生に対する憧れの気持ちなどが醸成されており、子供たちが生き生きと学校生活を送っております。また、

児童生徒数は、平成30年の学校再開時において17名でしたが、令和6年3月時点で71名となっており、児童生徒数の増加も成果の一つとして捉えております。

一方で、近所の子供たちが集まったり、大人と共に奉仕活動を行うなど、地域における子供たちの学びや育ちの機会が減少しており、学校、家庭、地域の力を生かした教育環境づくりが課題であると認識しております。町教育委員会といたしましては、学校活動に対する保護者、地域の方々の参加を促進し、多世代教育の充実を図ることで、子供たちの主体性をさらに伸ばす取組を学校や関連機関と連携して進めてまいります。

次に、(2)、全国小中学校学力テストにおける本校の結果内容について伺いたいについてお答えいたします。全国小中学校学力テストは、毎年4月、小学6年生と中学3年生を対象に、小学6年生は国語と算数の2科目を、中学3年生は国語、数学、英語の3科目が実施されております。令和5年4月に実施された当該テストにおきましては、小学6年生の平均正答率は全国平均と比較し、国語が18%、算数が10%低くなっております。中学3年生では、全国平均と比較し、国語が12%、数学が21%、英語が16%低くなっており、いずれの項目でも全国平均値を下回る結果となりました。特に両学年とも国語は読むこと、算数、数学ではデータの活用、英語では書くことの項目が苦手という結果が出ております。今回の結果を基に、おのおのの苦手分野を克服し、さらなる学力の向上が図れるよう、個別、対話、協働を重視した一人一人に合った学び、主体的、対話的で深い学びへの指導力向上や意識改革のための町教育委員会独自の教職員研修会の開催やICT環境の整備、朝の読書活動など、子供たちの学習環境のさらなる充実に努めてまいります。

次に、(3)、就学助成制度の内容、経過年数について伺いたいについてお答えいたします。就学助成制度につきましては、平成23年度より、町外に避難している一定の所得以下の保護者に対して、避難先市町村等において、学用品や学校給食費等の一部助成を行っております。富岡小中学校におきましては、町民の帰町と移住、定住の促進のため、平成30年度より所得制限を設けず、富岡町に住民登録をし、かつ富岡町立の学校に通っている児童生徒全員を対象に、学校が選定した教材費や給食費、修学旅行等の校外活動費などの費用を町が負担しております。

次に、(4)、不登校児童生徒の有無、実数について伺いたいについてお答えいたします。不登校につきましては、文部科学省において、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により、登校しない、あるいはしたくてもできない状況であるため、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いた者と定義されております。富岡小中学校において、この定義に当てはまる児童生徒につきましては若干名おりますが、少人数の学校であり、保護者や子供が自責の念を抱くおそれや個人の特定につながる可能性があることから、詳細につきましては控えさせていただきます。

不登校児童生徒に対しましては、教頭や担任教師が保護者と連絡を密にし、スクールカウンセラーとの連携を図りながら、個々の児童生徒に合わせたきめ細やかな対応に努めております。

次に、(5)、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーについて、本校における活動内容について伺いたいについてお答えいたします。スクールカウンセラーにつきましては、児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談等を行っており、学校の教育相談体制に大きな役割を果たしております。富岡小中学校においては、福島県から1名のスクールカウンセラーを年間30日間派遣いただき、1か月間で2日から3日程度、児童生徒の相談業務等に従事していただいております。町教育委員会と緊密に情報共有を図っております。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、児童生徒の抱える問題を学校だけでなく、家庭や地域社会、関係機関が連携し、共に課題解決に向け活動できるよう、連絡、仲介、調整を行うこととされておりますが、本校においては、町教育委員会が福祉課、健康づくり課等と連携して対応することでその役割を担っております。

今後とも個々の子供たちに寄り添い、状況に応じた適切な支援に努めるとともに、子供たちの健やかな成長を支え、自ら考え、判断し、行動する児童生徒を育む教育活動に取り組んでまいりますので、議員のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 実君） 再質問に入ります。

4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 答弁ありがとうございます。まず、1番の(1)、順を追って再質問していきたいと思っております。

県の3路線、町道6路線、町道に関しては1週間に1回、道路パトロールをしているとの答弁でした。そこで、まず町道を1週間に1回パトロールするに当たり、マニュアルは存在するのですか。また、パトロールの業務内容といいますか、こういったものを中心にパトロールしているのか、その辺を説明してください。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） お答えいたします。

町道のパトロールにつきましては、路面の状況、それと側溝に物が詰まっていないか、そういった生活につながるもの、こういったものを重点的に見てございます。また、カーブミラーなんかはずれていないか、そういったところも併せて見させていただくことにしてございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。生活に直結したパトロールというお話でした。私、今回この質問を出すのはあくまでも災害時に道路が寸断されたり、通行不能になったような場合、どのような対応をするのかなということでこの質問出させていただいているのですが、私も道路ののり面であるとか、崖であるとか、そういうものの危険箇所の認識、町道6路線の中には、私も全てイメージできるわけではないのですが、そういう危険箇所があるのかどうかをお聞きしたかったのですが、

その危険箇所というのは、私の認識の危険箇所と一般的に道路管理者が持っている危険箇所の認識。だから、勾配が何度以上だと非常に危険なので、そういう箇所は重点的に注意しましょうとか、そういう設計上のといいますか、そういうものはないのですかという意味でパトロールのほかに聞きしたいです。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 失礼いたしました。崖等について危険なところがございますが、今まで災害で大雨なんかにおきまして、滑って崩れたところ、それと県指定なんかで崖地なんかであるところ、そういった指定を受けているところについて、災害時におきまして見させていただいておるところでございます。

何度以上というところにつきましては、すみません、詳しいものは載っていないのですけれども、そちらにつきましては県で指定させていただいたところについて見させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。今の答弁納得できないのですが、パトロールするに当たっては、私はとにかく危険箇所というものの存在の有無を確認して、特に重点的にそういうところを見るべきだと思っています。

ただ、何かそのマニュアルがあるのかどうか分からない。パトロールの内容についても今の説明だけでは納得できないのですけれども、そういうところを重点的にやっているのであれば、その危険箇所というものは認識していて、そこを重点的にパトロールはしますという。ただ、私が言っているように、町道6路線の中にはそういう危険箇所ってないのかなということでしたのですが、では論点変えます。

県指定の3路線、万が一、原発事故はもう冷温停止状態だから、想定していないのかもしれませんが、ただ原子力災害で広域避難の際は西の方向に避難する際の指定路線として、結局県道36号線、小野富岡線が指定されているわけですが、あそこは当然県が道路管理者だと思います。トンネル工事とかで付け替え工事が今なされているとは思いますが、イメージすると、トンネル名までは承知していませんが、最後のトンネルを抜けて川内村と富岡町の境界の境川まで行く間はかなり急斜といいますか、向こうに向かっていけば、北側はかなりの崖があります。あれは2011年の3月の被災後、避難するときに、私もうあの辺で車が渋滞していて肝を冷やしたというか、怖い思いしたことがあるのですが、ああいうところは、恐らく町としては答弁できないのでしょうか、この防災計画とか、強靱化計画には記載されているのですが、関係機関と協議して、密な連絡を取って、常に情報を共有していくみたいなことは必ず書いてあるのです。だから、あの辺の危険箇所とか、そういうものの認識って町にはあるのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 結局、山間部だったら盛土、切土だったらば防護網の張ってあるところの落石があるかないとか、沢なら沢辺りに水が出てどうのこうのとか、落石があるのではないとか、橋だったら踏掛版上流から下流にかけて、落ちて通れないようになっているとか、盛土だったらば道路の面にクラックが入るよね。盛土が動けば。そういうところを重点的にチェックしているのかと聞いている。

都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） お答えいたします。

県道についてでございます。今我々が県に確認しているのは、平時のときのところでございまして、今言われているところについては、まだ確認できていないところでございました。今後こういったところについても確認させていただき、有事の際にどのようなことができるか、またパトロールも県道は範囲が広いというところでございますので、もしかしたら町の職員が早く見つけることがあるかもしれませんので、そういったところは情報を早く本部に伝えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 町道6路線も踏まえて。

都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 失礼いたしました。町道6路線につきましては、今言ったような急斜な崖というようなところはないところではございますが、同じように今のような状況を踏まえ、今後パトロールも重視していきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。時間が1番だけで食ってしまうと、あれなので、急ぎます。

災害計画、防災計画、強靱化計画等の中には、道路管理者は道路防災対策事業を通じ、安全性、信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、落石防止、のり面对策、迂回路やバイパスの整備等を計画的かつ総合的に実施するものと記載されています。これ、私、声高にといいますか、読んでしまいましたが、この辺を十分理解して、関係機関、道路管理者、県に限らず、高速道路とか国道も言えることですが、その辺との連携を、とても今のお話ですと、取っているようには感じませんので、その辺はきちっと対応していただきたいとお願いしておきます。

それで、2番に移ります。民間企業との協定状況。建設業協会、あと商業者、ヨークベニマルやダイユーエイトと協定を結んでいるというようなお話がありました。それも理解しました。

あと、思い起こすと、2011年の3月11日の避難のときに、やっぱりガソリンを一番心配したのです。そして、防災計画、強靱化計画の中にも福島県石油業協同組合等と燃料等の供給に関する災害時対応協定の締結に向け検討をというようなことが書いてありますが、簡潔に、例えば今現在そういう

ガソリンの販売所といたしますか、こういう組合との協定は結んでいないのか、今後結ぶ予定を検討しているのか、その辺明確にお答えください。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） お答えいたします。

ただいまご質問にあったような事業者とは現在協定は締結しておりません。具体的に締結に向けての動きは今のところございません。こちらにつきましては、記載があるとおりでございますので、締結に向けて今後準備を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 締結に向けてご努力よろしく申し上げます。

(3)、漁港の件です。町長答弁の中にあつたのですが、既に東京電力と災害時は今後そういうものを想定して、福島第二原子力発電所の港湾を使用することを前提に協議をされたような説明でした。大前提として、その必要とか、津波やいろいろな高潮とかのお話は説明で理解しましたが、既に説明、協議をされたということなのですが、もうちょっとその辺、あくまでも私の一般質問が出たから、協議を進めたのか、その辺、港湾の利用というものを想定していて、過去にもう既に東京電力と協議されていたのか、その辺、もう一回ご説明ください。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） お答えいたします。

町長答弁にもありましたとおり、町の防災計画につきましては、港湾の利用は想定をしていなかったというところがございますので、正直に申し上げますと、議員からの質問があつて初めて東京電力との協議を行ったという状況でございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。それならそれでいいのですが、私の認識と町執行部、確かに災害としてのお話ばかりではなくて、廃炉後は更地になって返ってくるのでしょうか、もうちょっとイメージを膨らませていただいて、長い意味での富岡町の展望を考えたときに、港湾利用というものを町勢発展のために利用できないかとか、そういうことまで念頭に、執行部や議会としても今後検討していくべきと考えております。答弁しづらいかもしれませんが、通告にもありませんし、できなければ結構です。議長の采配で結構です。

○議長（高橋 実君） 竹原副町長、答弁できます。

竹原副町長。

○副町長（竹原信也君） ご提案ありがとうございます。富岡町から近隣の港というと、第二原子力発電所の港はそれなりの大きさの船も入ってくる大変有効な港だと私たちも感じているところござ

います。まずは、廃炉に向けていろんな資材を運んでくる等々の港として使うのが本筋であるとは思いますが、将来的にその港がどのような形になるか分からないですけれども、県として引き受けるのか、あとはそのまま東電としてずっと持っているのであれば、そちらと協力して物資輸送、海路として、この富岡町、双葉郡にとって大変有効な港であると考えておりますので、将来に向けてはそういう活用もお願いしていきたいと、町づくりとしても活用していきたいと考えているところでございます。

ただ、現実となるかどうか分かりませんが、そういう方向性は全くないわけではないと我々も思っていますので、廃炉になった先というところも考えながら進めて、そういう考えの下に町づくりの一つとして考えていきたいと思っています。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。

私、一番を終わるに当たって、1つお願いしておきたいことがあります。災害対策の基本理念は、災害の発生を常に想定し、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています、こう明記されています。とにかくあってはならないこと。ここでまた計画の文書のことをいろいろ引き合いに出してもしょうがないのですが、災害に対する執行部、町の考え方の認識が私は足りないのではないかなというように感じております。

かつて1年、2年ぐらい前に橋梁の点検、道路点検等で、目視に限らずドローンを導入してみたらどうですかと、ある議員から話がありました。まさにそれは、より安全性を確保し、人間の目だけではなくて、橋梁の危険度を確認するにはドローンを使うこともすごくいいことで、おおむねその委員会の中では誰も反対しなかったと思います。ただ、それも既に一、二年経過している現状において、もうちょっと事を前に進めていただきたいなど、そういう一つ一つの積み重ねが有事の際に生きてくるのだと思いますので、改めてその辺のご認識を再確認して事に当たっていただきたいと思います。

続いて、2番、教育行政について伺わせてください。教育長より答弁ありました。1番の成果、問題点に関しては私も納得しているところであります。ただ、現場としては、かつて私も教育長と同じようなやり取りをしたと思います。そのときの答弁と、発展的なお話も大分されていると思います。ですので、1番に関してはP i n Sプロジェクトについて、これ、スーパー転校生のことだと思うのですが、違うのでしたっけ。その辺をもう一度。スーパー転校生のこととP i n Sプロジェクトの件について、もう一度ご説明をお願いします。

○議長（高橋 実君） 教育長。

○教育長（岩崎秀一君） ご質問ありましたスーパー転校生とP i n S事業は、全く同じものであります。P i n S事業というのは、プロフェッショナル・イン・スクールということですから、プロの技を持った大人の転校生が子供たちと生活を、日常を共にして、子供たちの洞察力とか、観察力、それから発想力を見いだすための事業ということで行っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） この事業に関しては私、本当に大賛成ですので、今後とも継続して予算の中で有効に事業を展開していただきたいと思いますが、ただ一つ、転校生を選ぶに当たって、やっぱり固定化せずに、恐らく公の場ではないのですが、教育長にプライベートな場所で聞いたときがあると思います。委託している事業者、その事業者の中のストックと言ったら言葉は悪いのですが、先生の中から派遣してもらっているというようなお話でしたが、やはり内容を固定化することなく、偏ることなく、広くスーパー転校生にふさわしい先生を招聘していただきたいなと思っております。よろしくお願いします。

ショッキングだったのが、続いて、②です。これ全国平均より、数値的なものを聞いて、かなり残念なことに、18%、10%とか、12%、21%低くなっているというようなことですが、今後この原因と対策はどのように、全て点数で子供たちを評価するわけではないですけれども、ただ参考の一つとしてこういうことは大切だと思います。この全国平均よりも低いという結果をどのように捉えて、今後どのような対策を取っていきたいのか、その辺をもう一度お聞かせください。

○議長（高橋 実君） 教育長。

○教育長（岩崎秀一君） お答えいたします。

今回の全国小中学校学力テストの結果につきましては、教育委員会としては厳しく受け止めております。ただ、全国小中学校学力テストのほかに福島県独自の福島学力調査というのを行っています。これについてご説明いたします。福島学力調査というのは、小学校4年生から6年生までの子供には国語と算数のテストを行います。中学校は、1年生から2年生までの国語と数学のテストを行います。なぜこのような複数学年にまたがってテストを行っているかといいますと、例えば4年生の子供が、次5年生になっても同じテストを受けるのです。5年生の子供も6年生になったら、また同じテストを受けるのです。中学校進学してもまた同じ中学1年生のテストを受けます。中学1年生は、次年度また2年生になっても同じテストを受けます。要するにこれは何をやるかといいますと、我々みたいな少人数の学校は分母の数が少ないですから、計算しますと本当に極端な数字が出ます。ですから、我々はもちろん真摯に受け止めますけれども、福島学力テストのように、一人一人の学力の伸び率に注目をするということ、これを学校では行っております。そして、一人一人の学力を伸ばす教育、それに力を入れていきたいなと思っております。要するに毎年テストを行うわけですから、一人一人伸び率が分かります。そうすると、習得が不十分な伸び率の低いところには、何が悪かったのか、教師の教え方が悪かったのか、伝え方が悪かったのかという反省材料になりますし、今後の学習の進め方を子供たちと一緒に進めていくことができる。これが少人数学校のよさだと思っておりますので、そのようにして一人一人の学力の伸びに注目した学力向上をこれからも取り入れていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。先生方や関係者の力によって、一人一人の児童生徒の伸び率が向上することを切に願っております。努力よろしく申し上げます。

次、(3)、この件に関してはそもそも今年度も800万円の予算が計上されていて、来年度もされていると思うのですが、誠にすみません。教育長が答弁したと思うのですが、私、聞き漏らしてしまったので、この制度自体は始まって何年ですか。あとは、この成果と今後いつまで継続するのか、その辺をもう一度ご説明ください。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（松本真樹君） ご質問ありがとうございます。まず、就学支援制度につきましては、平成23年度より町外に避難している一定の所得以下の保護者に対しまして、国の基準に基づき、学用品や校外活動費に対して、基準限度内の範囲で避難先の市町村が支給しております。ただし、いわき市におきましては、避難者が多いということから、避難元で支給をするということになっておりまして、富岡町からの支給をしております。いわき市に避難されている方については、一定の金額につきまして支給をしており、予算につきましては800万円程度上げさせていただいております。

また、町内の小中学校につきましては、平成30年度より無償化ということで、学用品や修学旅行などの校外活動費、給食費、あと制服や運動着などについては最初の1着だけではございますが、被服費として町が負担しております。こちらにつきましては、まだ移住、定住の促進ということもありますので、今後とも継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。今後ともこの事業に関しては継続していくというお話ですが、所得制限なしでというお話でした。やっぱりこの質問1、2、3、4、5と見ていくと、皆さん、流れるに分かるかなと思うのですが、お金をかける場所をもう一回考えてみませんかということであえて出しています。ですから、削れとは言いませんが、使い方を考えていく時期に来ているのではないかなということで、(3)の質問をさせていただきました。

それで、4番に移らせていただきます。教育長答弁で、ある程度理解いたしましたと言いたいところなのですが、この件に関してもある程度聞き取りの中で、これ私、文科省の資料をホームページで見せて質問させていただきますが、全国的に不登校というのは大きな問題で、30万人近く、全国の小中学校に不登校の生徒がいるということです。それで、パーセンテージで言わせてもらえれば、確かに富岡町においても、小中学校においても不登校の生徒はいると。あえて言いませんが、分母が少ない中で何名かいれば、確かにパーセンテージは上がっていくと思います。ただ、それを数値的なものは言わないで質問させていただければ。少なくとも私の計算では、やはりこれも全国平均より、残念な

から、パーセンテージで計算すると、不登校の児童が高い。さらに、今回数値的には載ってきていませんが、確かに30日以上学校を欠席してしまったというような子が不登校の概念の中に入るわけですが、やっぱり部分登校であるとか、教室外登校や、いわゆる仮面登校と言われるようなもの、こういう生徒たちが実際さらにいるようであれば、その辺のパーセンテージはもっと上がっていくと思います。これは、いいことでは決してないです。その中で、これらの原因はどこにあるのかというようなことを考えたときに、ある程度いろいろな個人の問題であるとか、学校の問題であるとか、家庭環境の問題であるとか、それは教育長の答弁の中で聞いたので、ある程度納得しているところではあります。本校においては、まず不登校は何名かいるというようなことを聞きましたが、いわゆる部分登校であるとか、教室外登校、仮面登校というような生徒はいらっしゃるのでしょうか。それを教えてください。

○議長（高橋 実君） 教育長。

○教育長（岩崎秀一君） 不登校についてお答えいたします。

まず、富岡町に完全不登校と言われる児童生徒はおりません。したがって、子供たちが担任教師との連絡を取り合い、保護者と連絡を取り合い、いろんな学校行事を紹介し、学校でこういうことやるから、どうかいと言うと、子供たち、自主的に参加をしております。学校に来れば、放課後になるまで別室登校の子もいれば、各学級に入って過ごす子供たちもおります。したがって、完全不登校者はいないということをまず前提にお話をいたします。

それから、具体的な数字は申し上げられないのですが、学校から報告、毎年受けておるのですけれども、この不登校の出現率というのが毎年下がってきているのです。要するに学校に通う子供が多くなってきているということになります。それがいろんな様々な理由があるのですけれども、学校で取り組んでいる様々な取組の仕方が子供たちにとっていい刺激になり、それからまた少人数であるということが子供たちにとってすごく安心してしやすい場所なのだろうなと思っております。

そこでひとつ、これは紹介するかどうか迷ったのですけれども、不登校について、実際に子供が書いた作文があるのです。これをここでご披露させていただきたいと思っております。こんなことを言っていました。学校って絶対にいたくない場所だったのです。でも、転校生の大友さんと出会ってから本当に楽しいし、自分がいていいのだなと思える場所になりました。最高の自分でいられる、最高の場所だなんて思っていますと、うちの学校でやっている特色ある教育のP i n Sプロジェクト、その中でもって、転校生の生き方、考え方に感化され、自分の才能を見いだされ、それを認められて、自信を持って学校に復帰したということもあります。したがって、今学校で様々な取り組んでいる特色ある教育が不登校の出現率を下げているものとして、教育委員会としては考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。胸が熱くなりました。教育長、本当にそういう生

徒が増えるようにご努力お願いしておきます。

ただ、私の感覚の中では、さらにやはり富岡町が教育とか、文化とか、そういうことで移住、定住者が増えるようなことを切に願っている者として、教育環境の充実ということはどうしてもなおざりにしたくないので、5番、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーについて、再度質問させていただきますが、かといって、その必要性の認識は、教育長、今の学校環境において、スクールソーシャルワーカーに関しては、福祉課であるとか、教育総務課であるとか、担当課で対応しているというようなお話を聞きましたが、児童の中に、そういう生徒がいなくなるような環境を整えていくのには、昨今の不登校の原因って単純に子供だけではなくて、やはり家庭環境であったり、それはご存じだと思いますが、学校環境だったり、そういうものの原因が往々にしてあるわけで、そこをうまくコーディネートというか、取りまとめるのがソーシャルワーカーの仕事だと思います。どちらかというと、カウンセラーは個対個、子供と先生もしくは親御さんというような個対個の関係だと思うのですが、ソーシャルワーカーに関しては、そういう問題が起きたときに、医療機関であったり、保護施設等、関係機関とうまく調整して、もう一步進んで原因が家庭の中にある場合は、役場の課長が直接行くわけではないでしょうが、行政の方が直接関与してしまうと、どうしてもやっぱり親御さんは身構えてしまうと思うのです。ですから、その辺の経験値を積んで、場数を踏んでいるソーシャルワーカーという方の今後の協力をさらに進めて、今の状況で悪いというわけではないのですが、さらに充実した教育環境を整備していくのであれば、やっぱりスクールソーシャルワーカーというのは、私は非常に大事だと認識しているのですが、その辺もう一度ご答弁いただけますか。

○議長（高橋 実君） 教育長。

○教育長（岩崎秀一君） ありがとうございます。まず、不登校になる原因なのですから、先ほども話をしましたけれども、子供にとっていえば様々なものがあり、複数の要因が複雑に絡まって子供たちにストレスを蓄積させているということになります。原因としては、学校に係る状況もあるでしょうし、家庭に係る状況もあります。ということで、スクールソーシャルワーカーの意義というものはすごく重要視されております。ただ、これは教育委員会と学校でいつも相談をしております。スクールカウンセラーにつきましては、子供たち、それから教職員、保護者との面談も行っておりますので、すごく効果が上がっています。これからも継続をお願いいたしますと。

では、スクールソーシャルワーカーはどうだと。学校でそういうものが欲しいというのであれば、いつでも教育委員会に言ってくれと、県に話をしますということを行ったところ、学校現場としてはスクールソーシャルワーカーが介入するまでのことはまずありませんと、それから、富岡町教育委員会、福祉課、健康づくり課が本当に親身になって家庭訪問してくれたり、そういうことをしておりますので、今のところ、学校の子供たちに影響はありません。したがって、スクールソーシャルワーカーの重要性は分かっていますが、学校現場としては、今富岡町が取り組んでいる取組をこれからも継続してほしいと言われておりますので、そういう現場の声を受けて今ソーシャルワーカーは活

用していないという状況になります。ただ、議員がおっしゃるとおり、スクールソーシャルワーカーの存在意義というのはとても大きいですので、これについてはまたこれからも学校現場と協議しながら、活用の有無については協議していきたいと思っております。

以上であります。

○議長（高橋 実君） 1分しかないから、まとめてください。

4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。

最後に、我が子を思わない親はいません。不登校やいじめのない教育環境下で安心して子供たちを託せる学校、教育環境にすべく、さらなるご努力をお願いします。

さらに、今後当地域は科学、国際化がより進んでいくと考えられます。それらを担う子供たちに自主性を損なうことなく、英語をはじめとした外国語教育、さらに放射線教育に限らず、科学分野への興味、向学心を増すような教育環境を整え、進めていただければ、必然的に移住、定住人口も増えていく一助になるのではないかと考えておりますので、ご努力よろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君の一般質問を以上で終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋 実君） 次に、日程第7、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、報告第1号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） それでは、報告第1号 専決処分の報告についての内容をご説明いたします。

報告第1号別紙、専決第10号、専決処分書を御覧ください。町管理車両が第三者の所有物件に与えた損害について、賠償により和解した内容であります。本件は、令和5年8月1日午前10時10分頃、大熊町望洋平トンネル内において、本町職員が車両操作を誤り、公用車左側ドアミラーを道路左側のデリネーター、視線誘導標に衝突した事故であります。

本件については、公用車が福島県所有の対象物に一方的に衝突した事故であり、町管理車両10割の過失割合とされ、損害額5万1,233円の全額を町が負担することとして和解が整ったことから、町長

の専決処分事項の指定について第1項の規定により、令和5年12月11日に専決処分を行ったものであります。

なお、損害賠償額については、財団法人全国自治協会自動車損害共済により全額補填されるため、町の負担は実質発生いたしません。

以上、地方自治法第180条第2項の規定によりご報告いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第1号 専決処分の報告についての件を終了いたします。

次に、報告第2号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） それでは、報告第2号 専決処分の報告についての内容をご説明いたします。

報告第2号別紙、専決第1号、専決処分書を御覧ください。町管理車両が第三者の所有物件に与えた損害について、賠償により和解した内容であります。本件は、令和5年12月17日午後零時10分頃、富岡町消防団第1分団第2班屯所駐車場内において、本町の非常勤職員が当該駐車場で消防車両を運転し後進した際、当該駐車場内に停車していた相手方車両に車体左側後方部分を衝突したものであります。

本件については、町管理車両が停車していた相手方車両へ一方的に衝突した事故であり、町管理車両10割の過失割合とされ、損害額36万1,493円の全額を町が負担することとして和解が整ったことから、町長の専決処分事項の指定について第1項の規定により、令和6年1月18日に専決処分を行ったものであります。

なお、損害賠償額については、財団法人全国自治協会自動車損害共済により全額補填されるため、町の負担は実質発生いたしません。

また、交通事故及び交通違反については、これまでも庁議や文書により注意喚起や指導を行ってまいりましたが、今後は事故防止に向けて、これらをさらに徹底してまいります。

以上、地方自治法第180条第2項の規定によりご報告いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 先ほどの件もそうなのですけれども、総務課長の説明では、財団法人自治協会が全額補填ということで、町の負担はないと。自治協会って例えば保険料のようなものを納めているから、払ってもらえる、そういうような関係になっているのですか。その辺を教えてください。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） 保険料を払っているかどうかということについて、すみません、今資料がございませんので、お答えできないのですが、一般財団法人全国自治協会の自動車損害共済については、加入している保険ですけれども、それについては対人賠償について無制限、あと対物賠償については1,000万円となっており、自損事故傷害共済や無共済等自動車傷害共済などが附帯される内容となっております。

保険料については、すみません、後ほど確認の上、ご回答させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 通常、こういうものってただでは払ってくれないの。財団法人でも何でもそうなのですけれども、掛金を納めているから、町の負担なしで保険からとか、協会からお金が出ると私は解釈するのですけれども、やはり事故で使えば、次年度の保険料が上がってくるはずなのです。それは、やはり全く町には無傷だということではないので、使えば負担が増えるということは認識された上での説明であれば、私は理解しますので、その辺は後で調べてください。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） ご指摘ありがとうございます。後ほど確認の上、ご回答させていただきます。即答できなくて申し訳ございません。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） バックのときの事故ということで、消防団のパトロール中なので、複数の人がいるということもあるのですが、後ろの人が誘導を徹底するというのも必要なことだとは思いますが、最近の自分の車はほぼバックモニターがついていると思うのですが、そういうところに運転手が慣れてきている。消防自動車はどの車も後ろは非常に見えづらくなっています。今回は止まっている車だったから、よかったのですけれども、これが人だったりすると、やっぱりいろんなほかのこともありますので、消防のバックに対する人的な配置もそうですが、そういう機械的なものに頼るものもだんだん必要になってくるのではないかなと思うのですけれども、その辺についての検討というのはされていますか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） ご質問ありがとうございます。議員ご指摘のとおり、消防車両につきましては、後ろに機材等があったりしますので、後ろが非常に見づらい状態となっております。ま

た、ご指摘のとおり、こちらはバックモニターは現在ついておりません。通常ですと、バックの際におきましては、誘導員がしっかりと後ろについて後方の安全を確認しながら行うということでございますが、今回のこの事案が発生した際におきましては、そういったことが行われていなかったということが聞き取りで判明いたしましたので、私から消防団団長をはじめ、当該消防団員も含めて、それから幹部等も含めて、こういうことがないようにという指導をさせていただいたところであります。

なお、ご指摘がありましたバックモニターの導入につきましては、現在のところ、特段これまでにそういった要望がなかったもので、検討しておりませんでした。ご指摘をいただきましたので、消防団と必要性も踏まえて、しっかりと検討していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、これをもって報告第2号 専決処分の報告についての件を終了いたします。

次に、報告第3号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を教育総務課長より求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（松本真樹君） それでは、報告第3号 専決処分の報告についての内容をご説明申し上げます。

今回報告させていただく専決処分を行った案件は、令和5年6月16日令和5年第3回富岡町議会定例会で議案第33号として工事請負契約の議決を賜りました放課後児童クラブ施設整備工事であり、本工事について地方自治法第180条第1項の規定により、報告第3号別紙、専決第3号、工事請負契約の一部変更についてのとおりに令和6年2月5日に専決し、同条第2項の規定により報告するものでございます。

別添報告第3号別紙資料、工事請負契約の一部変更についてを御覧ください。本工事の主な変更点につきましては、下段3、概要図におきまして赤色で囲っている箇所でございます。変更内容につきましては、右上に変更概要として記載しておりますが、1点目は児童クラブ室排煙窓ブラインドを手動式から電動式ロールスクリーンに変更しております。手動式よりもより安全で誤作動防止を重視したことにより、電動式に変更したものでございます。2点目は、外構取壊し工数量の変更に伴う増額変更で、土留め兼用の既存フェンス基礎部分取壊し数量について、当初設計の想定より値入りが深く、数量が増となったことによる変更でございます。3点目は、外構仕上げの変更で、敷地北面の駐車場の側溝とフェンスの間を土砂での整地とするものとしておりましたが、土砂流出防止のため、碎石仕

上げに変更したものであります。4点目につきましては、交通誘導員配置数を当初、学校開校日の日数で想定しておりましたが、学校とも再協議を行い、交通事故防止のため、現場稼働の全日数に交通誘導員を配置したことによる人数を変更したことにより、全体で工事費が326万7,000円増額となったものでございます。増減率といたしましては、約0.9%かつ500万円以下の変更であったことにより、町長の専決事項の指定についての第4項の規定に基づき専決処分を行ったものでございます。

なお、本工事につきましては、外構など仕上げ作業を行っており、今月中旬に各検査を実施していく予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第3号 専決処分の報告についての件を終了いたします。

次に、議案第1号 専決処分の報告及びその承認についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） それでは、議案第1号 専決処分の報告及びその承認についての内容をご説明いたします。

今回の専決処分事項は、物価高騰により生活に影響を受けた住民税均等割のみ課税世帯へ速やかに給付金を支給するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました令和5年度富岡町一般会計補正予算（第5号）でございます。

それでは、議案第1号について説明申し上げます。令和5年度富岡町一般会計補正予算（第5号）予算書を御覧ください。1ページをお開き願います。初めに、歳入についてご説明いたします。第14款 国庫支出金、第2項 国庫補助金2,562万5,000円の増額は、給付金支給の財源として地方創生臨時交付金の増によるものです。

第18款 繰入金、第2項 基金繰入金17万4,000円の増額は、歳入歳出予算調整のために財政調整基金繰入金を予算計上したものです。

2ページを御覧ください。次に、歳出についてご説明いたします。第3款 民生費、第1項 社会福祉費2,579万9,000円の増額は、住民税均等割のみ課税世帯への給付金2,500万円及び給付に係る事務費79万9,000円の増によるものです。

3ページを御覧ください。第2表、繰越明許費補正は、翌年度に繰り越して経費を支出するため、

第3款民生費、第1項社会福祉費、事業名、物価高騰対応重点支援給付金事業について、限度額2,579万9,000円として繰越明許費を設定するものでございます。

説明は以上です。ご承認方よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法については、慣例によりまして歳入歳出とも項別審査を行い、その後総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

なお、項目が少ないことから、歳入歳出一括して質疑を承ります。8ページから11ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号 専決処分の報告及びその承認についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 専決処分の報告及びその承認についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を住民課長より求めます。

住民課長。

○住民課長（猪狩 力君） それでは、議案第2号 専決処分の報告及びその承認についての内容をご説明いたします。

戸籍法の一部を改正する法律が令和元年5月31日に公布され、住民の利便性の向上と戸籍事務の効

率化を図るため、全国市区町村の戸籍情報を連携させる新たな戸籍情報連携システムを構築し、5年を超えない範囲において、政令で定める日から施行するとされました。これを受け、地方公共団体の手数料の標準に関する政令により、戸籍謄本等の交付に係る手数料を定める改正が令和5年12月6日に公布、令和6年3月1日から施行されることに伴い、富岡町手数料条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年2月9日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定によりご報告し、ご承認をお願いするものであります。

今回の主な改正は、これまで本籍地のみ限定されておりました戸籍謄本や除籍謄本の交付が全国の市区町村窓口で交付が可能となる広域交付制度の導入に伴い、磁気ディスクをもって調製された戸籍及び除籍に係る書面とし、表記を戸籍証明書及び除籍証明書に改め、広域交付に係る手数料を定めるものです。2点目は、他の行政機関への手続の際に添付する戸籍謄本等に代わる戸籍及び除籍の電子証明書の提供が可能となるため、識別符号の発行に係る発行手数料を追加するものです。3点目は、戸籍の届け書の書類を電子化し、届け書等情報として作成できることに伴い、証明書の交付及び閲覧が可能なものとして同条法を追加し、その証明書の交付及び閲覧に係る手数料を定めるものです。

それでは、富岡町手数料条例新旧対照表によりご説明いたします。議案第2号別紙資料1ページを御覧ください。別表(第2条関係)の現行第1項第10号条文中、「戸籍法」の次に括弧書きを加え、「第120条第1項」の次に「第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって」以下、「証明した書面」を「戸籍証明書」に改めるものです。次に、現行第11号条文中、「第120条第1項」の次に「第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって」以下、「証明した書面」を「除籍証明書」に改めるものです。

次に、2ページを御覧ください。同項第12号の次に、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に関する記載及び「戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円」を第13号として新設するものです。同項第14号の次に、除籍電子証明書提供用識別符号の発行に関する記載及び「除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円」を第15号として新設するものです。

次に、3ページを御覧ください。現行第14号条文中、「又は同法」を「、同法」に改め、「その他市区町村長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付」に続き、「又は同法第120条の6第1項の規定」以下の文言を加え、第16号に繰り下げるものです。

次に、4ページを御覧ください。現行第15号条文中、「閲覧に供する事務」に続き、「又は同法第120条の6第1項の規定」以下の文言を加え、「書類」の次に「又は届出書等情報の内容を表示したもの」を加え、第17号に繰り下げ、現行第16号から第26号を2号ずつ繰り下げるものです。

説明は以上になります。ご承認方よろしく申し上げます。

○議長(高橋 実君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号 専決処分報告及びその承認についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

先ほど7番、安藤正純君の質問に対して、総務課長、保留した件、発言してください。

総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） 先ほど保留して申し訳ございませんでした。確認しましたところ、議員ご指摘のとおり、保険料は支払っておりまして、また損害賠償額等によっては、保険料が上がる場合もあるということでございます。今回の事故に関しましては、保険料は上がらないということを確認しております。ご指摘ありがとうございました。

○散会の宣告

○議長（高橋 実君） 本日はこの程度にとどめ、明日午前9時より会議を開きます。

それでは、これにて散会いたします。

散 会 （午後 零時02分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和6年 月 日

議 長 高 橋 実

議 員 渡 辺 正 道

議 員 高 野 匠 美

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和6年第1回富岡町議会定例会

議事日程 第2号

令和6年3月7日(木) 午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第 3号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 4号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和6年度の町税等の減免に関する条例について

議案第 5号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

議案第 6号 富岡町土地改良施設管理条例について

議案第 7号 富岡町放課後児童クラブ施設の設置等条例について

議案第 8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 富岡町なかよし広場設置条例の一部を改正する条例について

議案第10号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第11号 富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第12号 富岡町社会体育施設条例の一部を改正する条例について

議案第13号 富岡町滝川ダム建設対策基金条例を廃止する条例について

議案第14号 富岡町共生型サポート拠点施設の指定管理者の指定につき同意を求めることについて

議案第15号 富岡町総合福祉センターの指定管理者の指定につき同意を求めることについて

議案第16号 富岡町地域交流館の指定管理者の指定につき同意を求めることについて

議案第17号 双葉地方広域市町村圏組合格約の一部を改正する組合格約について

議案第18号 令和5年度富岡町一般会計補正予算(第6号)

議案第19号 令和5年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

議案第20号 令和5年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

議案第21号 令和5年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

議案第22号 令和5年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

議案第23号 令和5年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

- 議案第 24号 令和5年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
議案第 25号 令和6年度富岡町一般会計予算
議案第 26号 令和6年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算
議案第 27号 令和6年度富岡町公共下水道事業特別会計予算
議案第 28号 令和6年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算
議案第 29号 令和6年度富岡町介護保険事業特別会計予算
議案第 30号 令和6年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 31号 令和6年度富岡町介護サービス事業特別会計予算
-

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

- 議案第 3号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 4号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和6年度の町税等の減免に関する条例について
議案第 5号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
議案第 6号 富岡町土地改良施設管理条例について
議案第 7号 富岡町放課後児童クラブ施設の設置等条例について
議案第 8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 9号 富岡町なかよし広場設置条例の一部を改正する条例について
議案第10号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第11号 富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第12号 富岡町社会体育施設条例の一部を改正する条例について
議案第13号 富岡町滝川ダム建設対策基金条例を廃止する条例について
議案第14号 富岡町共生型サポート拠点施設の指定管理者の指定につき同意を求めることについて
議案第15号 富岡町総合福祉センターの指定管理者の指定につき同意を求めることについて
議案第16号 富岡町地域交流館の指定管理者の指定につき同意を求めることについて
議案第17号 双葉地方広域市町村圏組合格約の一部を改正する組合格約について
議案第18号 令和5年度富岡町一般会計補正予算（第6号）
-

○出席議員（9名）

1番	堀本典明君	2番	佐藤教宏君
3番	佐藤啓憲君	4番	渡辺正道君
5番	高野匠美君	6番	遠藤一善君
7番	安藤正純君	9番	渡辺三男君
10番	高橋実君		

○欠席議員（1名）

8番 宇佐神幸一君

○説明のため出席した者

町長	山本育男君
副町長	高野剛君
副町長	竹原信也君
教育長	岩崎秀一君
会計管理者	植杉昭弘君
総務課長	志賀智秀君
企画課長	杉本良君
税務課長	斉藤一宏君
住民課長	猪狩力君
福祉課長	飯塚裕之君
健康づくり課長	黒澤真也君
生活環境課長	遠藤博生君
産業振興課長	原田徳仁君
都市整備課長	大森研一君
教育総務課長	松本真樹君
生涯学習課長	坂本隆広君
郡山支所長	佐藤邦春君
いわき支所長	猪狩直恵君
総務課課長補佐 兼秘書係長	大和田豊一君
産業振興課 課長補佐	佐藤美津浩君

○事務局職員出席者

参 議 事	会 務	事 務 局	兼 局 長	小	林	元	一
議 副 庶	会 主 務	事 務 幹 係	局 兼 長	杉	本	亜	季
議 庶	会 務	事 務 係	局 主 事	高	橋	優	斗

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(高橋 実君) 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、8番、宇佐神幸一君より欠席届が出ておりますので、報告いたします。ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第1回富岡町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(高橋 実君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長(高橋 実君) 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

6番 遠 藤 一 善 君

7番 安 藤 正 純 君

の両名を指名いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長(高橋 実君) 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第3号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

[総務課課長補佐兼秘書係長朗読]

○議長(高橋 実君) 提案の理由を町長より求めます。

町長。

○町長(山本育男君) 皆さん、おはようございます。議案第3号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、富岡町教育委員会の委員、矢内秀行氏が令和6年3月31日をもって任期満了となりますので、本委員会の委員に引き続き矢内秀行氏を任命いたしたくご同意をお願いするものであります。

矢内氏は、昭和34年4月に本町に生まれ、年齢は64歳。下郡山地内に居を構えておりましたが、震

災により現在は東京都内にお住まいであります。昭和57年3月に日本体育大学を卒業され、同年原町市体育協会に就職後、昭和59年4月から教職に就かれ、平成30年3月の退職まで長きにわたり情熱を持って児童の教育に精励された方であります。震災当時には大熊町立大野小学校教頭、平成25年からは榎葉町立榎葉北小学校教頭として、子供たちに寄り添いながら全町避難の中での学校運営に精力的に取り組まれておりました。令和2年からは、富岡町教育委員会委員として、町政運営の柱である子供たちの環境づくりに向け、小中学校及び放課後児童クラブの運営、充実や子供たちの学力、体力の向上に専門的見地からご尽力いただいております。このように矢内氏は、本町の学校教育や社会教育を推進するために必要な豊富な知識と経験を有し、人格、識見ともに優れた方であり、教育委員会委員として適任であると考えておりますので、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 実君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（高橋 実君） ただいまの出席議員は8名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（高橋 実君） 投票用紙の配付漏れありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（高橋 実君） 投票箱、異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規

則第84条の規定により否とみなします。

それでは、ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と名前を読み上げますので、順次投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（高橋 実君） 投票漏れございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（高橋 実君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、堀本典明君、2番、佐藤教宏君、3番、佐藤啓憲君、以上3名を指名いたします。

よって、立会人の方々に開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（高橋 実君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数8票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成8票、反対ゼロ票であります。以上のおり賛成が全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○教育委員会委員就任挨拶

○議長（高橋 実君） 皆さんにお諮りいたします。

ただいまの教育委員会委員に同意されました矢内秀行さんがおいでになっておりますので、ここでご挨拶をいただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

それでは、そのようにいたします。

暫時休議します。

休 議 （午前 9時13分）

再 開 （午前 9時13分）

〔教育委員会委員（矢内秀行君）入場〕

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

矢内秀行さん、ご挨拶を壇上にてお願いいたします。

〔教育委員会委員（矢内秀行君）登壇〕

○教育委員会委員（矢内秀行君） おはようございます。ただいまご紹介いただきました矢内秀行と申します。引き続きのご承認ありがとうございました。

もうすぐ震災から13年になりますが、富岡町が解除になったときにすぐに自宅に戻り、職場に通勤しておりました。あの頃を思い出してみると、買物一つするのも非常に苦労したなという記憶に残っております。現在、いろいろな事情で県外に住んでおりますが、教育委員となって富岡町に来る機会が度々ありました。来るたび、来るたび富岡町が復興に向かっていくなというのを、話を聞いたり、目で見たりしながら肌で感じていたところです。さらに4年間ですが、教育という面から新しい富岡町づくりのための復興の一助となればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

〔教育委員会委員（矢内秀行君）退席〕

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋 実君） 次に、議案第4号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和6年度の町税等の減免に関する条例についての件を議題といたします。

この件についてはさきの全員協議会で説明を求めていますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとさせていただきます。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（齊藤一宏君） おはようございます。それでは、議案第4号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和6年度の町税等の減免に関する条例についてご説明いたします。

東日本大震災及び原子力災害の被害を受けた納税義務者に係る町税等の減免については、避難生活での負担を軽減し、生活再建に寄与することを目的として、震災以降国からの通達に基づき、毎年度減免条例を制定して実施しております。令和6年度におきましても、今年度同様に町税等の減免を実施するため、本条例を制定するものです。

それでは、条例案についてご説明いたします。第1条は本条例の趣旨を、第2条は用語の意味を定義しております。

第3条は固定資産税に係る減免を規定しており、第1号において旧特定復興再生拠点区域内の土地、

家屋について、法令に基づき令和6年度から令和8年度までの3年間は2分の1減額課税となりますが、令和6年度については全額を免除とし、第2号では避難指示区域内で使用不能等の状況にある償却資産については、申請により全額を免除するものです。

第4条は軽自動車税に係る減免規定であり、避難指示区域内に放置され、使用不能等の状況にある軽自動車については、申請により全額を減免するものです。

第5条は国民健康保険税に係る減免規定であり、第1項第1号は保険税の納税義務者である世帯主が被災者である場合の免除を、第2号は平成27年中に避難指示が解除された地域より転入された世帯主に対し保険税を2分の1減免、第2項は避難指示が解除された区域の減免対象世帯のうち、令和5年中の基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯に対し、同条第1項の保険税減免を適用しない規定になります。

第6条は介護保険料に係る減免規定であり、第1項第1号は被保険者が被災者である場合の保険料の免除を、第2号は平成27年中に避難指示が解除された地域より転入された被保険者に対し保険料を2分の1減免、第2項は避難指示が解除された区域の減免対象者のうち、令和5年中の合計所得額が633万円以上の者に対し、同条第1項の保険料減免を適用しない規定になります。

第7条は、この条例の施行に関する町長への委任規定です。

附則として、この条例の施行日を令和6年4月1日とするものです。

説明は以上になります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和6年度の町税等の減免に関する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての件を議題といたします。

この件についてもさきの全員協議会で説明を求めていますので、内容の朗読を省略し、提案理由

の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） おはようございます。議案第5号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、内容を説明いたします。

本条例は、国において3年ごとに見直しを行う上位法に当たる指定居宅サービスの基準等の改正に伴い、所要の改正をするものです。本町例規では4つの条例が改正を要するもので、かつ改正内容が共通することから、このたび一括改正の手法を採用するものです。

改正のポイントは大きく7点ほどあり、1つ目は、短期入所系サービスにおいて、ユニット型施設の管理者研修を努力義務とすること。2つ目が、多機能型施設において、管理者の兼務についてサービス類型を限定しないこと。3つ目が、介護支援、介護予防支援において、ケアマネジメントの質の向上のため、テレビ電話等を活用したモニタリングを可能とすること及び要支援者数に対するケアマネジャー1人当たりの割合が緩和されたことなど。4つ目が、居住系サービスについて、見守り機器等の活用により職員の配置基準が緩和されたこと及び口腔衛生管理協力医療機関との連携体制について強化を図ること。5つ目が、特養など施設系サービスについて、ユニット型施設の管理者研修を努力義務とすること及び協力医療機関との緊急時対応の見直しを年間1回以上行うことを義務づけしたこと。6つ目が、入所系サービス全般において、利用者の安全、サービスの質の向上及び職員の負担軽減に資するための委員会の設置を義務づけしたこと。7つ目が、全サービスにおいて、運営規程のウェブ掲載の義務づけと身体拘束の適正化措置及び拘束を行う場合の記録を義務づけしたことであり、この7つの改正ポイントと今回廃止する1条例をそれぞれ該当する条項に当てはめ、所要の改正とするものです。

具体の対応箇所、内容につきましては、別紙資料5ページから71ページの新旧対照表のとおりであります。

なお、本条例の施行については、附則において令和6年4月1日からと規定するとともに、厚生労働省令を準拠し、必要な規定においては施行から3年間の経過措置を設ける内容となっております。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 富岡町土地改良施設管理条例についての件を議題といたします。

この件についてもさきの全員協議会で説明を求めていますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） それでは、議案第6号 富岡町土地改良施設管理条例について、提案内容の説明を申し上げます。

本条例は、福島県が県営かんがい排水事業として整備しました滝川ダムの管理業務を町が受託に当たり、施設の管理に関し必要な事項を定めるため、土地改良法及び福島県土地改良施設条例に基づき条例を制定するものでございます。

それでは、富岡町土地改良施設管理条例を御覧ください。第1条は、本条例の趣旨として、土地改良施設の管理に関し必要な事項を定めること。

第2条は、管理の内容として、貯水や放流、取水に関することや施設の機械、器具等の点検や整備、干ばつや洪水時、そのほか緊急事態における措置などの管理内容。

第3条は、町が施設を効果的に管理するため、富岡町土地改良区に全部または一部の管理を委託することができるものとするものでございます。

なお、附則において、施行期日を公布の日からとしております。

説明は以上となります。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号 富岡町土地改良施設管理条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 富岡町放課後児童クラブ施設の設置等条例についての件を議題といたします。

この件についてもさきの全員協議会で説明を求めていますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を教育総務課長より求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（松本真樹君） それでは、議案第7号 富岡町放課後児童クラブ施設の設置等条例について、その内容をご説明申し上げます。

現在、富岡小中学校に隣接する富岡幼稚園跡地に整備を進めております富岡町放課後児童クラブ施設につきまして、当該施設設置に係る基本事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

本条例につきましては14条立てとしており、第1条において設置目的を規定しており、児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室を一体的に実施する施設を地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき設置するものとしております。

第2条において、施設の設置位置を富岡町大字小浜字中央422番地の1と規定しております。

第3条では休館日を規定しており、第1号の日曜日から第3号の12月29日から翌年1月3日としております。

第4条では開館時間を規定しており、第1号で小学校の休業日以外の日を放課後から午後6時30分まで、第2号で小学校の休業日を午前7時30分から午後6時半までとし、第2項において、教育委員会はその他特に必要があると認めるときは、臨時に利用時間を変更することができるとする特例規定を設けております。

次ページをお開きください。第5条において施設の業務を規定しており、第1号において放課後児

童健全育成事業の主たる業務をアからオ、第2号において放課後子ども教室事業の主たる業務をアからエとして規定しております。

第6条では放課後児童クラブ施設の利用者の範囲を各号で規定しており、第1号で町内の小学校に在学している児童でその保護者が就労、疾病等により昼間家庭にいないことが常態である者、第2号において子ども教室の事業に参加する者、第3号で教育委員会が特に必要と認める者としております。

第7条において放課後児童クラブ施設の利用料を無料とし、事業の実施で必要となる費用は実費徴収をすることができることとしております。

次ページをお開きください。第8条では放課後児童クラブ施設の利用の制限について規定しており、第1号で感染症の疾病を有する者、第2号において施設内の秩序を乱し、もしくは他人に迷惑を及ぼし、またはそのおそれがあると認められる者について利用を拒否し、退去を命ずることができるものとしております。

第9条は損害賠償についての規定であり、利用者が施設、設備、備品等を損傷させるなどした場合に生じた損害を賠償しなければならないこととしており、ただし書において特別な理由がある場合には減額や免除ができることとしております。

第10条から第13条までは指定管理者に関する規定で、第10条では施設の管理を指定管理者に行わせることができるとする管理規定を、第11条では指定管理者が行う業務の範囲を第1号から第4号で定めております。第12条では指定管理者が行う管理の基準を、第13条では指定管理者の指定の手続についてそれぞれ定めております。

第14条においては条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が規則で定めるものとする委任規定を設けております。

次ページをお開きください。なお、附則において、施行日を規則で定める日からすることとしており、第2項において開所に必要な準備行為は条例の施行日前においても行うことができるものとしております。

説明については以上となります。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございますか。

5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） 1点お聞きしたいのですけれども、お預かりすることに関してもし事故とか何かが起こった場合の補償とか、その辺はどのようになっているのかお聞きします。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（松本真樹君） 児童クラブに入られている方については保険に入らせていただいております。そちらについては保護者から負担をいただいております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 6条ですけれども、町内の小学校に在住している児童の保護者の就労、疾病により子供を預かるということなのですが、保護者が家庭にいて十分うちでも面倒を見れるお子さんは現在どうなっているか。この条例に合わせれば多分そういう人は入れないのだと思うのだけれども、今現在数的にはまだずっと少ないのかなと思うのです。そういう部分で、できれば入れるのであれば保護者がうちにいても入れるようにしてやりたいなとは思うものですから。というのは、やっぱり子供同士で児童クラブに行ける子供、行けない子供でどうしても友達関係が変わってしまうのかなと思いますので、その辺はどのように考えているのか、今後。その辺をお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（松本真樹君） お答え申し上げます。

現在におきましても、こちらの第1号に該当しないお子さんであっても児童クラブで預かっております。こちらの基準につきましては国の補助金の規定というところで、こちらの基準に該当するものは補助金の対象にはなるのですけれども、それ以外の子供たちに対しては補助金の対象にはならないということでこういった規定を設けさせております。現状におきましてはこちらの第1号に規定されない子に対しましても児童クラブでは通っていただいている状況でございます。引き続きそのような状況でお預かりしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） そういうことであれば理解します。ただ、子供の数も大分増えてきているみたいで、最終的にはそういう子供も外さなくてはならないような状況が生まれるかとは思いますが、その辺は当然教育委員会で速やかに考えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号 富岡町放課後児童クラブ施設の設置等条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題いたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） それでは、議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、令和5年5月の地方自治法の一部を改正する法律の改正趣旨を踏まえ、国の非常勤職員の取扱い等の均衡の観点から、育児休業をする会計年度任用職員にも勤勉手当を支給できることとする規定を整備するため、所要の改正を行うものです。

それでは、議案第8号別紙資料、職員の育児休業等に関する条例新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表72ページを御覧ください。第7条第2項中、「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。)」を削るものです。

なお、本条例の附則として、施行期日は令和6年4月1日からとするものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 富岡町なかよし広場設置条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 議案第9号 富岡町なかよし広場設置条例の一部を改正する条例について、内容を説明いたします。

なかよし広場は、児童に健全な遊びを与えることにより、健康の増進と豊かな情操を育むことを目的に、昭和51年から順次10か所が設置されております。このたびの条例改正におきましては、利用用途の変更等により3か所を廃止するため、一部改正するものです。

別紙資料73ページ、議案第9号別紙資料を御覧ください。改正箇所は別表であり、現行にあります新田第一は新田団地との一体管理とすること、新田第二は消防屯所予定地としたため、西原は土地地権者との賃貸借契約終了によりそれぞれ廃止するものです。

附則におきまして、本条例の施行日を令和6年4月1日としております。

説明は以上です。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号 富岡町なかよし広場設置条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件については内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 議案第10号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例について、内容

を説明いたします。

今回の改正は、令和6年度から8年度までの3年間の介護保険料及び上位法改正による保険料及び所得段階の改正をするものです。現在、富岡町介護保険運営協議会において、令和6年度から8年度を事業期間とした高齢者福祉計画並びに第9期介護保険事業計画の策定作業を進めております。その中で、今後の介護保険サービス量を見込み、検討した結果、介護保険料基準額については現行の7,000円から月額6,800円へ、年額では8万4,000円から8万1,600円へ引き下げることとされました。また、所得段階が上位法の改正により現在の9段階から13段階に細分化されましたので、新たな基準額を基に各段階の保険料の改定を行うものです。

具体の改正につきましては、新旧対照表にて説明いたします。資料74ページから76ページ、議案第10号別紙資料を御覧ください。第14条中、現行「令和3年度から令和5年度」までを、改正案「令和6年度から令和8年度」までと改め、第1段階から第13段階までの介護保険料の年額を第1号から第13号のとおりそれぞれ改めるものです。なお、基準額は第5号であります。

続いて、第2項から第4項の改正は、国における低所得者軽減対策により、第1段階から第3段階の保険料については条例で定める額にかかわらず、改正案のとおりそれぞれ年額2万3,200円、3万9,500円、5万5,800円とするものです。

附則におきまして、本条例の施行日を令和6年4月1日としております。

説明は以上です。ご審議方よろしく願います。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

10時15分まで休議します。

休 議 （午前 9時57分）

再 開 （午前10時10分）

○議長（高橋 実君） では、再開します。

次に、議案第11号 富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒澤真也君） 議案第11号 富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、内容をご説明いたします。

本条例は、団塊の世代の後期高齢者医療への移行開始及び本町の人口減少に伴い、本町国民健康保険被保険者数が軒並み減少傾向にあることから、国民健康保険法第11条の規定により都道府県及び市町村のそれぞれに設置することとされ、国民健康保険事業の運営に関する重要事項について審議する場である本条例の第2条に規定されている富岡町国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数について、県内の被保険者数同規模の町村と均衡を図るとともに、協議会運営の効率化を図ることを目的として所要の改正をするものであります。

それでは、富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例の内容につきましてご説明いたします。別添資料77ページ、議案第11号別紙資料、富岡町国民健康保険条例新旧対照表をお開きください。第2章、町の国民健康保険事業の運営に関する協議会第2条におきまして、協議会の委員の定数を現行、第1号、被保険者を代表とする委員4人、第2号、保険医または保険薬剤師を代表する委員4人、第3号、公益を代表する委員4人から、改正案、第1号、被保険者を代表する委員3人、第2号、保険医または保険薬剤師を代表する委員3人、第3号、公益を代表する委員3人と改めるものであり、附則において本条例の施行日を令和6年4月1日とするものです。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号 富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 富岡町社会体育施設条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を生涯学習課長より求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） それでは、議案第12号 富岡町社会体育施設条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

現在、町内社会体育施設の休館日につきましては、条例に基づく年末年始及び教育委員会と指定管理者との協議による運用により、祝日を休館日としております。今回の条例改正では、社会体育施設の定期休館日を年末年始のほか新たに毎週月曜日とし、これまで運用により休館日としていた祝日を開館日とすることで施設利用者の利便性向上を図るものです。

それでは、別紙資料78ページ、議案第12号別紙資料、新旧対照表を御覧ください。第5条第1項中、「、年末年始（12月29日から翌年1月3日）とする」を「、次のとおりとする」に改め、同項第1号として「月曜日。（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合は、その翌日。）」を、同項第2号として「12月29日から翌年1月3日」を新たに追加するものです。

なお、附則において、この条例は令和6年4月1日から施行することとしております。

説明は以上です。ご審議方よろしく願います。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号 富岡町社会体育施設条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 富岡町滝川ダム建設対策基金条例を廃止する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 議案第13号 富岡町滝川ダム建設対策基金条例を廃止する条例について、提案内容の説明を申し上げます。

本条例は、滝川ダムの建設に当たって設置しました基金条例を所期の目的を達したことから廃止するものでございます。

なお、附則において、施行期日を公布の日からとしております。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号 富岡町滝川ダム建設対策基金条例を廃止する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 富岡町共生型サポート拠点施設の指定管理者の指定につき同意を求めることについての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 議案第14号 富岡町共生型サポート拠点施設の指定管理者の指定につき同意を求めることについて説明いたします。

本案件は、富岡町共生型サポート拠点施設の管理について、地方自治法第244条の2第6項の規定により同意を求めるものであります。

指定管理の予定候補者につきましては、募集要項を定め、公募を令和5年11月6日から12月5日まで行い、申請のあった1者によるプロポーザルを実施し、令和6年1月26日開催の選定委員会において総合的な審査を行った結果、福島県いわき市内郷高野町五合田36番地の1、社会福祉法人光美会、理事長、常盤峻士を予定候補者として選定したものであります。

指定する期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間であります。

同者の選定理由につきましては、利用者を最優先とする業務姿勢やグループ会社の柔軟な協力体制の下、これまで同施設を安全に運営してきた実績に加え、本町及び本施設が担うべき役割を十分に理解し、地域コミュニティの拠点となるべく、向上心を持った提案がなされたことが高く評価されたものであります。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号 富岡町共生型サポート拠点施設の指定管理者の指定につき同意を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 富岡町総合福祉センターの指定管理者の指定につき同意を求めることについての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 議案第15号 富岡町総合福祉センターの指定管理者の指定につき同意を求めることについて説明いたします。

本案件は、富岡町総合福祉センターの管理について、地方自治法第244条の2第6項の規定により同意を求めるものであります。

指定管理の予定候補者につきましては、募集要項を定め、公募を令和5年11月6日から12月5日まで行い、申請のあった1者によるプロポーザルを実施し、令和6年1月26日開催の選定委員会において総合的な審査を行った結果、社会福祉法人富岡町社会福祉協議会、会長、山本育男を予定候補者として選定したものであります。

指定する期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間であります。

同者の選定理由につきましては、安定的な経営姿勢、福祉サービスの提供につき、これまで同施設を運営し、築いてきた町民からの信頼も高いことなど、効果的、効率的な管理運営による住民福祉サービスの向上が図られるものと評価されたものです。

説明は以上です。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号 富岡町総合福祉センターの指定管理者の指定につき同意を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 富岡町地域交流館の指定管理者の指定につき同意を求めることについての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 議案第16号 富岡町地域交流館の指定管理者の指定につき同意を求めることについて説明いたします。

本案件は、富岡町地域交流館の管理について、地方自治法第244条の2第6項の規定により同意を求めるものであります。

指定管理の予定候補者につきましては、募集要項を定め、公募を令和5年11月6日から12月5日まで行い、申請のあった1者によるプロポーザルを実施し、令和6年1月26日開催の選定委員会において総合的な審査を行った結果、公益社団法人富岡町さくら文化・スポーツ振興公社、代表理事、堀川章仁を予定候補者として選定したものであります。

指定する期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間であります。

同者の選定理由につきましては、安定的な経営姿勢、施設、遊具等の安全に徹した管理体制、これまで同施設を運営し、築いてきた利用者との信頼関係が高いことなどから、効果的、効率的な管理運営による地域コミュニティーサービスの向上が図られるものと評価されたものです。

説明は以上です。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号 富岡町地域交流館の指定管理者の指定につき同意を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 双葉地方広域市町村圏組合理約の一部を改正する組合理約についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） それでは、議案第17号 双葉地方広域市町村圏組合理約の一部を改正する組合理約について、内容をご説明いたします。

これまで双葉地方広域市町村圏組合が共同処理する事務として設置した障害者自立支援法に基づく地域自立支援協議会について、地域の実情に応じた8町村で実施していくこととなりました。このことから、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、構成団体に対して協議をし、同法第290条の規定により、協議を受けた団体は議会の議決を得る必要があることから、組合理約を変更するため所要の改正を行うものです。

それでは、議案第17号別紙資料、双葉地方広域市町村圏組合理約新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表、79ページを御覧ください。第3条第14号、地域自立支援協議会の設置及び運営に関するものを削るものです。

説明は以上です。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号 双葉地方広域市町村圏組合理約の一部を改正する組合理約についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 令和5年度富岡町一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） それでは、議案第18号 令和5年度富岡町一般会計補正予算（第6号）の内容をご説明いたします。

今回の予算補正は、歳入においては福島再生加速化交付金など各種交付金等の交付状況を踏まえ、また歳出においては各種事務事業の進捗状況により事務事業費の整理を行うものであり、加えて今年度末において原子力事故損害賠償金約9億4,000万円の収入を見込むことができることから、歳入予算においてこの収入を雑入に計上するとともに、歳出予算においてはこの一部を町勢振興基金へ積み立てるために基金積立金として計上するなど、既定の予算から歳入歳出それぞれ1億4,185万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ172億1,873万6,000円とするものであります。

初めに、歳入について申し上げます。予算書3ページをお開きください。第1款町税1,487万2,000円の減額は、収納実績に基づく収納見込みにより、第1項町民税1,874万3,000円の減、第2項固定資産税77万4,000円の減、第3項軽自動車税135万7,000円の増、第4項町たばこ税328万8,000円の増によるものです。

第2款地方譲与税972万8,000円の増額は、収入実績に基づく収入見込みにより、第1項地方揮発油譲与税170万円の増、第2項自動車重量譲与税800万円の増、第3項森林環境譲与税2万8,000円の増によるものです。

同じく収入実績に基づく収入見込みにより、第3款利子割交付金、第1項利子割交付金12万円の減。

第4款配当割交付金、第1項配当割交付金344万円の増。

第6款法人事業税交付金、第1項法人事業税交付金503万円の減。

第8款自動車税環境性能割交付金、第1項自動車税環境性能割交付金106万8,000円の増となりました。

第10款地方交付税、第1項地方交付税5億434万7,000円の減額は、過年度収入分の精算に伴い、震災復興特別交付税が5億5,793万1,000円の減となる一方で、再算定に伴い普通交付税が5,358万4,000円の増となったことによるものです。

第12款分担金及び負担金673万1,000円の減額は、第1項分担金において存目整理により1,000円の減、第2項負担金において広域入所負担金（こども園）が345万1,000円の増となる一方で、防火水槽移転補償負担金が1,014万6,000円の減となったことなどによるものです。

第13款使用料及び手数料224万2,000円の増額は、第1項使用料において借上住宅使用料が190万円の減となるなどの一方で、公共物使用料58万8,000円の増、総合スポーツセンター使用料45万5,000円の増、文化交流センター使用料42万円の増、移住者向け借上住宅使用料41万8,000円の増、町営住宅使用料現年度分33万円の増、同過年度分26万3,000円の増などにより63万2,000円の増、第2項手数料において謄抄本交付手数料88万円の増、謄抄本交付手数料（いわき支所分）67万9,000円の増、謄抄本交付手数料（郡山支所分）27万5,000円の増などにより、161万円の増となったことによるものです。

3 ページから 4 ページを御覧ください。第14款国庫支出金 1 億157万8,000円の減額は、第 1 項国庫負担金において児童手当負担金2,172万円の減、新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金1,131万1,000円の減などにより3,117万7,000円の減、第 2 項国庫補助金において地方創生臨時交付金728万9,000円の増、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金448万5,000円の増となる一方で、福島再生加速化交付金が4,767万4,000円の減などにより4,526万8,000円の減、第 3 項国庫委託金において福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金1,368万円の減、福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金1,130万3,000円の減などにより2,513万3,000円の減となったことによるものです。

第15款県支出金8,032万1,000円の減額は、第 1 項県負担金において後期高齢者保険基盤安定負担金が128万4,000円の増となる一方で、児童手当負担金481万2,000円の減などにより330万3,000円の減、第 2 項県補助金において営農再開支援事業補助金5,148万3,000円の減、避難地域復興拠点推進交付金600万円の減、再生可能エネルギー復興推進協議会補助金505万円の減などにより6,604万3,000円の減、第 3 項県委託金において県民税徴収取扱交付金が208万6,000円の増となる一方で、福島県議会議員一般選挙委託金が1,305万5,000円の減となったことによるものです。

第16款財産収入26万2,000円の増額は、第 1 項財産運用収入において利子及び配当金 8 万6,000円の減に対し、土地建物貸付収入35万1,000円の増により26万5,000円の増、第 2 項財産売却収入において存目整理により3,000円の減となったことによるものです。

第17款寄附金、第 1 項寄附金は、一般寄附金436万5,000円の増、ふるさと納税寄附金203万9,000円の増、災害寄附金23万円の増により663万4,000円の増となったものです。

第18款繰入金、第 2 項基金繰入金は、各種基金の充当事業費の精査、確定などにより、特定廃棄物埋立処分事業地域復興交付金基金繰入金 2 億5,441万5,000円の減、福島再生加速化交付金基金繰入金（農水省）6,800万円の減、再エネ復興まちづくり基金繰入金5,625万1,000円の減などにより 4 億132万4,000円の減となったものです。

第20款諸収入 9 億4,909万1,000円の増額は、第 1 項延滞金、加算金及び過料において41万7,000円の増、第 3 項貸付金元利収入において2,000円の増、第 4 項雑入において原子力事故損害賠償金 9 億4,417万5,000円の増などにより 9 億4,973万5,000円の増、第 5 項受託事業収入において健康診査等受託料106万3,000円の減となったことによるものです。

次に、歳出についてご説明いたします。5 ページを御覧ください。第 1 款議会費、第 1 項議会費は、議会活動費の精査により520万2,000円を減額するものです。

第 2 款総務費 3 億1,298万9,000円の増額は、第 1 項総務管理費において職員給与費や各種事務事業費の整理によっておおむねの費目において減額の予算補正となる一方で、町勢復興基金積立金 3 億9,415万5,000円の増や特定廃棄物埋立処分事業地域復興交付金基金積立金3,490万6,000円の増などにより 3 億4,993万5,000円の増、第 2 項徴税费において町税過誤納還付金に2,311万5,000円の減などに

より2,443万円の減、第3項戸籍住民基本台帳費において社会保障・税番号制度システム整備委託164万5,000円の増、戸籍機器保守管理委託料134万6,000円の増のほか事務事業費の精査等により78万5,000円の増、第4項選挙費において福島県議会議員一般選挙の終了による事務事業費の整理等により1,309万1,000円の減、第5項統計調査費において5万5,000円の減、第6項監査委員費において15万5,000円の減などによるものです。

第3款民生費9,263万1,000円の減額は、第1項社会福祉費において障害福祉サービス費500万円の増、障害児給付費274万8,000円の増となる一方で、介護保険及びサービス事業特別会計繰出金や社会福祉事務所経費などの事務事業費精査などにより3,904万4,000円の減、第2項児童福祉費において児童手当支給事業費などの各種事務事業費の精査等により3,614万3,000円の減、第3項災害救助費において帰還移転支援事業費や公費解体事業費などの事業費精査等により1,744万4,000円の減となったことによるものです。

第4款衛生費4,846万4,000円の減額は、第1項保健衛生費において予防接種事業費2,123万9,000円の減や環境衛生事業費829万円の減などにより3,693万1,000円の減、第3項上水道費において双葉地方水道企業団負担金（事務費分）の減により1,153万3,000円の減となったことによるものです。

第6款農林水産業費1億2,559万9,000円の減額は、第1項農業費において農業復興対策事業費3,158万6,000円の減、営農再開支援事業費2,427万2,000円の減、被災地域農業復興総合支援事業2,404万8,000円の減などにより1億2,393万2,000円の減、第2項林業費において森林管理事業費105万4,000円の減などにより124万2,000円の減、第3項水産業費において42万5,000円の減となったことによるものです。

第7款商工費、第1項商工費2,852万円の減額は、中小企業等支援事業費1,754万7,000円の減、工業団地事業費773万円の減などによるものです。

5ページから6ページを御覧ください。第8款土木費4,228万3,000円の減額は、第1項土木管理費において13万9,000円の減、第2項道路橋梁費において道路新設改良事業費1,190万4,000円の減や照明灯管理事業費314万1,000円の減などにより1,797万8,000円の減、第3項河川費において75万2,000円の減、第4項都市計画費において公共下水道事業特別会計繰出金1,546万5,000円の減や都市計画事業費761万1,000円の減などにより2,316万1,000円の減、第5項住宅費において25万3,000円の減となったことによるものです。

第9款消防費、第1項消防費2,138万9,000円の減額は、消防施設維持補修費1,001万円の減や富岡町防火防犯パトロール事業費438万7,000円の減、防災事務諸経費338万2,000円の減などによるものです。

第10款教育費9,026万7,000円の減額は、事務事業費の精査等により、第1項教育総務費において教育委員会事務局諸経費などの減により780万4,000円の減、第2項小学校費において69万7,000円の減、第3項中学校費において229万4,000円の減、第4項幼稚園費において687万円の減、第5項社会教育

費において工事完了に伴い放課後児童クラブ費3,258万4,000円の減、文化交流センター施設管理費699万9,000円の減やアーカイブミュージアム事業費407万8,000円の減などにより4,980万5,000円の減、第6項保健体育費において耐震補強その他改修工事の完了に伴う体育施設管理費2,256万6,000円の減などにより2,279万7,000円の減となったことによるものです。

第11款災害復旧費49万2,000円の減額は、第1項農林水産施設災害復旧費において存目整理による4,000円の減、第2項公共土木施設災害復旧費において48万8,000円の減となったことによるものです。これらにより歳入歳出それぞれ1億4,185万8,000円の減額補正となったものです。

次に、第2表、繰越明許費補正についてご説明いたします。7ページを御覧ください。翌年度に繰り越して経費を支出するため、第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費、事業名、住民基本台帳関係事務、限度額644万6,000円ほか、第2表記載の5件について繰越明許費を追加設定するものです。

次に、第3表、債務負担行為補正についてご説明いたします。8ページを御覧ください。事項、戸籍情報システム等の標準化・共通化に係る業務委託、期間、令和6年度、限度額1,005万4,000円及び事項、富岡町文化交流センターLED照明賃借料、期間、令和6年度から令和15年度まで、限度額3,000万円としてそれぞれ債務負担行為の追加設定をするとともに、既設定の事項、郡山支所庁舎施設管理（庁舎警備委託）及び富岡町食品検査所警備業務の2件について、限度額をそれぞれ34万4,000円、28万4,000円に変更するものです。

以上が令和5年度富岡町一般会計補正予算（第6号）の概要であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法については、慣例によりまして歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。12ページをお開きください。12、13ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 14、15ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 16、17ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 18、19ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 20、21ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 22、23ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 24、25ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 26、27ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 28、29ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 30、31ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 32、33ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 34、35ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 36、37ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 歳出に入ります。38、39ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 40、41ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 42、43ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 44、45ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 46、47ページ。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。移住・定住推進事業費の中で、移住・定住推進事業委託料6,206万9,000円の減額なのですが、これの内容について教えてください。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） 移住・定住の委託料なのですが、こちら大きなところ、まず委託事業そのものご説明をさせていただきます。こちら今年度の予算でいきますと、7本立てで予算計上させていただいております。

まず、1つ目が、学生を対象といたしました交流体験ツアー。それから、移住相談窓口、それとお試し住宅の運営、これが2番目。3番目が、とみおかくらし情報館サイトの政策、運営。4番目が、大学生の町内企業における就労体験、インターンプログラムの運営。それと、それに伴いまして学生が町内で活動する際の学生の宿泊の助成事業、それと住宅用の新エネルギーシステムの導入支援補助、それと最後が住まいの確保事業ということで家賃の低廉化の補助事業という7本立てで行っておりますが、今回の大きな減額といたしましては、移住、定住の相談窓口の運営業務、こちらは来館者並びに町外、主に関東圏です。関東圏における移住相談会、こちらに8回の出展をしておりますが、そのときの経費が思ったよりかからなかったということで、そちらの減額が、合わせて約300万円ほど減額させていただいております。

それと、大学生のインターンプログラム事業なのですが、こちらは受入企業、それと大学生の参加が思ったより少なかったということで、タイミングも悪かったのですが、年間2回の予定をしていたのですが、それが1回の開催で6名の方に来ていただいて、2週間ほど体験して発表会までやっていただきましたので、内容としてはいいものかと思えます。こちらで400万円ほど減額になっております。

それから、新エネのシステム、これはソーラーとかそういったものを入れていただいたご家庭に対する補助事業なのですが、こちらが思いのほか申請件数が少なかったということで600万円ほど減額になってございます。

それから、住まいの確保事業、こちら大幅減額となっており、私ども謝るしかないのですが、こちらは家賃の低廉化事業、それから片づけの補助、それと改修の補助事業、こういうことを計画しておったのですが、こちら実績が3件しか上がりませんで、こちらが4,000万円ほどの減額になってございます。低廉化に資するものは国の補助金が全額充てられるので、持ち出しはないのですが、こちら大幅減額となったのは運用の仕方が悪かったのかなと非常に反省するところでございます。来年度も規模は縮小させていただいておりますが、当初予算におきましてもこの補助事業積極的に活用していきたいと考えておりますので、今後事業者と検討しながら運営の仕方改めますので、何とぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、48、49ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 50、51ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 52、53ページ。

- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 54、55ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 56、57ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 58、59ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 60、61ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 62、63ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 64、65ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 66、67ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 68、69ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 70、71ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 72、73ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 74、75ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 76、77ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 78、79ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 80、81ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 82、83ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 84、85ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 86、87ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 88、89ページ。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） すみません。89ページの商工費の桜の植樹工事ということで、金額的には請け差で105万円ということでそんなに大きくはないのですが、桜のこの植樹自体をどう捉えていたのかお聞きしたいのですけれども、もうこと、これだけの本数って決めて始めているのか、今年はこちらをやりましょうと全体を見越してやっているのか。全体のことを考えてやっているのであれば、残りの金額分1本でも2本でも多く進めれば植樹がより進んでいくと思うのですが、その都度、その都度でやっているのか、きちっと全体像をつかんでやっているのか、その中での減額なのかをお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 端的に申し上げれば、今回の予算については都度という形でございます。ピンポイントということで、大原原線の富岡第二中学校東側の部分という形でございます。産業振興課としても、町全体としてもそうでございますが、やはりこの桜という部分を貴重な財産と考えておると全体像をつくっていかねばいけないということではありますが、まだそこに至っていないというところは反省するところでございます。今後その全体像、どういう形で桜振興していくかという部分については、管理の面を含めてしっかりと町の中で調整し、全体像を見せながら計画的な植樹、それから抜根、入替え関係を進めていきたいと考えてございます。今回の予算については点であって、その部分の100万円程度の減額という形になりましたので、ご容赦いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 都度、都度の予算でやっていたということなので、そういうことで減額というのはある程度認めざるを得ないのですが、やはり桜の木自体がいろんなことでもう新しく植樹をしなければいけない部分とかあります。また、道路自体は都市整備課の管理下にあるので、お互いに協力しながらやっているのだと思うのですけれども、今課長からもあったので、改めてではないのですが、全体像を決めてやはり1年でも早くその全体像に近づけられるようにしていただけたことが必要なことだと思いますので、その辺都市整備課と産業振興課と連携をしてきちんと進めていただければと思うのですが、よろしくをお願いします。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） ご助言ありがとうございます。かねてからこの件については全体像という形でご指導をいただいておりますが、なかなか進むことができず、大変申し訳ございません。今後この件については、しっかりと進めてまいりたいと考えてございます。ありがとう

ございます。

○議長（高橋 実君） 88、89ページでありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、90、91ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 92、93ページ。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 93ページ、一番上の段、定住促進化対策住宅助成金で、700万円の減額なので、これも全体からするとあれだと思っておりますが、予定している件数がやっぱり若干足りなかったということだと思っておりますけれども、大ざっぱな運用は委員会の報告にもあったのですが、実際にその中で予定した数よりもどのぐらい少なかったのか教えてもらっていいですか。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） お答えいたします。

実績でございますが、44件というところでございます。当初の予定は50件でございました。その分の差額となっております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） これも8割以上は使っているわけですが、やはりある程度進めていくというところで、基準を全然変えないままいろいろやっているわけですが、町内での住宅の取得事情とか住宅を建てる事情が大分変わってきていると思うのです。その中で、やっぱり目指すべきは富岡町内での居住者を増やしていくことなので、実際、これは足りなくなって補正で増額しなければいけない項目だと思うのです。そこに対してただ来るかだけではなくて、やはり使いやすいとか、より住んでいただけるような状況、そういうものも含めてやはり考えていかないと、ただお金を出すだけでは先に進まないと思うのですけれども、その辺については検討というか、これを達成できなかったことに対する改善とか、そういう話合いはしているのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） ありがとうございます。そういったところにつきまして検討していかなくてはならないということは考えてはございます。それと同時に、今までこの金額でやらさせていただいた、この補助率でやらさせていただいたというところでございます。こういった整合性を図りながら、社会情勢も見据えながら、また改正をしなければならないと思っています。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） ぜひとも、助成金つくるのであれば、やはり当初の戸数が増える、戸数の目

的が達せられるようにいろんな知恵を絞って、金額だけではなくて運用の方法とかそういうことも含めてきちっと考えていていただければと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） ご助言ありがとうございます。いろんなことを考えながら、よりよい方法を取ればと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、94、95ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 96、97ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 98、99ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 100、101ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 102、103ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 104、105ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 106、107ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 108、109ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 110、111ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 112、113ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 114、115ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 117ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 118、119ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 120、121ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 122、123ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号 令和5年度富岡町一般会計補正予算（第6号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（高橋 実君） 本日はこの程度にとどめ、明日8日午前9時より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散 会 （午前11時18分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和6年 月 日

議 長 高 橋 実

議 員 遠 藤 一 善

議 員 安 藤 正 純

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 3 号)

令和6年第1回富岡町議会定例会

議事日程 第3号

令和6年3月8日（金）午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第19号 令和5年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

議案第20号 令和5年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

議案第21号 令和5年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第22号 令和5年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

議案第23号 令和5年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第24号 令和5年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）

議案第25号 令和6年度富岡町一般会計予算

議案第26号 令和6年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算

議案第27号 令和6年度富岡町公共下水道事業特別会計予算

議案第28号 令和6年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算

議案第29号 令和6年度富岡町介護保険事業特別会計予算

議案第30号 令和6年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算

議案第31号 令和6年度富岡町介護サービス事業特別会計予算

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第19号 令和5年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

議案第20号 令和5年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

議案第21号 令和5年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第22号 令和5年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

議案第23号 令和5年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第24号 令和5年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）

議案第25号 令和6年度富岡町一般会計予算

○出席議員（10名）

1番	堀本典明君	2番	佐藤教宏君
3番	佐藤啓憲君	4番	渡辺正道君
5番	高野匠美君	6番	遠藤一善君
7番	安藤正純君	8番	宇佐神幸一君
9番	渡辺三男君	10番	高橋実君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	山本育男君
副町長	高野剛君
副町長	竹原信也君
教育長	岩崎秀一君
会計管理者	植杉昭弘君
総務課長	志賀智秀君
企画課長	杉本良君
税務課長	斉藤一宏君
住民課長	猪狩力君
福祉課長	飯塚裕之君
健康づくり課長	黒澤真也君
生活環境課長	遠藤博生君
産業振興課長	原田徳仁君
都市整備課長	大森研一君
教育総務課長	松本真樹君
生涯学習課長	坂本隆広君
郡山支所長	佐藤邦春君
いわき支所長	猪狩直恵君
総務課課長補佐 兼秘書係長	大和田豊一君
産業振興課 課長補佐	佐藤美津浩君

○事務局職員出席者

参 議 事	事 務 局	兼 局 長	小	林	元	一
議 副 庶	會 主 務	事 務 幹 係	杉	本	亜	季
議 庶	會 務	事 務 主	高	橋	優	斗

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(高橋 実君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第1回富岡町議会定例会3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(高橋 実君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長(高橋 実君) 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

8番 宇佐神 幸 一 君

9番 渡 辺 三 男 君

の両名を指名いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長(高橋 実君) 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第19号 令和5年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

[総務課課長補佐兼秘書係長朗読]

○議長(高橋 実君) 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長(黒澤真也君) おはようございます。議案第19号 令和5年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の内容につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、国、県支出金の交付見込みや額確定などに伴い、既定の予算から歳入歳出それぞれ2億937万4,000円を減額し、歳入歳出の総額を23億303万7,000円とするものでございます。

まず、歳入についてご説明いたします。補正予算書127ページを御覧ください。第1款第1項国民健康保険税519万5,000円の増額及び第2款使用料及び手数料、第1項手数料1万3,000円の増額は、

国民健康保険税及び督促手数料の徴収実績によるものでございます。

第4款県支出金、第1項県補助金2億1,004万8,000円の減額は、交付見込額の精査により、普通交付金において1億2,787万7,000円の減、特別交付金において所要額の増に伴う県繰入金2号分333万2,000円が増となる一方、特別調整交付金8,471万2,000円が減となることなどによるものでございます。

第6款繰入金、第1項他会計繰入金651万4,000円の減額は、職員給与費等繰入金505万4,000円、出産育児一時金等繰入金144万円の減などによるものでございます。

第8款諸収入198万円の増額は、第1項延滞金・加算金及び過料において21万円、第3項雑入において177万円がそれぞれ増となることによるものでございます。

以上により、歳入合計2億937万4,000円の減額補正となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。128ページを御覧ください。第1款総務費118万8,000円の減額は、事務事業の精査により、第1項総務管理費において109万2,000円、第3項運営協議会費において5万5,000円、第4項趣旨普及費において4万1,000円がそれぞれ減となることによるものでございます。

第2款保険給付費8,006万3,000円の減額は、第1項療養諸費において7,713万円、第2項高額療養費において10万2,000円、第3項移送費において2,000円、第4項出産育児諸費において216万1,000円、第6項傷病手当金において66万8,000円がそれぞれ減となることによるものでございます。

第3款保健事業費532万6,000円の減額は、第1項特定健康診査等事業費において特定健診委託事業の完了による不用額414万4,000円、第2項保健事業費において健康保持増進教育事業や医療費適正化対策事業の不用額118万2,000円がそれぞれ減となることによるものでございます。

第5款基金積立金9,999万9,000円の増額は、支払準備基金積立金の増によるものでございます。

第6款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金163万4,000円の減額は、一般被保険者保険税還付金163万2,000円の減などによるものでございます。

第7款第1項予備費において、財源調整のため2億2,116万2,000円を減額し、歳出合計2億937万4,000円の減額補正となり、補正後の歳入歳出の総額を23億303万7,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法については、慣例によりまして歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。132ページをお開きください。132、133ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 134、135ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 136、137ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 歳出に入ります。138、139ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 140、141ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 142、143ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 144、145ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 146、147ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 148、149ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 150、151ページではありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第19号 令和5年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和5年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題とい

たします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） それでは、議案第20号 令和5年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,206万7,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,508万7,000円とするものであります。

155ページを御覧ください。初めに、歳入についてご説明いたします。第1款分担金及び負担金、第1項負担金において、収入精査による汚泥処理負担金1,000円を減額。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料において、使用料収入実績により公共下水道使用料及び下水道使用料滞納繰越分376万8,000円を増額、第2項手数料において、収入精査により、督促手数料1,000円を減額。

第4款繰入金、第1項繰入金において、歳入歳出予算調整により一般会計繰入金1,583万1,000円を減額。

第6款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料において収入精査により延滞金1,000円を減額、第3項雑入において雑入1,000円を減額し、歳入総額では1,206万7,000円を減額補正するものであります。

次に、156ページを御覧ください。歳出についてご説明いたします。第1款事業費、第1項下水道事業費1,162万7,000円の減額は、公共下水道維持費において事業精査による光熱費などの減額により262万7,000円を減額、公共下水道整備費において事業精査による処理場工事費の減額により900万円の減額となります。

また、第2款公債費、第1項公債費44万円の減額は、事業債利率変更に伴う償還額変動により、元金において長期債元金償還金31万4,000円を増額、利子において長期債利子償還金75万4,000円を減額し、歳出総額では1,206万7,000円の減額補正をするものであります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件については項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。160ページから169ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号 令和5年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 令和5年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） それでは、議案第21号 令和5年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ547万円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,155万6,000円とするものです。

173ページを御覧ください。初めに、歳入についてご説明いたします。第2款使用料及び手数料、第1項使用料において、使用料収入実績により農業集落排水施設下水道使用料12万円を減額、第2項手数料において、督促手数料1,000円を減額。

第4款繰入金、第1項繰入金において、歳入歳出予算調整により一般会計繰入金534万7,000円を減額。

第6款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料において、延滞金1,000円を減額、第3項雑入において、雑入1,000円を減額し、歳入総額では547万円の減額補正をするものであります。

次に、174ページを御覧ください。歳出についてご説明いたします。第1款集落排水事業費、第1項集落排水事業費529万7,000円の減額は、集落排水維持管理費において、事業精査による管渠維持工事費や処理場維持管理工事費の減額などにより479万7,000円を減額、集落排水建設費において、事業

精査により、調査設計委託料50万円の減額となります。

また、第2款公債費、第1項公債費17万3,000円の減額は、事業債利率変更に伴う償還額変動により、元金において長期債元金償還金12万円を増額、利子において長期債利子償還金29万3,000円を減額し、災害歳出総額では547万円の減額補正をするものであります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。178ページから183ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第21号 令和5年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和5年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 議案第22号 令和5年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の内容について説明いたします。

今回の補正は、保険料収入の増及び令和5年度国県支出金等の交付見込額の減などにより、歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ9,846万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を17億6,043万

4,000円とするものです。

初めに、歳入について説明いたします。187ページを御覧ください。第1款保険料、第1項介護保険料では、保険料収入の確定により、90万6,000円を増額するものです。

第2款使用料及び手数料、第1目督促手数料においては、確定により1,000円を増額する一方、第2目総務手数料において1,000円を減額するため、増減なしとするものです。

第3款国庫支出金における3,943万7,000円の減額は、交付の見込みにより、第1項国庫負担金において介護給付費負担金などで1,498万8,000円の減、第2項国庫補助金において調整交付金や地域支援事業交付金（介護予防事業）など2,448万9,000円の減によるものです。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金における介護給付費交付金などで2,747万円を減額したことによるものです。

第5款県支出金における1,562万6,000円の減額は、第1項県負担金において、介護給付費負担金で1,560万円、第2項県補助金において、地域支援事業交付金（介護予防事業）で2万6,000円をそれぞれ減額したことによるものです。

第7款繰入金、第1項他会計繰入金では、一般会計繰入金で介護給付費繰入金や職員給与費繰入金、地域支援事業繰入金など合わせて1,683万9,000円を減額するものです。

第9款諸収入、第2項雑入において、返納金などの存目整理により計2,000円を減額するものです。

以上のことから、歳入において9,846万8,000円を減額し、歳入予算総額を17億6,043万4,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。188ページを御覧ください。第1款総務費の379万3,000円の減額は、第1項総務管理費で、職員、会計年度任用職員の給与費の精査により240万6,000円を減額、第2項徴収費では印刷費などの賦課徴収事務諸経費67万2,000円を減額、第3項運営協議会費では事業確定による委員報酬、費用弁償の8万2,000円を減額、第4項介護認定審査会費では認定調査業務委託料など認定調査事務諸経費63万3,000円を減額したことによるものです。

第2款保険給付費1億1,581万5,000円の減額は、各種サービスの給付実績の精査によるものです。第1項介護サービス等諸費では居宅介護に係る9つのサービスで1億934万7,000円の減額、第2項介護予防サービス等諸費では介護予防サービス給付費、介護予防サービス計画給付費で449万3,000円を減額し、ほか6つのサービス費で100万3,000円を減額するもので、合わせて349万円を増額、第4項高額介護サービス等費では18万3,000円の減、第5項特定入所者介護サービス等費では特定入所に係る4つのサービスで969万9,000円の減、第6項高額医療合算介護サービス等費では現在まで対象者がいないため、7万6,000円を減としたことによるものです。

第3款地域支援事業費103万円の減額は、第1項介護予防事業費において利用者の増による274万6,000円を増額する一方、第2項包括的支援事業費において成年後見制度利用者が少なかったことや各種包括的支援事業の完了、精査に伴う171万6,000円の減によるものです。

第4款基金積立金、第1項基金積立金では、介護給付費準備基金積立金において事業完了に伴う事業費の精算により、2,011万1,000円を増額するものです。

第5款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金では、存目整理で1,000円を減額するものです。

以上のことから、歳出において9,846万8,000円を減額し、歳出予算総額を17億6,043万4,000円とするものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、歳入の部から入ります。192ページをお開きください。192、193ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 194、195ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 196、197ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 歳出に入ります。198、199ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 200、201ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 202、203ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 204、205ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 206、207ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 208、209ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 210、211ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 212、213ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 214、215ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 216、217ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 218、219ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 220、221ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 222ページではありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第22号 令和5年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和5年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒澤真也君） 議案第23号 令和5年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、保険料の徴収実績や見込み、一般会計繰入金及び事務事業の精査などにより、既定の予算に歳入歳出それぞれ167万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を6,357万5,000円とするものでございます。

まず、歳入についてご説明いたします。225ページを御覧ください。第1款保険料、第1項後期高齢者保険料123万6,000円の増額及び第2款使用料及び手数料、第1項手数料1,000円の減額は、後期

高齢者保険料の徴収実績などによるものでございます。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金60万9,000円の増額は、健康診査事業の完了等による事務費繰入金110万4,000円が減となる一方で、保険基盤安定負担金の確定による保険基盤安定繰入金171万3,000円が増となることによるものでございます。

第5款諸収入16万7,000円の減額は、第1項延滞金、加算金及び過料1,000円、第2項償還金及び還付加算金2,000円がそれぞれ減となり、また第4項雑入において広域連合補助金の決定等により16万4,000円が減となることによるものでございます。

以上により、歳入合計167万7,000円の増額補正となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。226ページを御覧ください。第1款総務費、第1項総務管理費126万8,000円の減額は、事業の完了及び事務事業の精査によるものでございます。

第2款第1項後期高齢者医療広域連合納付金294万9,000円の増額は、保険料の徴収見込み及び保険基盤安定負担金の確定によるものでございます。

第3款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金において2,000円を減額し、第4款第1項予備費において財源調整のため、2,000円を減額することにより歳出合計167万7,000円の増額補正となるものであり、補正後の歳入歳出の総額を6,357万5,000円とするものでございます。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件については項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。230ページから237ページまでございませんか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 230、231ページの一番最初の普通徴収の保険料なのですが、すみません、勝手な解釈で申し訳ないのですが、後期高齢者だと年齢が来るからある程度予想がついていたのかなと思うのですが、ここに来て全予算の1割ぐらい増えているのですが、これは後期高齢者が増えたからなのですか、その増えた要因というか、どういう人たちが増えていったのかお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒澤真也君） お答えをいたします。

こちらの増加となった要因といたしましては、新規転入の方で後期高齢者の方、避難区域以外から転入されてきた方ですね。こういった方が保険料がやはりかかる。こういった方々の見込みはなかなか難しいものですから、この時期の計上となったことによるものでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） そうすると、今年度ここまでの間で結構な人数の後期高齢者の人が新たに富

岡町に転入してきている、もともとの町民の年齢が上がったのではなくて転入してきているという状況ということなのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒澤真也君） お答え申し上げます。

詳しい人数手元にございませんで、その辺りの人数もう一度お知らせをいたしたいと思いますが、その辺りは当初見込んでなくて、年齢要件で上がる方のみ当初の段階では計上しているところがございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第23号 令和5年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 令和5年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 議案第24号 令和5年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の内容について説明いたします。

今回の補正は、利用実績の精査によるものであり、歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ6万

8,000円を減額し、歳入歳出予算総額を975万1,000円とするものです。

初めに、歳入について説明いたします。241ページを御覧ください。第1款サービス計画収入金、第1項予防給付費収入金では、事業精査により予防支援サービス計画費5万1,000円を減額するものです。

第2款繰入金、第1項一般会計繰入金では、会計年度任用職員給与費の精査により1万7,000円を減額するものです。

以上のことから、歳入において6万8,000円を減額し、歳入予算総額を975万1,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。242ページを御覧ください。第1款介護予防支援事業費6万8,000円の減額は、第1項介護予防サービス事業費でサービス計画の作成委託件数の減に伴う委託料5万1,000円及び会計年度任用職員給与費1万7,000円の減によるものです。

以上のことから、歳出において6万8,000円を減額し、歳出予算総額を975万1,000円とするものです。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件については項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。246ページから251ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。今回質問したいのは、富岡町にある特別養護老人ホームの件なのですが、実際に今入所されている方、また部屋数についても大分入所されている方が部屋数より少ないような感じするのですが、それで状況をお聞きしたりすると実際に職員がいない。介護する人がいない。それは全国的にいないとしても、あれだけのベッド数を抱えて、なおかつ事業所の要望を踏まえてたしか50床のはずなのに、今になって職員がいないから入所できない状況あるというのは話が違ふのかなと。また、今現状どうなっているのか、その点教えてください。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） ただいまのご質問でございますけれども、現在職員数につきましては全体で26名ほどおります。ただ、介護職員ということでは、兼務が1名おりますので、16.5という数にはなりますが、それだけの人員はございます。この人数に対して、40人までは対応できる職員数とはなっております。なお、現在2月末時点で33名の入所となっております。

入所者数につきましては、当初の計画よりも一時期多い入所の方がおられたのですが、退所

なされる方、死亡を含めてですけれども、そういった方も結構数がおりまして、昨年度これまでの実績としては総入所者数は46名ほどいらっしゃいました。このうち、死亡が12名、それから転出なさった方が1名おり、33名というような数になっているのが現状でございます。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。分かりました。ただ、現実に関入所したいとか、入所を希望しているという方の比率を考えてどのくらいいらっしゃるのか、今の待機人数をお聞きしたいのですが。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） すみません、最新の待機者、全て数字的には今把握しておりませんが、先日も入所判定会が行われまして、3名の方が次に入所をするような見込みにはなっております。その判定会から入所の実績があったのは現在1名で、2名の方が入所の準備をなさっている、または、現在決定入所すべきかどうか考え中というところの段階であります。したがって、直近では2名ということになるかと思っておりますけれども、そのほかにまだ判定会にかかっていない方は現時点で、正確な数字ではございませんが、10名以上はいらっしゃいます。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。

最後をお願い、入所希望したい方たちのお話をいただいた中で、やっぱり職員の対応、受付を申込みしたり、受付の関係を聞きに行ったりすると、職員の対応があまり詳しく状況を説明されなかったり、対応が悪いという話も聞いておりますので、最後にこれから町としても対応をできるだけ考えていただきたいということをお願いということで終わります。

○議長（高橋 実君） 答弁はいいの。

○8番（宇佐神幸一君） いいです、お願いだから。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第24号 令和5年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

10時5分まで休議します。

休 議 (午前 9時50分)

再 開 (午前10時03分)

○議長(高橋 実君) では、再開いたします。

次に、議案第25号 令和6年度富岡町一般会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

[総務課課長補佐兼秘書係長朗読]

○議長(高橋 実君) 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長(志賀智秀君) それでは、議案第25号 令和6年度富岡町一般会計予算の内容についてご説明申し上げます。

令和6年度当初予算は、令和5年度と同様に、需要と供給を高め、地域経済を好循環させる「農業・産業の育成」、人が人を呼び込む流れを町内に築き、その広がりをもって地域全体のにぎわいを形づくる「帰還と移住促進」、自ら考え行動し、進んで楽しく学ぶ子供を地域で育てる「子どもたちの環境づくり」を取組方針として、生活に直結する予算をしっかりと確保するとともに、取組方針に関連する事業へ予算を重点的に配分することとして予算編成を行いました。

令和6年度予算は、復興再生の歩みを停滞させないよう、各種事業を継続させつつも最少の経費で最大の効果を上げることを念頭に細部にわたり調整に努めた結果、歳入歳出予算の総額を対前年度比8億1,014万6,000円、率にして5.7%増の150億9,744万7,000円となりました。歳出総額に対する主な財源につきましては、歳入総額の34.4%が国県支出金、次いで繰入金が31.7%、町税及び各種交付金が29.3%となっており、不足財源の補填につきましては、財政調整基金から17億3,236万5,000円、町勢振興基金から13億7,217万円を繰り入れるなどし、予算の編成を行ったところでございます。

それでは、第1表、歳入歳出予算について説明いたします。3ページをお開きください。初めに、歳入について申し上げます。第1款町税22億6,410万2,000円については、原油高に端を発する諸物価の高騰や社会経済の停滞などの影響により、個人町民税、法人町民税ともに減収見込みであり、固定資産税についても大規模償却資産の減価償却に伴い減少見込みであることなどから、前年度と比較し6,462万2,000円、率にして2.8%の減となっております。主な内容としては、第1項町民税において前年度比1,672万5,000円減の7億4,970万1,000円、第2項固定資産税において前年度比5,148万2,000円減の14億1,384万6,000円、第3項軽自動車税において前年度比34万5,000円減の2,272万5,000円、第4項町たばこ税において前年度比393万円増の7,783万円の予算計上となっております。

第2款地方譲与税につきましては、第1項地方揮発油譲与税において前年度比190万円増の1,620万円、第2項自動車重量譲与税において前年度比590万円増の4,790万円、第3項森林環境譲与税において前年度比200万円増の1,090万円、地方譲与税の総額においては前年度と比較して980万円、率にして15%増の7,500万円となっております。

第3款利子割交付金は、前年度と比較し28万円、45.2%減の34万円。

第4款配当割交付金は、前年度同額の255万円。

第5款株式等譲渡所得割交付金についても、前年度同額の131万円。

第6款法人事業税交付金については、前年度と比較し250万円、6.2%減の3,780万円。

第7款地方消費税交付金は、前年と比較し3,040万円、9.8%増の3億4,000万円。

第8款自動車税環境性能割交付金は、前年度と比較し100万円、26.3%増の480万円。

第9款地方特例交付金は前年度と比較し50万円、10.2%増の540万円とそれぞれ見込みにより予算計上をいたしております。

第10款地方交付税につきましては、普通交付税11億5,073万9,000円、特別交付税4,800万円、震災復興特別交付税5億6,796万9,000円を見込みにより計上し、地方交付税の総額においては前年度と比較し8,031万2,000円、率にして4.3%減の17億6,670万8,000円となっております。

3ページから4ページを御覧ください。第11款交通安全対策特別交付金は、前年度と比較し20万円、率にして33.3%増の80万円。

第12款分担金及び負担金は、第1項分担金は1,000円の存目計上、第2項負担金は福島県の防火水槽移転補償負担金の皆減などにより233万5,000円の予算を計上し、前年度比で2,548万3,000円、率にして91.6%減の233万6,000円となりました。

第13款使用料及び手数料は、第1項使用料において各町営住宅や商業施設、文化交流センターの使用料などを見込み、前年度比819万4,000円増の1億404万3,000円、第2項手数料において各種証明書等の交付手数料などの見込みにより前年度比107万3,000円増の715万9,000円を計上し、使用料及び手数料の総額では前年度比926万7,000円、率にして9.1%増の1億1,120万2,000円となっております。

第14款国庫支出金は、第1項国庫負担金において自立支援給付費負担金や児童手当負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金の皆減などにより、前年度比2,456万8,000円減の2億9,211万8,000円、第2項国庫補助金において物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が1,395万5,000円の皆増となる一方で、災害復旧に係る福島再生加速化交付金が1億9,268万9,000円の減となったことなどにより、前年度比2億245万9,000円減の29億6,036万2,000円、第3項国庫委託金において福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金が1,500万円の増となる一方で福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金が2億4,726万9,000円の減となったことなどにより、前年度比2億3,874万1,000円減の11億8,652万9,000円となり、国庫支出金の総額においては前年度と比較して4億6,576万8,000円、率にして9.5%減の44億3,900万9,000円となっております。

第15款県支出金については、第1項県負担金において保険基盤安定負担金、自立支援給付費負担金や後期高齢者保険基盤安定負担金などを計上し、前年度比310万3,000円減の2億2,226万7,000円、第2項県補助金において福島県事業再開・帰還促進事業交付金9,685万4,000円の減、避難地域復興拠点推進交付金9,000万円の皆減、ふくしま森林再生事業補助金が3,434万円の減などにより、前年度比2億3,742万7,000円減の4億8,371万7,000円、第3項県委託金において福島県議会議員一般選挙委託金が1,753万8,000円の皆減となる一方で、滝川ダム維持管理委託金3,272万7,000円の皆増などにより、前年度比1,588万2,000円増の5,026万7,000円となり、県支出金の総額では前年度比で2億2,464万8,000円、率にして22.9%減の7億5,625万1,000円となっております。

第16款財産収入は、第1項財産運用収入において工業団地、産業団地に係る土地貸付収入、各種基金の預金利子や出資配当金を見込むことで前年度比397万1,000円増の6,516万1,000円、第2項財産売払収入は5,000円の存目計上で、財産収入の総額は前年度と比較し397万1,000円、率にして6.5%増の6,516万6,000円となりました。

第17款寄附金は、再生可能エネルギー寄附金やふるさと納税寄附金の本年度実績に基づく見込みにより、前年度比で100万円、率にして2.9%増の3,500万3,000円となっております。

第18款繰入金は、第1項特別会計繰入金において国保会計繰入金など4特別会計繰入金4,000円を存目計上、第2項基金繰入金において歳入歳出予算の調整のため財政調整基金繰入金17億3,236万5,000円、各種事業の財源等として町勢振興基金繰入金13億7,217万円、福島再生加速化交付金基金繰入金（農水省）5億1,382万5,000円、特定廃棄物埋立処分事業地域振興交付金基金繰入金2億6,000万円などにより、繰入金の総額では前年度比で14億1,613万4,000円、率にして41.9%増の47億9,305万3,000円となっております。

第19款繰越金は、前年度繰越金として前年度同額の5,000万円を計上しております。

4ページから5ページを御覧ください。第20款諸収入は、第1項延滞金、加算金及び過料において2,000円の存目計上、第2項町預金利子において前年度比4,000円増の2万7,000円、第3項貸付金元利収入において前年度同額の8,000万1,000円を計上、第4項雑入において中小企業基盤整備機構助成金1億2,660万円の皆増や電源地域振興・みらいを描く市町村等支援事業助成金6,746万7,000円の増などにより、前年度比1億9,711万2,000円増の2億5,721万6,000円、第5項受託事業収入は前年度同額の437万1,000円を計上し、諸収入の総額では前年度比で2億148万7,000円、率にして143.8%増の3億4,161万7,000円となっております。

第21款町債は、福島県災害援護資金貸付金500万円を前年度同額で計上しております。

次に、歳出の主な内容を申し上げます。6ページ、7ページを御覧ください。第1款議会費は、研修旅費の計上などにより、前年度比277万7,000円、率にして3.2%増の8,923万9,000円となりました。

第2款総務費は、第1項総務管理費において福島再生加速化交付金基金積立金（経産省）4億7,250万円の皆増や廃炉交付金に係る公共用施設維持運営基金積立金4億4,110万円の増、保守期間満了に伴

う財務会計システム構築業務委託料748万円の皆増などにより、前年度比 8 億1,536万3,000円増の36億2,254万9,000円、第2項徴税費において前年度比935万9,000円減の1億77万円、第3項戸籍住民基本台帳費において前年度比342万4,000円減の8,375万8,000円、第4項選挙費において富岡町議会議員一般選挙費3,021万7,000円や福島県議会議員一般選挙費1,753万8,000円の皆減により、前年度比4,771万7,000円減の146万9,000円、第5項統計調査費において前年度比101万5,000円増の485万2,000円、第6項監査委員費において前年度比5万2,000円増の88万7,000円となり、総務費の総額では前年度比で7億5,593万円、率にして24.7%増の38億1,428万5,000円となっております。

第3款民生費は、第1項社会福祉費において、自立支援事業費や後期高齢者事業費などの経常事業に係る予算を計上するとともに、高齢者サポート拠点整備事業費841万9,000円の減や健康増進センター費が皆減となる一方で、住民税均等割のみ課税世帯向け物価高騰対応重点支援給付金1,395万5,000円を新たに計上するなどにより、前年度比381万円増の14億8,964万3,000円、第2項児童福祉費において、児童手当支給事業費2,029万5,000円の減、地域交流館運営事業費236万6,000円の増などにより、前年度比1,767万8,000円減の2億4,265万4,000円、第3項災害救助費において、公費解体事業費2,000万円の皆減などにより前年度比2,611万9,000円減の1億7,065万4,000円となり、民生費の総額では前年度比3,998万7,000円、率にして2.1%減の19億295万1,000円となっております。

第4款衛生費は、第1項保健衛生費において、保健対策事業費などの経常事業に係る予算を計上するとともに、新型インフルエンザ等感染症対策事業費が2,952万4,000円の減となったことなどにより、前年度比2,304万8,000円減の3億8,641万8,000円、第2項清掃費において、南部衛生センター建設工事に係る双葉地方広域市町村圏組合塵芥処理費負担金が3億1,930万2,000円の増となるなどにより、前年度比3億2,516万6,000円増の5億9,754万5,000円、第3項上水道費において、双葉地方水道企業団負担金の減により、前年度比3,710万4,000円減の4億1,965万4,000円、衛生費の総額では前年度比2億6,501万4,000円、率にして23.3%増の14億361万7,000円となっております。

第5款労働費は、第1項労働諸費において、求人ガイドブックや求人チラシ作成に係る業務委託料を新規計上したことにより、前年度比で305万4,000円、率にして3,635.7%増の313万8,000円となっております。

第6款農林水産業費は、第1項農業費において、野菜集出荷施設の整備終了に伴う被災地域農業復興総合支援事業11億8,519万1,000円の減、営農再開支援水利施設等保全事業5,852万5,000円の減、営農再開支援事業費3,863万8,000円の減などに対し、繰上償還に係る県営かんがい排水事業富岡地区事業補助金（債負分）8億4,085万6,000円の増、農業水利施設等保全事業2億9,950万円の増、滝川ダム維持管理事業費3,272万7,000円の増などにより、前年度比5,229万4,000円減の25億9,425万5,000円、第2項林業費において、ふくしま森林再生事業費1,900万円の減などにより、前年度比1,821万4,000円減の2億570万1,000円、第3項水産業費において、前年度比5,000円増の158万6,000円、農林水産業費の総額では前年度と比較して7,050万3,000円、率にして2.5%減の28億154万2,000円となっております。

ます。

第7款商工費、第1項商工費は、新たな産業団地の整備に向けた関連予算を計上し、工業団地事業費が7億1,083万2,000円の増、桜保全事業費4,924万8,000円の増、夜の森地区中核拠点施設の要求水準書策定に係る夜の森地区中核拠点施設整備事業費3,135万1,000円を新たに計上したことなどにより、前年度比9億1,051万2,000円、率にして145.8%増の15億3,484万4,000円となっております。

6ページから7ページを御覧ください。第8款土木費は、第1項土木管理費において、前年度比45万2,000円増の268万6,000円、第2項道路橋梁費において、道路橋梁管理費1,695万円の減、道路照明灯などの修繕、整備が進捗したことにより、照明灯管理事業費が1,740万円の減となる一方で道路新設改良事業費1,091万2,000円の増などにより、前年度比747万6,000円減の4億5,446万9,000円、第3項河川費において、河川整備事業費の皆減により、前年度比3,491万2,000円減の200万5,000円、第4項都市計画費において、公園整備費7,400万円の減などにより、前年度比7,459万5,000円減の5億2,249万円、第5項住宅費において、住宅維持補修費581万7,000円の増に対し、住宅管理事務所経費222万2,000円の減により、前年度比359万6,000円増の6,178万4,000円、土木費の総額では前年度比1億1,293万5,000円、率にして9.8%減の10億4,343万4,000円となっております。

第9款消防費、第1項消防費は、防災行政無線経費7,779万1,000円の増に対し、富岡町防火防犯パトロール事業費が2億1,300万円の減となったことなどにより、前年度比1億6,832万円、率にして13.0%減の11億3,083万2,000円となっております。

第10款教育費は、第1項教育総務費において、会計年度任用職員給与費660万3,000円の増、給与費524万円の増、福島県市町村総合事務組合退職手当負担金483万1,000円の増などにより、前年度比1,967万円増の1億9,153万1,000円、第2項小学校費において、前年度比200万円増の1,694万円、第3項中学校費において、体育館のバリアフリー工事等に伴い、中学校施設維持管理諸経費2,002万8,000円の増などにより、前年度比1,748万5,000円増の7,594万4,000円、第4項幼稚園費において、給与費1,776万8,000円の増、認定こども園運営費874万3,000円の増などにより、前年度比2,390万5,000円増の1億6,641万4,000円、第5項社会教育費において、生涯学習費2,195万1,000円の増、文化交流センター費1,097万4,000円の増に対し、放課後児童クラブ費が工事完了に伴い4億2,227万3,000円の減となったことなどにより、前年度比3億8,730万3,000円減の4億2,810万円、第6項保健体育費において、総合体育館の耐震改修工事終了に伴い、体育施設管理費が5億2,819万9,000円の減となったことなどにより、前年度比5億2,416万8,000円減の2億2,797万1,000円となり、教育費の総額では前年度比8億5,021万1,000円、率にして43.4%減の11億690万円となっております。

第11款災害復旧費は、第1項農林水産施設災害復旧費において、太田岩井戸線や青沢線等に係る林業施設等災害復旧事業費800万2,000円の増により、前年度比799万9,000円増の800万6,000円、第2項公共土木施設災害復旧費において、舘山前川原線や釜田反町1号線等に係る道路橋梁施設災害復旧事業費1億2,590万円の増、給与費889万5,000円の減などにより、前年度比1億1,700万3,000円増の1

億8,832万円となり、災害復旧費の総額では前年度比1億2,500万2,000円、率にして175.3%増の1億9,632万6,000円となっております。

第12款公債費、第1項公債費は、前年度比2,018万7,000円、率にして30.8%減の4,533万9,000円となり、内訳としては元金が1,929万4,000円減の3,830万5,000円、利子が89万3,000円減の703万4,000円となっております。

第13款第1項予備費については、近年多発する災害等の緊急の支出に対応するため、過去の実績に基づき前年度比1,000万円増の2,500万円を計上しております。

令和6年度当初予算の概要説明は以上となります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 暫時休議します。

休 議 （午前10時33分）

再 開 （午前10時36分）

○議長（高橋 実君） では、再開いたします。

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、歳入の部から入ります。12ページをお開きください。12、13ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 14、15ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 16、17ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 18、19ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 20、21ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 22、23ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 24、25ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 26、27ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 28、29ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 30、31ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 32、33ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 34、35ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 36、37ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 38、39ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 40、41ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 42、43ページ。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。基金繰入金の中で、財政調整基金と町勢振興基金、17億円と13億円というような大きめな金額、先ほどの説明の中で不足財源の部分をその基金から繰り入れて使いますというようなお話でした。決算の内容によってはまた若干変わってくるのかなと思うのですが、これ主なもので結構ですので、こういった事業に充当するのか教えていただけますか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） お答えいたします。

財政調整基金については一般財源ですので、事業に充当ということはございません。町勢振興基金ですが、主なものとして、体育施設管理費ですとか生涯スポーツ振興事業費あるいは社会福祉事業費といった町勢の振興のためという大きな目的がございますので、そういった目的に該当する事業に充当しております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。基金はもちろん使うためにあるものですから、その使い道については特にいろいろとお考えになって充当されているのだと思うのですが、ぜひまだまだ復興途中の町でありますから、国、県などにご支援いただけるものであればそういったところに回していただけるような要請、要望というのもしていただきたいと思いますのですが、これなかなか難しい部分なのかもしれませんが、できるだけそういったところ考えながらやっていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 総務課長の後に町長。

総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） ご指摘ありがとうございます。議員ご指摘のとおりだと思います。まずは国県支出金とか、そういった財源を確保した上での、最終的にそういった財源つかなければ町の基金取崩しという順序になるかと思えます。やはり当初ですので、国県支出金の見込みがないものとか、あるいは低めに、歳入欠陥にならないように抑えている部分もございますので、決算ベースですともうちょっと違う形にはなるかと思えます。なお、ご指摘ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） 今のご意見であります。しっかりと国、県に要望をしまいたいと思っております。復興・創生期間が令和7年度で終わるということですので、その後も継続してぜひ我々の復興予算をつけていただくとお願いをしまいたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、44、45ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 46、47ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 48、49ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 歳出に入ります。50、51ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 52、53ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 54、55ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 56、57ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 58、59ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 60、61ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 62、63ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 64、65ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 66、67ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 68、69ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 70、71ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 72、73ページ。

1 番、堀本典明君。

○1 番（堀本典明君） ありがとうございます。73ページ、移住・定住推進事業委託料、昨日質問させていただいて、今年度大きく減額をされたところだと思いますが、前年度よりは低いですが、2億円以上の予算計上されておりますので、今年できなかった事業展開、どのような事業展開をしながらこれをやっていくつもりなのかお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） ご質問ありがとうございます。移住、定住の取組なのですが、来年度一応大きく4本立てで進めていきたいと考えております。まず、移住、定住者の受入れ態勢の強化、それから情報発信体制の強化と交流関係人口の拡大、それと昨日補正で大きくご迷惑をおかけしましたが、住まいの確保の支援ということで取り組んでまいりたいと思っております。

受入れ態勢の強化につきましては、新規の取組といたしまして、昨日も申し上げましたが、移住者に対するガイドブックの作成とか、それから町内に住んでいらっしゃる方向けにフリーペーパー、四半期に1度とか町の様子を知らせるようなそういったものを作成する。それから、ほかの課で以前在京富岡友の会の総会とか、そういったところあったと思うのですが、そういったところに我々も参加させていただきまして、移住、定住のPRするとか、ほかのイベントにも乗っかりながらPRをしていきたいと考えてございます。

それと、もう一つ新たなところなのですが、産業団地に進出されている企業の方々、今は単身で来られている方多いかと思いますが、ぜひご家族も連れてきていただきたいということで、会社の人事の方とかご家族の方、そういった方が参加できるような町内を見ていただける移住につながるようなツアーも企画したいと考えております。

続きまして、情報発信なのですが、こちらは今までと同様なのですが、ラインを活用いたしまして、ウェブ広告とか、そういったものをしていきたいと考えてございます。

交流関係人口の拡大につきましては、今年度初めての取組のことが多かったもので、その反省を踏まえて同じようなものを繰り返しやっていきたいと考えてございます。

それから、住まいの確保、こちら大幅減となっておりますが、来年度は規模は縮小するのですが、同じような支援事業を展開してまいりたいと考えております。なお、こちらは大家と、それから仲介事業者のご協力がないと進まない事業と考えておりますので、特に仲介事業者との連絡を密にしながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 1 番、堀本典明君。

○1 番（堀本典明君） ありがとうございます。昨日補正予算のところで質問させていただいて、ご答弁いただいた内容で、これは国の支援がかなり大きいですよというようなお話をいただきました。せっかく国で支援していただけてこういう事業をできるので、しっかりアピールしていろんな情報発信をいっぱいしていただきながら、逆に言うと足りなくてももう少し補助してくださいというようなぐらいいになっていただけるといい事業になると思いますので、ぜひその辺りを考えながら進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） ご意見ありがとうございます。こちらの補正予算、増額補正がうれしい悲鳴となるように、我々も積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

なお、事業費が大きいので、気になるところかと思いますが、先ほど総務課長の話のときにも出ましたが、補助金、交付金、そういったものを積極的に活用いたしまして、一般財源の充当はなるべく少なく進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、74、75ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 76、77ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 78、79ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 80、81ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 82、83ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 84、85ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（高橋 実君） 86、87ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 88、89ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 90、91ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 92、93ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 94、95ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 96、97ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 98、99ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 100、101ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 102、103ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 104、105ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 106、107ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 108、109ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 110、111ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 112、113ページ。

3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。113ページの帰還移転支援事業費ということで、今年度904万円ということなのですけれども、昨年度に比べて大分減額になっているのかなと思います。この事業の中身と今年度の実績等を教えていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋 実君） 住民課長。

○住民課長（猪狩 力君） ご質問ありがとうございます。帰還移転支援事業費、帰還移転補助金に

つきましては、昨年の夜の森地区の解除に伴って引っ越し費用を補助するものでございます。こちらにつきましては、富岡町に帰ってこられる方を対象にしているものでございまして、過去に帰還移転補助金ということで行ったその後の事業ということでございます。令和5年度に実施しましたのは、件数的には270件を見込んでいた中で214件の申請があり、これは2月15日現在ですけれども、交付決定が205件、不交付決定が4件ございましたが、審査中が5件という中での214件でございました。不交付決定になった件数につきましては、前に行った早期帰還移転補助金の対象であったことから不交付となったものの、ほぼほぼ申請上がった件数につきましては事業対象となったものでございます。

それから、今回の減額につきましては、昨年度270件ほど見ておりましたが、想定していた利用者が進捗があったということで、今年度につきましては160件を見込んでの予算計上となったものでございます。

以上です。

- 議長（高橋 実君） ほかにありますか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 114、115ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 116、117ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 118、119ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 120、121ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 122、123ページ。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） この除染対策事業費、前年度かなり、3,800万何がして、今年度が1,600万円くらい、半分くらいに減額してきているのですが、除染対策、この中で金額は少ないですが、やっぱり除染検証委員会、去年の11月解除にして、解除にするときに随分私議論しましたが、きちっとした検証をしてもらわないと非常に困ると。想定 of 検証ということは私はあり得ないと思っていますので、要はこういうところにきちっとお金をかけてホットスポットでも何でも町が探し出すような考えでやっていただかないと、実際解除にしていますので、町民がかなり入っていていますから。あと、町全体もそうですが、やっぱり高いところ結構あるのかなと思うのです。それで、一番重要なときに予算を減額させてきているというのは、非常に私納得いかないのです。

ましてやあのときいろいろ議論させてもらいましたが、高いところにはトラロープ張るなりなんなりしてきちっと周知しますよってあれだけ言っているながら、現実は何もやっていないのです。11月30日

ですか、月末に解除していますので、その後工事がかなり進んでいます。工事車両がじゃんじゃん入っている中で、線量も多分上がっているのかなと思うのです。そういうのも3か月に1回くらいずつきちっと検証してもらわないと、線量調査してもらわないと、町民は行政を信頼して入ってくるわけですから、行政が責任持って解除したのですから、その辺は責任持ってきちっとやってもらいたいと。だから、こういうところの予算はやっぱり減らすべきではないと私は思うのですが、どうですか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） ご質問ありがとうございます。

まず、除染対策費の減額につきましては、今年度につきましては令和4年3月の地震で破損した建物の解体を公費で行うということで、公費解体のための予算を2,000万円計上しておりました。除染のものではないのですが、除染対策係においては環境省事業の家屋解体のノウハウがあるということでこちらの予算に計上したという経過がございます。実際の除染対策に関する予算については、前年並みで計上しているところであります。

それから、除染検証委員会のことについてのご意見でございました。しっかり検証すべきということについては議員のご指摘のとおりだと思っておりますので、こちらの予算については引き続きしっかりと今後も計上していきながら、また町内の線量の状況もしっかり確認しながら、実際に居住される方が不安に思うようなことがないようにしっかりと努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） よろしくお願ひします。まだまだ富岡町内全域検証すれば、ホットスポット的なところいっぱいあると思うのです。だから、そういうのは外部から来た例えば環境省とか、そういうところでは決まり切ったところしかやっていきませんので、この辺高いのではないか、あの辺高いのではないかというところは町がやっぱりしっかり検証すべきだと思うのです。その辺をしっかりと今後予算を計上してでもやっていただくように。

あとは、1問目で言った11月末にいろいろ議論した中身について、町は全然実行していないのです。例えば小良ヶ浜の墓地周りとか、あとは松の前の墓地周りかなり高いところあるのです。彼岸を迎えていますので、かなり人も入ってきます。そういうところ、高いところにきちっと注意喚起をすることだったが、全然やっていないのです。本当にしっかりと、やっぱり町が解除した以上は町民の安全をきちっと守ってもらわないと困りますので、ぜひその辺をきちっと実行してください。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） ご指摘ありがとうございます。

まず、墓地周りのロープにつきましては、松の前墓地についてはしっかりと、それから旧小良ヶ浜については行っておりますが、小良ヶ浜共同墓地についてはフォローアップ除染を引き続き行ってい

たというところもありましたので、今現在ロープを張っていない状況でございます。こちらにつきましてもしっかり線量を確認をいたしまして、必要な措置を行っていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 環境省がフォローアップ除染しっかりやってはくれました。今までやったことのないような土のうを敷き詰めて、すばらしく敷き詰められて、線量は下がったのかなとその部分は思うのですが、それ以外の部分がやっぱりかなり高いのですよ、山の部分が。だから、山には立入り禁止とか、そういう看板をきちっと立ててもらわないとやっぱり被曝する可能性がありますので、ぜひその辺をよろしくをお願いします。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） 繰り返しになりますが、しっかり現状を確認しまして対処していきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、124、125ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 126、127ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 128、129ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 130、131ページ。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。農業復興対策事業費、それから農業者支援事業費、こちらの中の農業法人誘致事業補助金、富岡町がんばる農業者支援事業補助金、農業ステップアップ支援事業補助金ということで、令和5年度の当初よりも大分減額されたと思うのですけれども、こちらの内容についてお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 令和6年度におきます農政の予算の考え方なのですが、これまで例えば農業法人だと4社、1社当たり1,000万円という額でありますので、4,000万円ほど令和5年度においては計上させていただきました。実質その申請に至ったかということ、そこまで実現しなかったというのが現状であります。今般、令和6年度においてはその考え方を少し改めまして、実績に応じて増額補正していくという考えにさせていただきましたので、今把握できる法人が1社申請するという意気込みがございますので、そちらに対応する1,000万円ほど計上するなど、事業を増額補正対応に

して農政のほう予算編成をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。予算の計上の仕方としてはすごくいいのかなと思っ
ているところですが、昨日の補正であったり、今日もですけれども、やはりこういった何かを推進す
るとか、振興するとか、そういったものに対する補助金、支援金については、やはりたくさん使っ
ていただいたほうが町の活性化につながると思います。ですので、先ほどからもありましたが、こうい
ったものの、利用者がたくさん増えて、増額補正。そういったものができることが富岡町の活気につ
ながったり、発展につながったり、そういったところにつながると思います。それを実現させるため
に今後たくさんこの補助金、支援金を使っていただくために町としてはどのような対応をするのか、
もしくは今後こういった営業を仕掛けていくとか、そういったものがあれば教えてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 農政の考え方ですが、これまでは再開してほしい、あるいは法人を
呼んできて農地をフルに活用してもらおうという考えで取り組んできました。今まで声かけだったの
ですが、もっと手厚い支援がないかということで、今般令和6年度については新たに2つほど事業、
予算編成させていただきました。特に上になりますが、農協復興対策だと地力回復交付金、こちらは
県で補助金等があり、2年間だけ地力回復として堆肥の補助しましょうという形ではありますが、地力
回復はなかなか進まない部分がありますので、さらに富岡町の独自の支援として2年間でとどまるこ
となく、その先も地力が回復するまで頑張っていこうという新しいメニューを構築するなど、富岡町
で農業が営みやすい体制づくりというのをこれからも進めてまいりたいと思いますし、それに必要な
ものが、こういうアイデアがあるのだけれども、国、県で交付金とかないかという部分はこれからも
模索してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。地力回復についても、町独自で2年以降に係る部分
について支援していくということで、町の発展にはすごく必要なことだと思います。今回タマネギ作
付奨励金というのがありますが、これもできればタマネギに限ることでもなく、様々な農業振興でい
ろんなものを作付されている方に対しても、富岡町のために農業振興、農業をやられていると思いま
すので、そういった方にも何かタマネギに限らずそういったものも今後考えていかれるのか、もうタ
マネギと水稻だけに限られるのか、その辺も今後の展望をお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） まず、令和6年度においては初めてのチャレンジということで、こ
のタマネギという部分を出させていただきました。これは平成29年以来、米とタマネギでいくのだと
いう姿勢を貫きさせていただきたいと思ひまして、この2大看板は奨励金を設けさせていただいたと

ころでございます。そのほか当町では、キャベツだったり、ブロッコリーなり、様々事業展開してくれる農家の皆さんがいらっしゃいます。面積的にはそっちがもしかすると多いかもしれません。タマネギをスタートさせていただきますけれども、今後の振興に当たっては、こういう奨励金というものが一くくりで必要になってくる可能性も高いかと思っておりますので、まずは令和6年度においてはタマネギを新メニューで組まさせていただきます、次年度以降の検討材料とさせていただきますと思います。タマネギだけとは考えてございません。農業全般の振興で広く考えていきたいと考えております。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。今のところに関連するのですが、131ページのタマネギ作付奨励金を今回新しく設けたということはありがたいことだと思うのですが、ただ今現状富岡町においては、タマネギを作付されている農家の方たちは、連作障害についての問題についても随分頭抱えている状況があると。それで、当時始まったときは県の関係者の方、農業普及所の方たちは作れ作れと。ただ、メリットとデメリットのことを詳しく言っていなかった状況もあって、今はそのデメリットが出ていると。それで、今回は各町村どこもそういう対策をしていないのですが、富岡町としては将来やっていくのでしょうか、その点聞きたい。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 今ほど議員おっしゃった、タマネギの病気の話だったりであります。今年度当初に、収穫前にあります。春先に農家の方と意見交換させていただきました。その中で、やっぱり一番問題になっているのは、これはタマネギでは付き物でありますけれども、連作障害、こちらの消毒がかなり徹底しないといひものが作れないという情報をいただきました。4月以降これまでずっと考えてきたのですが、富岡町はタマネギで押すのだという割にはそういう部分もやはり欠けている部分があったかと思ひます。普及所の先生方といろいろと相談させていただき、町独自としてそのタマネギ作付奨励金と設けさせていただいたところではありますが、このタマネギ作付奨励金という中にも2つほどございます。この中には栽培に要した肥料代、こちらの2分の1を補助しようというのが1つ。それから、3年連続して作付するタマネギ圃場の連作障害対策、こちらの消毒として消毒代の2分の1を補助しようということで、新たに独自のメニューを設けさせていただきました。これをもって安心してタマネギの作付ができると考えておりますし、全国平均で反当たり4,000キロと言われておりますが、その収穫量にまだ追いついていない部分がございます。タマネギの産地として成り立つよう、しっかりと町としてもこの予算立てをしていきたいと考えてございます。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。今回、そのタマネギの連作障害については今報告いただきましたが、今富岡町だと大規模にやっているところと小規模でもタマネギを生産していると

ころがあるが、その対象者というのはどういう形で決めているのか教えてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 消毒関係のことで申し上げますと、いわゆるべと病ですが、そのべと病の対策としてはその罹病した株を引き抜いて全て枯らしていくしかないというのがこれまでの、全国的にもそうなのです。また、その病原菌となるものは、文献でいいますと12年間ほど土壌に眠っているなんていう話があるので、しっかりと対策を講じなければいけないと思っています。となると、小さいところの圃場はある程度目が行き届くと考えてございます。大きいところ、例えば単当たり2万株から3万株ほど定植するわけでございますが、そこにはなかなか行き届かないという部分がありますので、大きい圃場のところでは見たいと思っておりますが、小さいところも一生懸命やっていただくという部分がありますので、面積の大小についてはこれから精査するという形ではありますけれども、大規模に生産している方々、農家の方々を中心に今検討を進めているところでございます。制度設計は、まだ消毒する時期は6月以降となりますので、これから詳細詰めていきますけれども、タマネギ全体を支援していきたいと考えておりますので、この面積の部分についてはこれからまた再度精査していきたいと思っています。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。そういうことで、今回は項目もつくってありますので、これから支援策に対しても進んでいくと思うのですが、小規模であってもある程度拡大をし、ある程度耕地を広く持ったときに、そういう面も含めて後に支援対策に当たるという形の理解でもよろしいのですよね。なおかつ、一応役場だけではできないので、作付している農家の方々プラスこの地域ですとJAもあるので、JAの協力ももちろん得たいと思うのですが、そうすると土地確保とかのそういうのを踏まえた中で町は協議しながら支援していくということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 前段の広げていくという視点が非常に大事かと思っています。最初スタートが小規模でもタマネギやっていくのだという部分が、これはいけるとなれば大体大規模になってくる可能性もありますので、先ほどの繰り返しとなりますが、制度設計はしたいと思っています。

加えてその土地の確保という形ではありますが、タマネギ生産と、あるいはまた別な野菜を回していくということも非常に大事だと思っています。そちらの面積というのも限られた面積になってきますので、しっかりマッチングしながら整えていきたいと考えております。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 132、133ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 134、135ページ。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 135ページ、滝川ダムの維持管理のところなのですが、先般維持管理の条例とかいろいろやっていたのですが、ここでいろんな項目が挙がっているのですけれども、滝川ダムそのものを維持管理するというだけではなくて、坂下ダムと同じようなわけにはいかないと思うのですけれども、滝川ダムのところは、滝川ダムからの映像ではないのですけれども、あそこからのビューポイントは福島第一の発電所が見えたりとか、いろんなことがあります。もともと滝川のダムができたところは大倉山。大倉山に関してはまだいろいろありますけれども、いろんな形で滝川渓谷も含めて滝川というのは我々に非常になじみのある場所だったわけですから、ここの利活用も含めて維持管理ということを考えているのか、それともダムだけをただ維持していればいいという考えで維持管理をしていくのか、お聞かせください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 今般予算を計上させていただいたのは、今の議員のお言葉をそのまま使わせていただくと、これだけを維持していくというだけの予算であります。と申しますのも、多目的利用という部分も県といろいろと調整をさせていただきました。ダムの利活用という形でいうと、先ほどおっしゃられた大倉山の話だったり、ビューポイントだったりとか、いろいろあるのですが、そうしますと必ず1名なり職員を常駐させなければいけないという部分があります。そちらの点で、今の現状から申し上げるとかなり厳しいものがありますので、まずは多目的ではなく、ダムをしっかりと維持していくという部分で今年度からスタートしていきたいと思っております。後にこの多目的利用は当然出てくるかと思っています。要望も出てこようかと思っています。この点については、後々にまた検討を進めさせていただきたいということでもありますので、今年度においてはダムを維持していくという予算にさせていただきました。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 来年度以降、初めての維持管理なのであれなのですけれども、維持管理そのものは改良区にいろいろとお世話になるのだと思うのですけれども、そういう意味で滝川ダムの周辺をどう利活用していくか、滝川ダムの下の部分、そういうところも含めて。それはそこまで委託でいくのか、それともそこら辺は産業振興課でいろいろ考えていくのか、企画課とも一緒になって考えていくのか、観光として考えていくのか、そういうところというのは全然まだ話の状況でこの予算を上げているということではないのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 現段階では、繰り返しとなりますが、このダムを維持するという予算だけありますので、まさにその利活用関係、例えばダムといえば観光というのが必ず付き物でありますけれども、そこまでは至ってございません。景観が一番大事なところでありますので、今後

においてどうやって、そちらを維持していくかという部分をしっかりと視野に入れながら今後進めさせていただければと考えてございます。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 136、137ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 138、139ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 140、141ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 142、143ページ。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。夜の森地区中核拠点施設整備事業費についてなのですが、この夜の森地区中核拠点について改めて詳しくお聞かせいただきたいのと、あとこの委託料にあります要求水準書の策定業務委託、これについてどのようなものを想定されているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） こちら夜の森地区中核拠点施設整備事業というものは、リフレ富岡の跡地利活用の部分に関するものでございます。この策定業務委託という部分であります。1月29日に開催しました全員協議会でもご説明させていただきましたが、DBO方式で進めていくに当たっての要求水準書というものを作成する業務内容でございます。そのほか除草業務委託という部分については、現時点でのその土地が管理が行き届いていない部分がありますので、改めて計上させていただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。リフレ跡地に係る拠点ということですが、全員協議会でも説明していただきました。そのときには温泉施設メインで、買物環境もあるよということで、そういったところでの施設になりますということで説明があったところなのですが、温泉施設につきましては、設備の維持であったり、物価高騰であったり、光熱水費高騰、基本的には温泉施設というのは高コストの事業であるということで、継続的に維持管理していくことが大変であるということは執行部の皆さんもご承知のところだと思うのですが、買物環境に係る施設については議員の皆さんの理解を得られたようなところだったと思うのですが、温泉施設についてはやはり高コストであるとか、そういった社会情勢も踏まえて懸念を抱く議員の皆さんが多かったのかなと思ってい

るところですが、そういった中でも温泉施設を含めたこのリフレ跡地の利活用をされるのか、そういったものも含めて要求水準書に入れていくのかお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 2番議員、総括でも同じ質問する。

○2番（佐藤教宏君） しません。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） この要求水準書策定業務にそのお風呂の部分が入っているかどうかという部分をご質問の意図かと思っております。さきの全員協議会では、議会における監査機能、チェック機能という形で意見が様々町執行部に対して挙げられたと思っております。その意見は、今ほどおっしゃられたとおり、物販関係の整備については早く進めてほしい、それから温浴施設の整備は慎重にやらなければいけないのではないかというご意見と町執行部では受け止めてございます。当課における、産業振興課における事務執行というのは、この中核拠点となるものをしっかりと整備していくということでございますので、今般の当初予算に計上させていただいたところではありますが、結論から申し上げますとお風呂に関してはそのチェック機能という部分を考えてこの予算計上にはふさわしくないだろうということで、町執行部の権限、執行権者である町長の意向を確認した上での計上とさせていただいております。予算には、物販のみの業務要求水準書とご理解いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。今回は温泉施設が水準書には入っていないということで、今回の中核拠点とされる夜の森地区の拠点については買物環境がメインで設置されるということかと思えます。そういった理解の下、進めていただきたいなと思っております。この買物環境につきましても夜の森地区の皆さんが生活しやすくなるための買物環境だと思っておりますが、その辺も併せて今後の計画というか、どういった買物環境、施設ができるのか、そういったところも、想定されているのであればお聞かせいただければと思えます。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） まず、議員がおっしゃられた部分の理解はこれでいいかという確認でありますので、その理解で間違いございません。その上で生活しやすくなるためのこういったものという形になると、やはり身近なところで歩いて行ける距離というのはこれまで申し上げているところでございますが、生鮮食品系、そちらが買えるような環境は整えていきたいと思っております。1月29日の全協以降、また二、三か所程度ヒアリングもさせていただいたのですが、今のところ町で仮に400㎡と話をさせていただいたところですが、実際この400㎡というのが広いのか、狭いのかという話をさせていただいたところ、例えばですけれども、お総菜を提供したいなという形になると手狭ですよという話になりました。また、もうちょっと広げたほうが買物としては中途半端ではないのでは

ないかというアドバイスもいただいておりますので、その点も含めながらこの要求水準書の中ですり合わせをして進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 今の2番議員の関連で、本来であれば先日の産業厚生常任委員会の席で町長から直接お話を伺えればよかったのですが、公務が重なっているということで聞けなかったものですから、このリフレ跡地利用計画の温浴施設の建設に関して、今産業振興課長から2番議員の質問の答弁で温浴施設は考えていないということがあったので、その旨を町長の答弁の中から発言してほしいと思うのですが、やはり1月の全員協議会、この場において議員一人一人の考えを述べた。そういったことを聞いて町長が決断された予算だと思っておりますが、町長はこの温浴施設を断念したと私は受け止めたいのですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） 今ほど産業振興課長から説明があったとおりの予算編成をしました。しかしながら、夜の森地区の温浴施設については、住民の方から根強い要望がございます。その点を含めましてまだ考慮している段階ではありますが、今後また慎重に考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 取りあえず下げるとしか聞こえてこないのです。今後また検討するというのであれば、やはりこういう状況になれば再度この問題を検討しますよと、その状況、例えば町の人口が1万人を超えて需要が見込めるとか、そういうふうな、その際マーケティングをしてみるとか、そういった何かの要素が加わって再度検討するというのなら分かるのだけれども、議会でそういう意見が出て取りあえず下げるといふのはまた違う考えなのか、その辺も詳しく教えてください。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） この前の全協でもお話ししましたように、いろんな形で進める、形というのはおかしいのですが、今議員おっしゃったとおり、人口の面とか、それから世帯、それから町内全域、それから商圏的なもの、そんなものもろもろ含めましても、もう少し慎重に考えて検討していくべきだろうと思っておりますので。ただ、実際のところ、私のところには早く進めてくださいというご意見も来ていますので、そちらも無視できないというところもありますから、そこら辺も含めまして十分に、今後慎重に検討しながら状況に応じて進めていければと思っております。ただ、今議員おっしゃったとおりのことも考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 今の町長の答弁で私もおおむね納得はしますけれども、しつこくて申し訳ないけれども、この問題重要な問題で、議員一人一人が意見を述べてあのような多数の人間が反対され

ていることですから、確かに町長の耳にも何人かの町民から要望があるということは理解はしますけれども、決していきなり専決、専決でいくような、議会に全く相談のないようなことは今までもなかったけれども、これからこの件に関してはしませんということで、理解でいいですか。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） あくまでも議会とよく相談しながらということをお申し上げておりますので、今後もそのような姿勢で臨みたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 今リフレの議論になりましたが、全協の中では温浴施設、私は町がやるということではなくて、あそこには温浴施設は絶対必要ではないかということを見つけたつもりです。そういうことで、人口が1万人超えようが、3万人超えようが、行政でやる温浴施設は間違いなく赤字です。かなりの持ち出しが出ると思うのです。そういった考えから、一番最初に産業振興課長が言ったように、やっぱり完全に民活を利用して、町はそこに関与しないようなシステムでやってもらうのが一番だなと私は思っていますので、町がいろんな条件を出せばそこに食いついてくれる事業者はかなりいると思いますので、ぜひそういう形を取ってもらいたい。逆に言うと私は買物環境を町でできるのかと。逆に私はそう思っているのです。買物環境をつくっても、これはもう委託になると思いますので、委託でなかなかやってくれる人がいるのかなって私その辺は不信感持つのです。道の駅方式みたいだったらこれは多分委託でやる業者もいるのかなと思うのですが、400㎡程度の買物環境では本当に中途半端。産業振興課長が言うとおりののかなと思いますので、ぜひ買物環境も一つにまとめてしまって民活を利用するという方向で私は進んでいただければありがたいと思うのですが、どうですか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） ご意見ありがとうございます。富岡町のこの情報が広く報道されることによって、関心が高い企業からも数社ほど私にどういう考えなのだと問合せがありました。結局のところ、町でいわゆる投資という形になりますけれども、設備費用等々については予算組み立てて、運営、それから基本設計と実施設計等々、建築も全て皆さんにお任せしますという形のスタイルですという話をさせていただいたところ、私どもも町の考え方、これからこの地域どうやって復興していくかという部分に大いに私と通ずるものがあるので、一緒にやりませんかという声もかけていただいたことがあります。まさに物販関係、特に私は商売人ではございませんので、そこはたけている企業の力を借りるしかないかと思っておりますので、民活というのをフルに活用していきたいと思っています。その上で町がどういう条件なのだというものしっかりと固めていかないと、なかなか大体相対で、いいですよ、ではやりますというわけにいかないと思っていますので、その条件整備というこ

とで要求水準書を策定させていただきながら、民間ということをしつかりと頭に入れて進めてまいりたいと考えてございます。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。要求水準書、しっかり民間が参入できるような仕組みづくりしてください。私常々感じているのは、やっぱりあそこの地区に行政が何かを投入しないと夜の森地区の復興につながらないと。行政が投入して、持ち出しが多くて赤字、赤字になるようなものでは困りますので、そうなったら何だかというと、やっぱり夜の森は、つつみ公園、夜の森公園、あとはリフレ跡地の利用が一番なのかなと思うのです。そういう中でやっぱりリフレの復活というのはやっぱり温泉だと思うのです。あそこに温泉井戸があるから風呂という話が出てくるのだと思うのです。多分温泉井戸がなかったら今の状況ではそういう話が出ないのかなと思うのです。そういうことですので、私は両手挙げて町が造れということではなくて、町はもう手出しゼロで民活を利用してやってくださいと、そういう努力方お願いしますということで今後進んでいただければありがたいと思います。これは要望しておきます。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） ご意見ありがとうございます。民活ということが地域経済を回していく大事な歯車の一つだと思っておりますので、しっかりとそこの部分は頭に入れながら事業展開のほう進めさせていただきたいと。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 144、145ページ。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 145ページ、桜保全事業のところでお聞きしたいのですが、植樹工事ということで、植樹という形で出ているのですけれども、実際には桜保全事業費なので、ずっと言っているのですけれども、桜通りのところの今立入り区域のくいとかあるのですけれども、観光で歩くには、人が入らないとか車が入らないということに対してはいいのでしょうかけれども、公園がきれいになっただけに公園と並んで桜の通りがあるところだと考えるといいとは言えない環境にあるのですけれども、そういうところも含めて桜の保全事業ということで事業計画されているのかお聞かせください。

〔「産業振興課長です」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 2課で持っているのか。

〔「いや、道路管理という形で今確認はしたんですけども」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 今回の桜植樹工事の中身でございますが、今年度において設計いた

しました大原原線の植樹ということで、植樹、入替えですね。あと、土壤改良という形で入れさせていただきました。今ほどのご質問は桜通り、夜の森公園の北側の通りだと思いますが、その点については今回の予算には含まれておりません。観光の便も当然しかり、道路管理という部分お叱りがありますので、今ほどのご提案についてはしっかりと慎重に進めさせていただきたいと思います。いずれにしても、歩行者、通行者等々の管理、道路の安全通行という形もありますし、観光としてもありますので、しっかりとそこは念頭に入れながら今後整備のほう進めさせていただきたいと思います。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） ありがとうございます。道路管理ということであれば道路管理でまたお聞きします。

今ありました大原原線のことなのですけれども、今回結構大きな額の工事費があるのですけれども、どこをどの程度整備する計画なのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 今回の大原原線の桜並木保全工事の概要でございますが、桜の植え替えが7本、それから土壤改良20本、桜の伐採3本等々、学校のすぐ東側の部分でございます。そちらのほう重点的に工事を進めるというものでございます。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 146、147ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 148、149ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 150、151ページ。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 151ページ、まず何点かあるのですけれども、都市計画事業委託料が予算化されているのですけれども、都市計画の見直しも含めて何か停滞しているようなのですが、その辺来年度はどう進むのか。

それから、定住化促進対策新築住宅助成金なのですけれども、先ほど企画で移住、定住のいろんな助成金もあったわけなのですけれども、目的が違うから、出どころも違うからある程度違っているのかと思うのですけれども、本来こういう住宅の新築だけではなくて、リフォームも含めていろんなことやっているわけですから、住宅のことに関しては都市整備課がやっぱりきちっとやっていくべきだと思うのですけれども、都市整備課では住宅の助成に、予算がいっぱいついている移住、定住のお金もうまく活用して、お互いに合体してやっていくという考えはなかったのでしょうか。

それから、公園整備費があるのですけれども、ここは今度はどういう公園の整備進めていくのかお

聞かせください。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） お答えいたします。

都市計画事業の委託料でございますが、こちらにつきましては用途地域の変更に関わるもの、それと都市計画道路見直し業務、それと木造住宅耐震業務、派遣業務、こういったものも計上とさせていただいております。

定住化の話でございまして、移住、定住と、これらを併せないのかというところでもございました。こちらにつきましては既存のもの、こちらを利活用させていただいて、それでやらせてもらっているものですから、単独でという形でおりました。これらにつきましては、また企画課とも相談させていただきながら、何かできることないか考えていきたいと思っております。

続いて、公園整備についてでございます。公園につきましては、令和6年度計上させていただいているものでございますが、夜の森の公園環境の整備計画ということで、その周辺の施設も利用しながら夜の森地区のにぎわいづくりができるようなことを考えさせていただければと思っております。これにつきましては、町で案ができましたらまた議会の方々に案を提出して進めさせていただければと思っております。

それと、富岡公園の進入路につきまして、工事の計上をさせていただいているところでございます。旧富岡第一小学校の南側のところに、ちょうど月ノ下西原線というところがございまして、そこから東に向かって富岡公園に進入できる道路の整備というものを考えてございます。150メートル程度で幅4メートル程度でございます。駐車場も整備する予定でございますが、埋蔵文化財などありまして、こちらに費用がかかるということでございます。こちらを投資してまでやるかどうか、そちらのところについてはまた検討していくため、アスファルト舗装の仕上げは今現在できないところかなと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 都市計画事業のところなのですが、用途変更やもろもろということなのですが、特に用途変更に関してはずるずる、ずるずる待っているともう特定復興再生拠点区域も解除になっていろんな形で進んでいっている中で、あまりにも住居地が多過ぎていろんな形で、働く場所とかそういうことも含めて進んでいないように思うのです。産業振興課で夜の森の拠点の整備とかあるのですが、それに付随した人が集まる環境をつくるためにも、早急に都市計画の用途地域は見直していかなければいけないと思うのですが、その辺どう考えているのかということをもう一度お聞かせください。

それから、移住、定住との件なのですが、どちらも建物に関する事なので、これは考えていなかったとかいうことではなくて、今予算の段階ですけれども、やはりきちっと専門の部署と企画

する部署が連携を取って、富岡町にどうやって人を集めていくのかということを改めてきちんと考える体制を取っていただきたいのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 用途地域の見直しについてでございます。現在のところ、用途地域を見直すというところまで積極的には考えていないところでございますが、第三次復興計画、これと整合性を図りながら考えていきたいと思っております。移住、定住のことについてきちんと考えていかなければならないということございました。先ほどもお答えさせていただいたところでございますが、やはり議員おっしゃるとおり考えていかなければならないことだと思っております。企画と相談しながらやらさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） ご意見ありがとうございます。議員おっしゃること当然だと思っております。

なお、移住、定住の相談に来られたお客様、恐らくですが、都市整備課に先に相談に来られるかと思っております。その際には、移住、定住ということであれば、私どもの職員も打合せと相談等に同席させていただいて、取りあえず組織変更とかそういったところではなく、まず職員の往来で対応してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 高野副町長。

○副町長（高野 剛君） ありがとうございます。少し補足でございますけれども、移住、定住につきまして関係部署の連携が必要だと、ご指摘のとおりだと思います。移住、定住の情報発信におきまして、この住まいに関する情報、あと良好な住宅地や美しい景観がありますよといった情報発信に加えまして、子育て支援の充実ですとか、あとこうした住宅を取得するに当たっての有利な補助事業もありますということをお客の方が分かりやすく理解できるという情報の出し方が必要と考えております。この情報発信について、来年度も力を入れていくと。これは企画課の所管ということになっておりますけれども、そこで住宅改修を含めましてこの新築住宅の取得にも補助制度がありますと、これ周りに、大熊町とか高いところもありますが、非常に富岡町の制度は充実したものと捉えております。こうした優遇措置ということをしっかりとPRしてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 移住、定住の住宅とこの新築住宅、リフォームも含めたこれは、ぜひとも庁舎内でもう一度よく話し合っ、ばらばらではなくて進めていただきたいと思っております。

それから、都市計画の用途なのですけれども、第三次復興計画と整合性合わせるのは当然なのですが、この都市計画に関しては行政側が町づくりを進めていく上で逆に住民を引っ張ってくるぐらいの話なので、待っているのではなくて、都市計画をこうして富岡町を進めていこうというぐらいの気概

で相談に来た人たちに説明をするぐらいでなかったら何事も進んでいかないと思うのですけれども、こんな住宅地をこれだけ多く置いたまましておくということによしと考えているのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） ただいまの6番議員のご意見もとてもだと思っております。我々もどうしていいか、どんなふうにしたらいいのかというのまだすり合わせができていないという段階でございます。そしてまた、第三次復興計画がございますので、それとの整合性も含めながら今後どういう町づくりをしていくべきかというものを考えて検討していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 152、153ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 154、155ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 156、157ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 158、159ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 160、161ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 162、163ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 164、165ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 166、167ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 168、169ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 170、171ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 172、173ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 174、175ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 176、177ページ。

3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。177ページの園務支援システム構築委託、あと使用料についてなのですけれども、これはどういったシステムなのか教えてください。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（松本真樹君） ご質問ありがとうございます。園務システムにつきましては、教職員の事務軽減を図るため、指導要録や月案、週案等、また保育日誌等の書類作成、また保護者との連絡等の事務をICT化する業務でございます。基本的には、アナログなものをデジタル化して業務に当たっていくというところでございます。こちらにつきましては国の補助金が4分の3入ってきて、単費は4分の1で対応したいと考えています。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。そうすると、今まで何かパソコンでやっていたようなやつをスマホとかそういったものを使用しながらということになるのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（松本真樹君） スマホということではなくて、システムということですので、パソコンへ入れまして、全職員が共有できるような体制を取るといような形でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 178、179ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 180、181ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 182、183ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 184、185ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 186、187ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 188、189ページ。

- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 190、191ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 192、193ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 194、195ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 196、197ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 199ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 200、201ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 202、203ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 204、205ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 206、207ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 208、209ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 210、211ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 212、213ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 214ページありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。聞きたいのですが、先ほど総務課長の当初予算のところの冒頭にも子供たちの育成の環境という形でお話しされていましたが、今現実富岡町において若いご夫婦または子供をつくろうとしているご夫婦も踏まえて結構いらっしゃる。また、子供をつく

ってから住んでいる方がいらっしゃる中において、前に保健センターにそういう方々のお話とかご相談とか受けていたと思っているのですが、これから新しい課もできましたので、そういう方々の相談に乗るようなそういう窓口というのはこれからつくられるのでしょうか、お聞きしたいのですが。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒澤真也君） お答えいたします。

現在、健康づくり課の健康づくり係におきまして、保健師が配置されております。また、健康づくり係として両支所にも我々の課の保健師が配属されているところでございます。その中で、やはり保健師の活動として妊娠から出産、子育てまで一体的に支援をするということで、そういった方々が入って、転入されてくれば当然そういった情報はありますので、そういったところをまずはくまなく訪問活動をして、悩み事がないかとか、そういったところをしっかりと聞き出しをして支援に当たっているとところでございます。

なお、その中の活動として、やはり保健センターを活用しながら、あそこはもう保健事業をするというところでございますので、今年度からは離乳食教室であるとかそういったことも再開いたしました。今後どういったことができるかというところ、新たに今度は福祉課の中に子育て支援係ということで子育て部門を一括して担当係ができますので、そちらで支援していくような形になると考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。そういう考えを基本的にやっていただければすごく、ここで子供をつくり、ここで育てるという形については、安心という面では町民に見本になると思います。ただ、その育てる中で、所管ですが、教育長にお聞きしたいのですが、ゼロ歳児の対応、富岡町についてはやっているのですが、完全に今問題点はないよというわけではないと思うのですが、そういう点の問題点があれば教えてください。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（松本真樹君） 今のゼロ歳児に関しましては、認定こども園におきまして10か月以上というところにおいてお預かりをさせていただいている状況でございます。町政懇談会におきましても、もっと、ほかの町村でも6か月からされているところもあるので、何とかできないかというようなご要望もいただいております。ただ、現在教職員少なくて、ゼロ歳児の対応が今難しい状況でございます。昨年度もいろいろと保育教諭の確保に努めたのですけれども、採用はゼロだったということで、来年度も教職員の確保を目指して、人数を確保次第ゼロ歳児の受入れの人数を下げることを考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。大変な状況は私もそれなりに理解していますが、

努力をしていただければ幸いです。

あと、最後に町長にお聞きしたいのですが、今やっぱり子供がここで楽しく生活できる、過ごせるという状況の富岡町に戻していくに当たって町長としては、簡単で結構ですが、何かお考えあればいただきたいのですが。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） 子供を育てる環境づくりということで、一つの政策上の柱としております。そうでありますので、今後とも子供たちの居場所づくりとか、それを含めて児童館なども今度開設するわけですが、そういった方向で子供たちを大切に作る町づくりをしていきたいと思っております。よろしいですか。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。先ほどシステムの関係の質問させていただきましたけれども、今回のようなあまりお金をかけないでICT活用して職員の業務の改善であるとか、あとは効率化、そういったものをどんどん取り入れていったらいいのではないかなと思うのですけれども、そういった面で役場庁舎としてもぜひ進めていただきたいと思いますが、よろしく願います。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） 貴重なご意見ありがとうございます。先ほど令和6年度の当初予算のところで計上させていただいたのですが、来年度、財務会計システムの入替え時期になってございます。システムの運用保証期間が5年ということで、早く言いますと5年に1遍新しいもので切替えをしていかなければならないということがございますが、令和6年度は財務会計システムの切替え時期になってございます。その際に、私ども職員にもなじみのない電子決済を導入する予定でございます。そういった形で、紙伝票の紛失や持ち回りの手間、そういったものの簡略化と、それからスピーディーな決済処理ということが行えるようになると思っておりますので、やれるところから進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。昨年も当初予算のときに質問させていただきました。業務委託がかなりあると思うのですが、その辺り実際に簡単に目に見える成果が出るものとなかなか成果が見えづらいものがあると思うので、その辺りしっかり精査していただいて、必要なものと職員でできるものとそういった見直しをしていただければというようなお話をしました。そのときにそういったところを考えていきますというようなご答弁いただいたと思うのですが、来年度に向けてそういった見直しなどをしていただけたかどうかお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） ご意見ありがとうございます。議員おっしゃるとおり、重々そうだと思います。具体的にこれというものは現在申し上げられないのですが、これまでもそういった取組はしてまいりまして、例えば予算書ですけれども、昔補正予算書も外注しておりました。それを今は職員がコピー機でコピーしてひもでとじてみたい、小さいことですが、そういったことをやっております。議員おっしゃることごもっともだと思えるので、全部委託にかけるとは、職員でできるものは職員でやるというような方向でやっていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） 昨年も申し上げました。まだまだ震災前に比べると事業量が非常に多いところがありますので、必要な業務委託していかねばいけないというのは承知していますが、無駄な費用負担とならないようにしっかりその辺確認して、自分たちでできるもの、自分たちでやったほうが効率いいものというものをしっかり見極めていただきたいのです。それをまた今年度かけてやっていただいて、来年度に向けてやっていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） そうですね、職員ができるものをわざわざ委託する必要はないと思います。議員おっしゃるとおりだと思います。ただ、職員がやるよりもプロに任せたいというふうなものがございまして。その辺はきちんと分析、調査した上で、職員でできるものは職員でやる、外注してプロにお任せしたいというものは委託をかける、そういうふうなことをやっていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 総括ではないのですが、157ページの防災行政無線。防災行政無線は、有事の際にいち早く富岡町内にいる人たちに知らせるといった目的だと思っておりますが、それだけの目的ではなくて、いい目的にも使っています。

そういうことで、小良ヶ浜の防災無線の局というか、スピーカーですか、あれ解体してもうないのです。小良ヶ浜地区、深谷地区はまだ道路だけの解除ですが、有事の際にはそういうものを聞く手だてがないのです。多分使い物にならないような状況になったから解体したのだと思っておりますが、目的からいうと解体したらすぐまた造らなくてはならないものだと思うのですが、ただ、まだ解除していませんので、人は住んでいないという考え方で遅れているのかなと思うのですが、その辺は多分あそこの無線スピーカーでどこのエリアまで網羅しているのかわかりませんが、かなり広い地区を網羅しているのかなと思うのです。そういう部分でいつ造る考えなのか、また違うシステムの方法があるのか、その辺どう考えているのかお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） ご指摘ありがとうございます。令和6年度予算の中では、そちらの設置については特段盛り込んでいない状況であります。議員のご指摘のとおり、改定したものについては速やかに設置をすべきというそのとおりだと思っておりますが、現段階での何年度、どの段階で整備するということまでの計画は立っておりません。これまで別段、例えば屯所とか集会所とかもそうですが、解除の段階で必要な施設はあるべきというご指摘もいただいておりますので、早急にどのタイミングで整備をするかというところ、必要な基数とかも含めましてしっかりと精査をいたしまして進めていきたいと思っております。その際には予算が必要になってくるものだと思っておりますので、必要な予算をしっかりと計上して、皆様に諮りながら検討していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（高橋 実君） 課長、メモが回ってきたのでしょうか。今の件に関してか。今の質問に関係しているのだったらば。

生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） 申し訳ありません。私がよく把握をしていない部分もありまして、状況によっては移設をしている部分もあると思っておりますので、その辺もしっかりと精査をいたしまして、必要なものについてはしっかりと整備をしていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 今、出てきましたが、移設をしている部分があるって。多分移設はしていないと思うのです。課長から答弁あったように、要は集会所とか、消防屯所とか、私も何回も言っていますが、そういうものに関しては人が住むようになってからで間に合うのかなと思うのです。ただ、防災行政無線は有事の際の広報もありますので、道路とか墓地とか解除にしましたので、日常的に町民が入っていると思うのです。ということは、そこにいる町民は緊急放送は聞こえないということになると思うのです。行政が町民の生命、財産を守る意味でいえば、やっぱりそういう部分は解体したらずぐ復旧、復活させるのが順序かなと思うので、その辺はしっかりとやっぱり検討してもらいたいと。移設した部分があるという答弁もらいましたが、どこに移設しました。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） まず、前段の質問の回答でございます。令和6年度の予算計上の中で、現在アナログ式の無線をデジタルに交換するような予算を計上しております。この整備の中で対応できるかどうかも含めまして、しっかりと検討していきたいと思えます。

それから、移設につきましては、すみません、私がよく把握をしていない状況でございましたので、こちらについて状況確認をいたしまして、改めてご報告をさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） アナログがデジタルになったからといって、スピーカーなくても聞こえるわ

けでもないし、防災無線で聞こえない場所は本来子機で家庭内でつけてカバーしているわけですが、人が住むようになればその放送システムがなくても子機である程度カバーできるのかなと思うのですが、ただ表にいた場合はカバーできないわけですから、やっぱり絶対的に必要なのです。必要なものはいち早く復旧してもらいたいと、そういうことで考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） 繰り返しになりますが、しっかりと確認をいたしまして、必要なものについてはしっかり整備をしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 執行部の危機管理の在り方に関して強く要望させていただきます。

事件、事故、新型コロナ、こういったことが発生した場合、やはり相手方が誰かとか、早急に情報収集することによって事前に対応策が取られる。そうすることによって、例えば交通事故なんかの場合に、これあくまでも例えばですけれども、職員が加害者になった場合に被害者対応もやりやすいと。新聞を見るまで状況が分からないというのは、これは使用者責任が発生したり、そういった場合にもものすごく対応が後手に回るということで被害者に憤慨を与える。こういったことがものすごくここ数年間の町の対応を見て少し私疑問を感じるものですから。

もう一点、例えば新型コロナ対策なんかに関しても、町長以下副町長2名と3名が同時にかかるなんていうのも、これも危機管理の在り方に入ってくるのかなと思うのです。そういうことによって12月の定例議会が1週間遅れたとか、変更になったとか、そういうようなふだんからの職員に対しての綱紀粛正、これは大切なことだけれども、もっと大切なことは号令をかける執行部の幹部の方々も強い危機感を持って対応しないと、この町どうなっているのだと見えてしまうものですから、その辺どういう考えをを持っているか聞かせてください。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） 今ほどの議員のご指摘、おっしゃるとおりかと思っております。我々も真摯に反省すべき点は反省して、危機管理を十分に把握しながら進めてまいりたいと思っております。庁内では、コンプライアンス講習とか、そういったもろもろの講習会、研修会を通して、今後も職員の意識高揚、それから士気高揚を図ってまいりたいと思っております。まずは我々執行部側で反省すべき点は反省し、真摯に受け止め、そしてこれからの執行をしっかりやっていくと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。本当にご指摘ありがとうございます。今後気をつけていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 今の町長の発言で、おおむね私もそのようをお願いできればと。

1つだけ、これアドバイスにしてほしいのですけれども、交通事故なんかの場合に個人情報だから警察は教えてくれないとか先入観を持たないこと。やはり使用者責任とか、当事者の一翼であるとい

うことになれば、住所とか名前は教えてくれなくても概況くらいは教えてくれる。これは常日頃の町と警察署のやり取りの中でそのくらいは情報収集可能な場合もありますので、フットワークの軽さ、これは非常に大事なことです。ふだんから動きを軽くして、大きい事故に発展しない、大騒ぎにならないような対策も取ることができますので、その辺は注意しながらやってほしいと思います。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） 今、議員おっしゃるとおりでありまして、我々もその情報収集が後手後手になっているということも十分理解しておりますので、その辺も含めて今後積極的に情報収集に努めてまいりたいと思います。ご指摘本当にありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ質疑を終了いたしますが、討論に入る前に執行部に私から一言。夜の森の中核拠点の3,000万円、今から採決に入るのだけれども、通るか通らないか分からないけれども、次の議会の編成決まったら執行部も替わるのだろうけれども、この件はもう一度全協か何かでもんでください。それから委託契約で出すのなら出すような手法を取ってください。今回通ったからって急ぎ足になるようなことしないようお願いしておきます。

では、討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第25号 令和6年度富岡町一般会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（高橋 実君） 本日はこの程度にとどめ、来週11日午前9時より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散 会 （午後 零時08分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和6年 月 日

議 長 高 橋 実

議 員 宇 佐 神 幸 一

議 員 渡 辺 三 男

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 4 号)

令和6年第1回富岡町議会定例会

議事日程 第4号

令和6年3月11日(月)午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第26号 令和6年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算

議案第27号 令和6年度富岡町公共下水道事業特別会計予算

議案第28号 令和6年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算

議案第29号 令和6年度富岡町介護保険事業特別会計予算

議案第30号 令和6年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算

議案第31号 令和6年度富岡町介護サービス事業特別会計予算

日程第3 委員会報告

1、議会運営委員会報告

2、総務文教常任委員会報告

3、産業厚生常任委員会報告

4、議会運営委員会報告

5、議会広報特別委員会報告

6、原子力発電所等に関する特別委員会報告

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

追加日程第1 議案の上程

議案第32号 富岡町副町長の選任につき同意を求めることについて

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第26号 令和6年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算

議案第27号 令和6年度富岡町公共下水道事業特別会計予算

議案第28号 令和6年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算

議案第29号 令和6年度富岡町介護保険事業特別会計予算

議案第30号 令和6年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算

議案第31号 令和6年度富岡町介護サービス事業特別会計予算

日程第3 委員会報告

- 1、議会運営委員会報告
 - 2、総務文教常任委員会報告
 - 3、産業厚生常任委員会報告
 - 4、議会運営委員会報告
 - 5、議会広報特別委員会報告
 - 6、原子力発電所等に関する特別委員会報告
-

○出席議員（10名）

1番	堀本典明君	2番	佐藤教宏君
3番	佐藤啓憲君	4番	渡辺正道君
5番	高野匠美君	6番	遠藤一善君
7番	安藤正純君	8番	宇佐神幸一君
9番	渡辺三男君	10番	高橋実君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	山本育男君
副町長	高野剛君
副町長	竹原信也君
教育長	岩崎秀一君
会計管理者	植杉昭弘君
総務課長	志賀智秀君
企画課長	杉本良君
税務課長	斉藤一宏君
住民課長	猪狩力君
福祉課長	飯塚裕之君
健康づくり課長	黒澤真也君
生活環境課長	遠藤博生君
産業振興課長	原田徳仁君
都市整備課長	大森研一君
教育総務課長	松本真樹君

生涯学習課長	坂 本 隆 広 君
郡山支所長	佐 藤 邦 春 君
いわき支所長	猪 狩 直 恵 君
総務課課長補佐 兼秘書係長	大 和 田 豊 一 君
代表監査委員	坂 本 和 久 君

○事務局職員出席者

参議事 会務局 兼局長	小 林 元 一
議副庶 会主務 局兼長 幹係	杉 本 亜 季
議庶 会務 局主 務係	高 橋 優 斗

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(高橋 実君) 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、8番、宇佐神幸一君より遅延届が出ておりますので、報告いたします。ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第1回富岡町議会定例会6日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(高橋 実君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長(高橋 実君) 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

1番 堀 本 典 明 君

2番 佐 藤 教 宏 君

の両名を指名いたします。

○議長(高橋 実君) 次に、本日町長より緊急を要する事件として議案第32号 富岡町副町長の選任につき同意を求めることについてが追加提出されました。

この件につきましては、3月8日に議会運営委員会を開会していただき、同議案を日程に追加し、議題とすることに決したとの答申を受けております。

○追加議案の提案理由の説明

○議長(高橋 実君) ここで追加議案の提案理由を町長より求めます。
町長。

〔町長(山本育男君)登壇〕

○町長(山本育男君) 皆さん、おはようございます。追加議案の提案理由を申し上げます。

追加提案いたしました案件は、富岡町副町長の選任につき同意を求めることについての1件であります。本案は、高野剛現副町長から3月31日付で辞職したい旨の届出があったことから、福島県に対し新たに副町長の派遣を要請いたしましたところ、今般派遣の決定をいただきましたので、追加で提案させていただくものであります。

詳細については、議案審議の際にご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。
以上であります。

○日程の追加

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

本議案を日程に追加し、追加日程第1として日程を変更し、直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号 富岡町副町長の選任につき同意を求めることについてを追加日程第1として日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決しました。

暫時休議いたします。

休 議 （午前 9時03分）

再 開 （午前 9時04分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

○議案第32号 富岡町副町長の選任につき同意を求めることについて

○議長（高橋 実君） 追加日程第1、議案第32号 富岡町副町長の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 暫時休議します。

休 議 （午前 9時06分）

再 開 （午前 9時08分）

〔午前9時08分8番宇佐神幸一議員入場〕

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 議案第32号 富岡町副町長の選任につき同意を求めることについての提案理

由を申し上げます。

現副町長の高野剛氏が3月31日をもって辞任されることから、今般宮川大志氏を副町長に選任いたしたく、ご同意をお願いするものであります。

宮川大志氏は、現在福島県農林水産部農林水産総室農林総務課に勤務され、農林水産部の人事や議会对応、その他総務関連業務などに携わっており、年齢は44歳、中央大学法学部法律学科を卒業されている方です。平成15年に福島県に採用となり、これまでいわき地方振興局県税部を振出しに、三井物産株式会社への派遣、商工労働部産業振興総室産業創出課及び医療関連産業集積推進室で職務に精励され、平成27年度からは保健福祉部健康衛生総室医療人材対策室において、令和3年4月に福島駅前に新設されました福島県立医科大学保健科学部の整備に尽力され、また令和2年度からは企画調整部地域づくり総室エネルギー課において、本町をはじめとした電源地域の振興や電源交付金事業の取りまとめなど地域づくりの総合調整を担当され、市町村行政にも精通されており、幅広い職務経験を有することから、県庁内においてもその力量が高く評価されているところであります。

本町においては、昨年4月の特定復興再生拠点区域の避難指示解除に続き、同年11月には小良ヶ浜、深谷地区の点・線拠点の避難指示解除が実現するなど、着実に復興、創生への歩みを進めているところでありますが、本年2月16日に認定を受けました富岡町特定帰還居住区域復興再生計画に基づき、地域住民の皆様のふるさとへの帰還に向けた取組を迅速かつ着実に推し進めるとともに、持続可能な地域の将来のため、避難指示が解除された区域とのつながりを持った未来志向の取組を拡充し、町内全域の復興、創生を加速するよう、移住、定住の促進に向けたさらなる生活環境の充実、本町の発展を支える産業と交流基盤の整備による創造的発展に向けた取組や活力ある本町のにぎわいづくりの推進など、山積する課題の解決に向けて幅広い視点で事務事業を展開することが求められております。各種事務事業がふくそうする現状においては、引き続き国、県、町等が一体となって対応していくことが必要であることから、宮川氏のこれまでの豊富な知識、経験などを遺憾なく発揮していただき、復興、再生を着実に進め、本町の置かれている厳しい状況を打開し、真の復興へとつなげていくため、宮川氏を副町長としてお迎えいたしたくご提案をいたした次第でありますので、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 実君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。
討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第32号 富岡町副町長の選任につき同意を求めることについての件を採決いたします。

す。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（高橋 実君） ただいまの出席議員は9名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（高橋 実君） 投票用紙の配付漏れありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（高橋 実君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（高橋 実君） 投票漏れありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（高橋 実君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番、渡辺正道君、5番、高野匠美君、6番、遠藤一善君、以上の3名を指名いたします。

よって、立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（高橋 実君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成9票、反対ゼロ票。

以上のとおり賛成が全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○副町長就任挨拶

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま同意をいただきました宮川大志さんがおいでになっておりますので、ここでご挨拶をいた
だきたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

それでは、そのようにいたします。

暫時休議します。

休 議 （午前 9時20分）

再 開 （午前 9時21分）

〔副町長（宮川大志君）入場〕

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

宮川大志さん、ご挨拶をお願いいたします。

〔副町長（宮川大志君）登壇〕

○副町長（宮川大志君） ただいま副町長の選任につき、ご同意いただきました宮川大志と申します。

副町長という大任を仰せつかり、その重責に大変身が引き締まる思いでございます。町長を補佐し、
町勢発展のため、全力で取り組んでまいります。議会の皆様のご指導、ご鞭撻のほど何とぞよろしく
お願い申し上げます。（拍手）

○議長（高橋 実君） ありがとうございます。

それでは、ご退席ください。

〔副町長（宮川大志君）退席〕

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋 実君） 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第26号 令和6年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算の件を議題といたします。
総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒澤真也君） おはようございます。議案第26号 令和6年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算の内容につきましてご説明申し上げます。

令和6年度の当初予算は、今年度同様、国保税の減免及び一部負担金の免除が一部を除き継続される中での編成となり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億3,228万7,000円とするものでございます。前年度比較につきましては、額にして1億5,090円、率にして6.61%の減となっており、歳入歳出の主な項目は今年度同様となっております。

217ページを御覧ください。まず、歳入についてご説明いたします。第1款第1項国民健康保険税は、避難指示が解除となった被保険者の上位所得層並びに被災者でない転入者に対する税額3,513万5,000円及び滞納繰越分50万円の3,563万5,000円を計上しております。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料は、保険税の督促手数料として1,000円を存目計上しております。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金は、災害臨時特例補助金として一部負担金免除及び保険税減免に係る財政支援分1億3,800万5,000円などにより、1億3,924万4,000円を計上しております。

第4款県支出金、第1項県補助金は、保険給付費等交付金として17億7,319万5,000円を計上しております。

第5款財産収入、第1項財産運用収入は、保険給付費支払準備基金積立金の預金利子として9,000円を計上しております。

第6款繰入金、第1項他会計繰入金は、保険税軽減相当額等繰入金、職員給与費等繰入金など、一般会計繰入金として1億8,419万4,000円を計上しております。

第7款繰越金、第1項繰越金は、前年度繰越金として1,000円を存目計上しております。

第8款諸収入はそれぞれ存目計上として、第1項延滞金、加算金及び過料において3,000円、第2項預金利子において1,000円、第3項雑入において第三者納付金や返納金等として4,000円、合わせて8,000円を計上し、歳入合計21億3,228万7,000円とするものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。218ページを御覧ください。第1款総務費4,137万3,000円は、第1項総務管理費において、職員給与及び一般管理事務諸経費、国保連合会負担金などとして4,017万円、第2項徴収費において、保険税の賦課徴収に係る諸経費として89万7,000円、第3項運営協議会費において、国民健康保険事業の運営に関する協議会の運営経費として17万円、第4項趣旨普及費において、広報活動費等として13万6,000円をそれぞれ計上したものでございます。

第2款保険給付費15億7,179万6,000円は、第1項療養諸費において、療養給付費並びに療養費の保険者負担金及び審査支払手数料として15億5,861万1,000円を計上し、第2項高額療養費において、高額療養費及び審査手数料として718万2,000円、第3項移送費において、存目として2,000円、第4項出産育児諸費において450万2,000円、第5項葬祭諸費において150万円をそれぞれ計上したものでござ

ございます。

第3款国民健康保険事業費納付金4億3,895万1,000円は、国民健康保険事業の財政運営の責任主体たる福島県に納付する納付金であり、第1項医療給付分として3億859万8,000円、第2項後期高齢者支援金等分として9,433万7,000円、第3項介護納付金分として3,601万6,000円をそれぞれ計上したものでございます。

第4款保健事業費2,974万8,000円は、第1項保健事業費において、保健衛生普及費及び疾病予防費として857万3,000円、第2項特定健康診査等事業費において、特定健康診査実施に係る諸経費として2,117万5,000円をそれぞれ計上したものでございます。

第5款基金積立金、第1項基金積立金は、保険給付費支払準備基金の積立金及びその預金利子積立金として1万1,000円を計上しております。

第6款諸支出金2,697万7,000円は、第1項償還金及び還付加算金において、保険税の還付金並びに還付加算金及び国庫支出金等の精算に係る返還金として2,697万6,000円を計上、第2項繰出金において、前年度一般会計繰入金の精算に係る返還金として1,000円を存目計上しております。

第7款予備費において2,343万1,000円を計上し、歳出合計を21億3,228万7,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法については、慣例によりまして歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。222ページをお開きください。222、223ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 224、225ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 226、227ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 228、229ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 歳出に入ります。230、231ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 232、233ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 234、235ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 236、237ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 238、239ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 240、241ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 242、243ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 244、245ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 246、247ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 248、249ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 250、251ページではありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第26号 令和6年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 令和6年度富岡町公共下水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 議案第27号 令和6年度富岡町公共下水道事業特別会計予算の内容についてご説明申し上げます。

今回の当初予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,956万5,000円計上するものであります。

初めに、歳入についてご説明いたします。255ページを御覧ください。第1款分担金及び負担金、第1項負担金において、公共下水道事業受益者負担金など680万1,000円を計上。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料において、公共下水道使用料4,800万1,000円、第2項手数料は排水設備指定工事店登録手数料等15万1,000円を計上。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金において、農業集落排水事業上手岡地区統合に係る接続管整備工事のほか、補助金6,000万円を計上。

第4款繰入金、第1項繰入金において、下水道維持管理費、下水道整備費、公債費等の財源として一般会計繰入金3億2,460万8,000円を計上。

第5款繰越金、第1項繰越金において、前年度繰越金1,000円の存目計上。

第6款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料、第2項町預金利子及び第3項雑入においてそれぞれ1,000円を存目計上し、歳入総額では4億3,956万5,000円となっております。

次に、歳出についてご説明いたします。256ページを御覧ください。第1款事業費、第1項下水道事業費2億8,293万1,000円は、浄化センターや管渠施設等の維持管理に係る公共下水道維持管理費1億3,643万1,000円、農業集落排水上手岡地区統合に係る接続管整備事業費等の公共下水道事業整備費1億4,650万円であります。

第2款公債費1億5,363万4,000円の内訳は、公共下水道事業債元金償還金1億4,222万2,000円及び同利子1,141万2,000円であります。

第3款予備費は前年度同額の300万円の計上であり、歳出総額では4億3,956万5,000円となっております。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、歳入の部から入ります。260ページをお開きください。260、261ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 262、263ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（高橋 実君） 歳出に入ります。264、265ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 266、267ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 268、269ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 270、271ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 272、273ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 274、275ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 276ページではありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。
総括で質疑を承ります。ございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。
討論。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。
これより議案第27号 令和6年度富岡町公共下水道事業特別会計予算の件を採決いたします。
本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立全員〕
- 議長（高橋 実君） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第28号 令和6年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算の件を議題といたします。
総務課長補佐の朗読を求めます。
総務課長補佐。
〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕
- 議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。
都市整備課長。
- 都市整備課長（大森研一君） 議案第28号 令和6年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算の内

容についてご説明を申し上げます。

今回の当初予算は、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,042万2,000円計上するものであります。

初めに、歳入についてご説明いたします。279ページを御覧ください。第1款分担金及び負担金、第1項分担金において、農業集落排水事業受益者分担金23万円を計上。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料において、農業集落排水施設下水道使用料672万1,000円、第2項手数料は督促手数料1,000円の存目計上。

第3款繰入金、第1項繰入金において、施設の維持管理費、農業集落排水事業費、公債費等の財源として的一般会計繰入金1億7,346万6,000円を計上。

第4款繰越金、第1項繰越金において、前年度繰越金1,000円の存目計上。

第5款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料、第2項町預金利子及び第3項雑入においてそれぞれ1,000円を存目計上し、歳入総額では1億8,042万2,000円となっております。

次に、歳出についてご説明いたします。280ページを御覧ください。第1款集落排水事業費、第1項、集落排水事業費1億1,262万円は、上手岡及び小良ヶ浜浄化センターや管渠施設等の維持管理に関わる集落排水維持管理費3,102万円、汚水柵設置工事や施設台帳電子化事業等に関わる集落排水建設費560万円、管渠災害復旧事業費7,600万円であります。

第2款公債費6,680万2,000円は、農業集落排水事業債元金償還金6,237万4,000円及び同利子442万8,000円であります。

第3款予備費は、前年度同額の100万円の計上であり、歳出総額では1億8,042万2,000円となっております。

説明は以上であります。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件については項目が少ないことから、歳入歳出を一括して質疑を承ります。284ページから294ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第28号 令和6年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 令和6年度富岡町介護保険事業特別会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 議案第29号 令和6年度富岡町介護保険事業特別会計予算の内容について説明いたします。

令和6年度の予算は、令和5年度同様、介護保険料サービス費の免除継続を踏まえた編成としております。令和5年度当初予算との比較では、1億872万1,000円減の歳入歳出予算総額16億3,334万9,000円とするものです。

初めに、歳入について説明いたします。297ページを御覧ください。第1款保険料、第1項介護保険料は、避難指示解除区域に住所のある上位所得者と転入者に対する保険料として1,688万円を計上したものです。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料は、督促手数料及び証明手数料をそれぞれ1,000円、計2,000円の存目計上をしたものです。

第3款国庫支出金7億3,075万4,000円は、第1項国庫負担金において、介護給付費負担金などで2億3,464万6,000円、第2項国庫補助金において、調整交付金や介護予防事業、地域支援事業交付金、災害臨時特例補助金などで4億9,610万8,000円を計上したものです。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金は、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金として3億4,659万8,000円を計上したものです。

第5款県支出金1億9,201万6,000円は、第1項県負担金において、介護給付費負担金で1億7,589万円、第2項県補助金において、介護予防事業、地域支援事業交付金などで1,612万6,000円を計上したものです。

第6款財産収入、第1項財産運用収入は、介護給付費準備基金積立金預金利子として利子及び配当金3,000円を計上したものです。

第7款繰入金3億4,709万1,000円は、第1項他会計繰入金において、一般会計繰入金の介護給付費、職員給与費、地域支援事業費に対する繰入金として計3億2,599万1,000円及び第2項基金繰入金において、交付金等の歳入調整のため介護給付費準備基金からの繰入金2,110万円を計上したものです。

第8款繰越金、第1項繰越金は1,000円の存目計上。

第9款諸収入4,000円は、第1項預金利子で1,000円の存目計上、第2項雑入で双葉地方介護認定審査会清算金など3目で各1,000円、計3,000円の存目計上をしたものです。

以上のことから、歳入予算総額を16億3,334万9,000円としたものです。

続きまして、歳出について説明いたします。298ページを御覧ください。第1款総務費1億5,630万7,000円は、第1項総務管理費において、介護保険システム導入保守などの一般管理費、職員及び会計年度任用職員の給与費で1億4,300万4,000円、第2項徴収費において、賦課徴収事務諸経費45万5,000円、第3項運営協議会費において、介護保険事業及び地域包括支援センター事業の各運営協議会事務諸経費として20万2,000円、第4項介護認定審査会費において、認定調査事務諸経費1,264万6,000円を計上したものです。

第2款保険給付費13億6,553万9,000円は、第1項介護サービス等諸費において、要介護者に対する9種の介護サービス給付費及び補助金で13億179万円、第2項介護予防サービス等諸費において、要支援者に対する8種の介護予防サービス給付費及び補助金で2,557万6,000円、第3項その他の諸費において、介護給付費の審査支払手数料114万3,000円、第4項高額介護サービス等費において、介護や介護予防サービスの給付費24万5,000円、第5項特定入所者介護サービス等費において、サービス給付費及び補助金などで3,668万4,000円、第6項高額医療合算介護サービス等費において、サービス給付費10万1,000円を計上したものです。

第3款地域支援事業費7,944万8,000円は、第1項介護予防事業費において、元気アップ教室等高齢者施策事業への補助金や介護予防サービス等への支給費で6,024万7,000円、第2項包括的支援事業費において、成年後見制度や認知症総合支援など各種包括支援費として1,920万1,000円を計上したものです。

第4款基金積立金、第1項基金積立金は、介護給付費準備基金への積立金及びその利子で3,105万1,000円を計上したものです。

第5款諸支出金4,000円は、第1項償還金及び還付加算金においては、還付金、還付加算金、返還金として各1,000円、計3,000円の存目計上、第2項繰出金において、一般会計繰出金として1,000円を存目計上したものです。

第6款予備費では、第1項予備費として100万円を計上したものです。

以上のことから、歳出予算の総額を16億3,334万9,000円としたものです。

説明は以上です。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、歳入の部から入ります。302ページをお開きください。302、303ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 304、305ページ。

- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 306、307ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 308、309ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 歳出に入ります。310、311ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 312、313ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 314、315ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 316、317ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 318、319ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 320、321ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 322、323ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 324、325ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 326、327ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 328、329ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 330、331ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 332、333ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 334、335ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 336、337ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 338、339ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 340ページではありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第29号 令和6年度富岡町介護保険事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

10時15分まで休議します。

休 議 （午前 9時59分）

再 開 （午前10時13分）

○議長（高橋 実君） では、再開いたします。

次に、議案第30号 令和6年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒澤真也君） 議案第30号 令和6年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算の内容につきましてご説明申し上げます。

令和6年度の当初予算は、今年度同様、保険料の減免及び一部負担金の免除が一部を除き継続される中での編成となり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,173万6,000円とするものでございます。前年度比較につきましては、額にして418万5,000円、率にして7.27%の増となっており、歳入歳出の主な項目は今年度同様となっております。

まず、歳入についてご説明いたします。343ページを御覧ください。第1款保険料、第1項後期高齢者保険料は、避難指示が解除となった被保険者の上位所得層並びに被災者でない転入者に対する保険料等として1,277万3,000円を計上しております。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料2,000円は、納付証明手数料及び保険料の督促手数料としてそれぞれ1,000円を存目計上しております。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は、事務費繰入金342万3,000円、保険基盤安定繰入金4,367万7,000円、合わせて4,710万円を計上しております。

第4款第1項繰越金は、1,000円を存目計上しております。

第5款諸収入186万円は、第1項延滞金、加算金及び過料において2,000円、第2項償還金及び還付加算金において2,000円、第3項預金利子において1,000円、第4項雑入において福島県後期高齢者医療広域連合補助金185万5,000円をそれぞれ計上し、歳入合計6,173万6,000円とするものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。344ページを御覧ください。第1款総務費527万8,000円は、第1項総務管理費において、一般管理費として450万5,000円、第2項徴収費において、保険料徴収に係る経費として77万3,000円をそれぞれ計上したものでございます。

第2款第1項後期高齢者医療広域連合納付金は、福島県後期高齢者医療広域連合への納付金として5,645万円を計上したものでございます。

第3款諸支出金は、第1項償還金及び還付加算金において、保険料の還付金及び還付加算金としてそれぞれ1,000円を、第2項繰出金において、一般会計繰出金として1,000円を存目計上し、計3,000円を計上しております。

第4款予備費において5,000円を計上し、歳出合計を6,173万6,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件については項目が少ないことから、歳入歳出を一括して質疑を承ります。348ページから355ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第30号 令和6年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 令和6年度富岡町介護サービス事業特別会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 議案第31号 令和6年度富岡町介護サービス事業特別会計予算の内容について説明いたします。

令和6年度歳入歳出予算の総額は985万3,000円であり、前年度との比較では70万8,000円の増となっております。主な事業の内容につきましては本年度と同様であり、増額分は職員給与費におけるものであります。

初めに、歳入について説明いたします。359ページを御覧ください。第1款サービス計画収入金は、第1項予防給付費収入金として予防支援サービス計画の作成に係る収入金547万2,000円を計上したものです。

第2款繰入金は、第1項一般会計繰入金として会計年度任用職員給与費などに充てるため、一般会計からの繰入金437万9,000円を計上したものです。

第3款繰越金、第1項繰越金及び第4款諸収入、第1項預金利子においては、それぞれ1,000円を存目計上したものです。

以上のことから、歳入予算総額を985万3,000円とするものです。

続いて、歳出について説明いたします。360ページを御覧ください。第1款介護予防支援事業費では、第1項介護予防サービス事業費として介護予防サービス計画の作成委託料で547万3,000円、会計年度任用職員給与費で417万9,000円、合わせて965万2,000円を計上したものです。

第2款諸支出金では、第1項繰出金として1,000円を存目計上したものです。

第3款予備費では、第1項予備費として20万円を計上したものです。

以上のことから、歳出予算総額を985万3,000円とするものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件についても項目が少ないことから、歳入歳出を一括して質疑を承ります。364ページから369ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第31号 令和6年度富岡町介護サービス事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この後休議をいたしますが、休議の中で各委員会を開いていただきます。

それでは、委員会の開会時間と場所について申し上げます。この後直ちに第1委員会室において総務文教常任委員会、第2委員会室において産業厚生常任委員会を開催していただき、その後議会運営委員会を第1委員会室で、終わりましたら議会広報特別委員会を第1委員会室で開催していただき、最後に原子力発電所等に関する特別委員会を全員協議会室で開催していただきますようお願いいたします。

それでは、10時40分まで休議いたします。

休 議 （午前10時26分）

再 開 （午前10時34分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

○委員会報告

○議長（高橋 実君） 日程第3、委員会報告に入ります。

初めに、3月8日に開催していただきました議会運営委員会についての報告を委員長より求めます。

4番、渡辺正道君。

〔議会運営委員会委員長（渡辺正道君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（渡辺正道君） 報告第6号、令和6年3月11日、富岡町議会議長、高橋実様、議会運営委員会委員長、渡辺正道。

審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。(1) 3月定例会の追加議案について、(2) その他。

2、審査の経過。回数、第1回、日時、令和6年3月8日午後零時10分、場所、富岡町役場第1委員会室、出席委員、5名、欠席委員、なし、説明出席者、総務課長、同補佐、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。(1) 3月定例会の追加議案について総務課長より説明を受け、本定例会最終日に追加議案として上程することに決し、議長に答申した。(2) その他。

以上です。

○議長(高橋 実君) お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、総務文教常任委員会の報告を委員長より求めます。

6番、遠藤一善君。

〔総務文教常任委員会委員長(遠藤一善君)登壇〕

○総務文教常任委員会委員長(遠藤一善君) 報告第7号、令和6年3月11日、富岡町議会議長、高橋実様、総務文教常任委員会委員長、遠藤一善。

閉会中の継続調査の申出について。本委員会は、3月11日午前10時27分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、所管事務の調査。(1) 総務課に関する件、(2) 企画課に関する件、(3) 税務課に関する件、(4) 住民課に関する件、(5) 教育総務課に関する件、(6) 生涯学習課に関する件、(7) 出納室に関する件、(8) 議会事務局に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議会事務局長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出をいたします。

○議長(高橋 実君) お諮りいたします。

ただいま総務文教常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、産業厚生常任委員会の報告を委員長より求めます。

7番、安藤正純君。

〔産業厚生常任委員会委員長（安藤正純君）登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（安藤正純君） 報告第8号、令和6年3月11日、富岡町議会議長、高橋実様、産業厚生常任委員会委員長、安藤正純。

閉会中の継続調査の申出について。本委員会は、3月11日午前10時27分より富岡町役場第2委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、所管事務の調査。(1) 都市整備課に関する件、(2) いわき支所に関する件、(3) 郡山支所に関する件、(4) 健康づくり課に関する件、(5) 福祉課に関する件、(6) 農業委員会に関する件、(7) 産業振興課に関する件、(8) 生活環境課に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、庶務係長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま産業厚生常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

4番、渡辺正道君。

〔議会運営委員会委員長（渡辺正道君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（渡辺正道君） 報告第9号、令和6年3月11日、富岡町議会議長、高橋実様、議会運営委員会委員長、渡辺正道。

閉会中の継続審査及び調査の申出について。本委員会は、3月11日午前10時28分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査及び調査事件。(1) 会期、議事日程、議案の取扱い、発言等議会の運営に関する件、(2) 議会関係例規類の制定、改廃に関する件、(3) 議長の諮問に関する件。

2、審査及び調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査及び調査の結果。審査及び調査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査及び調査の要ありと決したので、富岡町議会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会広報特別委員会の報告を委員長より求めます。

5番、高野匠美君。

〔議会広報特別委員会委員長（高野匠美君）登壇〕

○議会広報特別委員会委員長（高野匠美君） 報告第10号、令和6年3月11日、富岡町議会議長、高橋実様、議会広報特別委員会委員長、高野匠美。

閉会中の継続審査の申出について。本委員会は、3月11日午前10時29分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。議会の広報等及び議会報の編集に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま議会広報特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、渡辺三男君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君） 報告第11号、令和6年3月11日、富岡町議会議長、高橋実様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺三男。

閉会中の継続審査の申出について。本委員会は、3月11日午前10時31分より富岡町役場全員協議会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。原子力発電所並びに東日本大震災に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会

事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

○動議の提出

〔「議長、1番」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） この際、議決の結果生じた字句等の整理について議長に委任するため、動議を提出いたします。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま1番、堀本典明君より動議の提出がありました。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

動議の内容について、1番、堀本典明君より説明を求めます。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） 本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任いたしたく発案いたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいまの動議のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、字句、数字等の本筋を失わない範囲における修正等について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に一任することに決しました。

○閉会の宣告

○議長（高橋 実君） 以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって令和6年第1回富岡町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 （午前10時49分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和6年 月 日

議 長 高 橋 実

議 員 堀 本 典 明

議 員 佐 藤 教 宏